

十六年には晴元の爲めに奪取された諸城があつた。長慶は晴元及び同族宗三の爲めに父の殺されたことを知つて居つたので常に兩者の間は和融しかねたが、天文十五年に至つて宗三と隙を生じたので、十月には遂に晴元等と縁を絶ち、遊佐氏と通じて氏綱を奉じ晴元に抗することになつた。

高屋城では遊佐長教が死してからは安見美作守が權を專にして高政と協はず、高政は紀伊に走り、美作守は根來衆を引て味方とした。依て長慶は美作守を討つことになつた。永祿二年六月長慶は十七箇所に陣し、美作は出で、鬪つた。七月二十一日三好方は欠郡に陣し、二十九日には喜連・杭全へ陣を寄せた。美作等は飯盛城に退いたので、長慶は八月一日畠山高政を紀伊に迎へて高屋城に入れ、四日に天王寺へ退陣した。其後高政は美作と和したので、長慶は高政の爲すなきを知り、河内を收める爲めに高屋城を攻めた。美作は飯盛城に退き、高政も城を開き、共に堺津に移つたので、長慶は飯盛城に入つた。四年七月高政・安見・根來一味して三好氏に抗し、五年三月久米田城を陥れ、進んで高屋城を陥れ、高政は同城に入つた。飯盛城は陥るに及ばぬうちに五月三好氏の援軍到つて高政方の諸城を陥れ、河内・和泉・大和・山城・攝津の五ヶ國は一日で三好氏の掌中に歸した。

平野地方が三好氏の領下に屬したのは永祿の始であつたであらう。松永久秀は元よりの三好の家臣であつた。久秀が中野村を平野甚三郎に支配せしめた文書を杭全神社に傳へて居るが、久秀は此地方を管理したのであらう。戰國時代となつては神社佛寺の領地は自然其地の領主の爲めに没收されたものが多かつたから、平等院も早くから此地を押領されて居つたことと思はれる。

織豊時代の平野 永祿八年三好衆は久秀が恣に弑逆を行ひ、政柄を執つて三好氏を輕蔑するのを嫌ひ、三好三人衆は十二月に大和に兵を出し、久秀を多聞城に攻めた。此時大和河内の間に於て兩派の戰鬪絶えず、九年二月十一日に

は久秀遠里小野へ出陣した。五月十九日には久秀また多聞城を出て攝州野田に陣し、二十二日には喜連に陣替した。此時は平野もその陣地となつたであらう。二十五日には堺浦に移つた。晦日同地に戦つて久秀大敗して夜中に遁走した。十一年九月織田信長が足利義昭を奉じて西上したので三好義繼・松永久秀は信長に降つた。併し三好三人衆は攝津に據つて彼に對抗したので、信長は攝津を攻め、三好黨は淡路・阿波に退去した。信長は芥川城に入つて攝津及び近國を處分して諸將に給與した。三好黨は十二年正月京都を襲つて敗北したが、又元龜元年に攝津に入つて野田・福島に根據を置いた。八月信長は急遽南征して二十六日に天王寺に着陣し、諸勢は渡邊・津村・上難波・下難波・木津・今宮高津に陣した。信長の行軍は平野を通過したのであつた。義繼・久秀は天満森に陣した。三好黨の爲三入道や三好日向守父子等は信長に降り、播磨の三木別所氏も天王寺に來援し、畠山方の紀伊衆・玉木・湯川等も信長の味方して遠里小野・住吉・天王寺に陣した。偶本願寺一揆が三好黨に與したので、信長は各地に戍兵を置いて持久の計をなし、時に淺井朝倉が京に迫つたので、信長は兵を引いて之に向つた。此時信長は九月と十月とに平野に書を與へて居る。此等の文書や天正三年の三月四月五月九月の信長の朱印黒印狀及び堺との攻守同盟史料等は本書編纂に際して参照することを得なかつたから、此時の事情は審にすることを得ぬ。信長は天正二年四月奈良から大阪に向ひ、住吉・天王寺を焼いて京に還り、翌年四月又兵を出し十二日住吉に陣し、十三日天王寺に移つた。皆平野を通過したのであつた。十月本願寺との間に和議成立したが、四年四月顯如は潜に軍備を修めたので信長は急遽大阪を攻めた。六月信長は軍を班した。八年閏三月和議又成立して顯如・教如は城を捨て、紀伊鷲の森に去つた。

同十年六月信長は弑に遇ひ、天下の權は豊臣秀吉に歸した。秀吉が、平野莊を以てその臺所入としたのは同十一年七月であらう。八月に秀吉は平野内の百五十石を末吉勘兵衛に給與した。十一月小出播磨守秀政は旨を受けて平野莊

の處置についての書狀を出した。此文書及び秀吉の狀、高臺院領地に關する狀等、今東末吉家西末吉家に存するが、又参照することを得なかつたから此にその詳細は記述し得ぬ。慶長年中、秀吉は平野を高臺院の領地とした。此迄は小出播磨守・片桐市正が代官を勤めたが、高臺院時代は代官なく、惣年寄で支配した。元和元年に徳川氏の領となつたが、併し平野莊から年貢米を豊臣家に納めて居つた。元和元年高臺院へ納めたところは米四百八十石であつた。此知行所は請米として二百石に定めたが、大阪亂後、四年間地下年寄から納めなかつたので、小堀遠州が周旋して二ヶ年に免除し、末吉孫左衛門の請負としたが、猶年寄どもから納めなかつたので、高臺院から徳川氏に訴訟に及んだ。

大阪役 豊臣秀吉は慶長三年に薨じたが、二年目の五年に關ヶ原の役が起つて豊臣方の敗北となつた。末吉勸兵衛利方は織田信長・豊臣秀吉に仕へて其代官を勤めて居つたが、慶長四年には徳川氏に屬した。五年九月家康は關ヶ原に凱陣して上洛したので、利方は二十一日に大津驛で謁した。此時平野莊は大阪近くで、濫妨狼藉に遇ふこともあるかとして制禁の朱印を下付された。

禁 制 平野并六ヶ村

- 一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉事
- 一、放火之事
- 一、妻子牛馬取事

右條々堅令停止訖若於違犯之輩者速可處嚴科者也仍下知如件

慶長五年九月二十一日

此後天下兵馬の權は徳川氏の掌握するところとなつたが、豊臣氏が大阪城にある間は徳川氏の天下も安泰なること

を得ぬので、彼を滅亡する機會を待つて居つた。同十九年豊臣氏が京に方廣寺を創建したので、徳川氏は此に難を構へ、遂に兩者の間に戰端を開くに至つた。十月二十六日大阪から當所を出張の陣所として人數を入れるから百姓共は立ち去らず、豊臣氏に對して忠節あらば後代まで安堵の褒美あるべき旨、大野修理治長から仰渡され、秀頼の黒印狀を與へられた。徳川氏は二十九日京の二條城に末吉吉安を召し、平野を陣所とすべく、百姓等は止つて忠節を致すべく仰渡され、家康・秀忠の平野莊安堵の朱印を下された。

禁 制 攝津國住吉郡平野郷

- 一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事
- 一、放火之事
- 一、苅取田畠作毛之事

右於違犯之輩者速可處嚴科者也仍如件

慶長十九年十月二十九日(兩朱印同文)

吉安は更に大阪から申來つた趣を先手越前少將忠直に密告したので、十一月二日小寺圖書をして平野に至り、惣年寄等と契約するところあらしめた。三日吉安をまた二條城に召し、平野莊は大阪近く、然も要害の地であるから大阪城兵出張あるも計り難いので、松平下總守忠明・石川主殿頭忠總・西尾豊後守忠政等をさしむけるから吉安案内せよとあつた。併し三將は既に河内の牧方に屯して居つたから、吉安は四日の未明に京都を發し、其晝河内の日下村で三將に家康の書を與へ、其夜かの地を打ち立ち先手を導き、五日朝平野から七八町東の鞍作村のあたりまで到着した。時に大阪勢は既に平野に出張して烈しく鐵砲を打ちかけ、味方近寄らば取圍みて討取る形勢であつたので、吉安は少時先手の人

數をとどめ、取つて返し、大和街道で三將に遇ひ、事の次第を報告した。時に平野の方に火手が見えたので、又引返して平野に至つたところ、郷民等逃げ去り、足弱のみ残つて居つた。一方小寺圖書と契約した事を大阪に内通したものがあつたので、四日に大阪から薄田兼相・山口弘定が兵を率ゐて平野に至り、總年寄五人を召し、東軍に舍營を約束したことを責めて之を縛して大阪城に羅し去り、民舎に放火した。五日東軍三將の兵近づいたと聞いて大阪兵は引退した。六日三將は平野に着いたので、右の仔細を告げ、又京二條城に報告した。此日三將は平野に五箇所の關門を設けて交番之を成つた。大和路からの諸軍は多くは本地を通過して大阪に向つた。十日前田利常は高安から平野に進み、十三日阿部野・木野に陣した。十七日秀忠は枚岡から平野に入り、野堂會所を陣所とし、十二月二日に岡山に移つた。家康も十一月十七日に關屋城から住吉に至り津守祠官の家に入り、十二月の六日に茶磨山に陣した。その平野陣所は本より岡山・茶磨山陣所普請の用材及御用物は凡て平野より進献して其用に供したので、その事家康の上聞に達し、吉安は御前に召され、且又大阪に捕へられた五人は織田有樂齋の計で解放されたが、その内末吉太郎兵衛増重・同五郎兵衛道良は本多佐渡守の取次にて謁を許され、時服を給與された。又百姓救恤の爲め本年の年貢は三百石餘に減ぜられた。吉安は其功によりて平野莊に河内志紀郡河内郡の代官を兼ねしめ、父利方の甥平野長成も吉安と同じく功があつたので、代官とされた。

十二月和議成り家康・秀忠は軍を引いたが、數月で大阪城では再び兵備を修むるに至つた。元和元年四月五日秀頼は城外を巡視した。其行装は秀吉の時の如くで、追手門から出て阿部野を過ぎ、住吉に至り、歸路茶磨山に登り、天王寺から平野に出て、岡山を経て城に還つた。徳川方では四月諸將を京都・伏見に會せしめ、分つて二軍とし、一は大和を迂回し、一は河内に向ひ、道明寺で相會して城南方面から攻撃することにした。五月五日家康は京都を、秀忠

は伏見を出發した。大阪では東軍を大和口で迎撃することに定め、部署を定めて後藤基次等を前隊とし、眞田幸村等を後隊とした。五月朔日に前隊は平野に舍營した。六日黎明、基次は平野を出發し、小松山に水野勝成・松平忠明と戦つて戦死した。幸村及び毛利勝永等が天王寺を發して至つた時は基次既に戦死した後であつたが、道明寺で伊達政宗等と戦ひ、是夜幸村等は平野を経て岡山・天王寺に退いた。此日長會我部盛親・木村重成等は黎明、城を出て、盛親は久寶寺を経て八尾に進み、重成は大和橋から若江に向ひ、東軍河内路の先鋒井伊直孝・藤堂高虎と若江・八尾で戦ひ、重成は戦死した。藤堂隊の渡邊了は盛親隊の引き退くのを追ふて平野を占領し、黄昏平野に放火して本隊に退いた。翌七日東軍は直に大阪に攻めよせた。家康・秀忠は平野で會合し、秀忠は岡山口に向ひ、前田利常が前鋒であつた。家康は天王寺口に向ひ、本多忠綱が先鋒であつた。大和口の諸將は紀州街道から進んだが、河内口の諸將は平野を通過した。

八日秀頼母子は自盡し、大野治長以下殉死し、城は陥つた。此日家康は京に還り、九日秀忠は軍を班した。

町割 此時平野は殆ど兵火にかゝつた。権現社・大念佛寺・觀音寺等を始め民家の大部分は焼失した。地下會所の土藏も掠奪せられて重要な書類も紛失したといふ。家康凱旋の後吉安を二條城に召し、板倉勝重を以て其功勞を賞し代官を命じ、且又平野莊の町割をあらため、光源寺を再建すべき旨を命ぜられた。(光源寺の事は第十四章寺院參照)町割とは今日の市區改正のことで、舊濠内の街衢は此時に區割されたもので、略碁盤目割に出来て居る。元和二年三月吉安は支配人長井長重に命じて事に當らしめ、八尾孫右衛門は老練の故を以て副たらしめた。長重は吉安の意に従つて屋敷割をなして其町々に渡し繪圖を作成し、各戸の間數歩數分米等は地下年寄等立會ひ、各人に對して屋敷繪圖を見せて了解せしめて其所を申渡した。(西末吉家には長井長重日記を始め天正頃からの平野莊の文書が保存されて

あるが、本書編纂に参考することを得なかつたので、記事に疎漏あるは免れぬ。七町は従來の區域に基いたもので、街衢筋の名稱を挙げると、東西に亘つて居るものでは

猿屋小路	泥堂筋	興正寺筋	圓満寺筋	大市筋(市門筋)
菜市筋	樋尻筋	光源寺筋	堺筋	政所筋

南北に亘つて居るものでは

桐ノ木筋	鍛冶屋町筋	河骨池門筋	殘在橋筋(流門筋)	馬屋小路
天神筋	金屋小路	西脇門筋	馬場門筋	

等を重なるものとする。

坂上氏及七名家 坂上領時代の坂上氏が平等院領となつて經濟上に甚しき影響があつたことは勿論である。如何にして存続したのであるかは詳でない。此時坂上氏の庶流七名が各自名田を所有して居つて、七名から平等院へ燈明料を奉納しただけで、杭全莊は守護不入の地として一切他からの干渉を受けず、織田豊臣氏時代までも同じであつたと傳へる。織豊時代に年貢を命ぜられても金十枚から廿枚までの高代納で済して居つた。文祿三年に秀吉が檢地の命を下したので、坂上家の相續や守護不入の次第を以て七名及び郷中一統から檢地の免除を歎願したが、守護不入は今後廢止するものであるとて、一切の歎願が却けられて檢地が行はれ、七名田や守護不入は斷絶した。併し坂上家由緒の神職は永久相續の爲めとて、權現境内・三十歩社境内・長寶寺境内・全興寺境内を除地として坂上氏が支配とした同時に郷中の支配(地下)も往古より仕來の通り總年寄として治めしめられることになつた。(此檢地に天神境内・觀音寺境内・藏屋敷・非人屋敷非人堂とも云ふ九畝二十二歩も除地となつたが、此は地下の分であつた、即ち町總持であつた。)

坂上氏は一般に平野殿と稱し、通稱は坂上民部で、徳川時代に於て特別の支配を受け、全く町民とは通婚せず、主として京都公卿との間に行はれ、若し男系の絶えた時には必ず公卿の出を迎へた。永代長寶寺内の屋敷に住し、坂上氏と長寶寺との會計は除地内借地年貢で支辨し、不足の時は總年寄の給田中から銀五百匁を出し、猶不足した時は七名家中から支辨して居つた。(坂上氏神職の事第十三章神社杭全神社参照)

平野郷町に七名家と稱するのは徳川時代の中頃までは七番頭と稱した。町民の上に位した一の階級である。此階級は何時代に出來たものかは本より詳でない。坂上氏の末葉であると稱する。長寶寺系圖には廣野卿御家老七人の末葉七番頭といふ、其子孫相續して今に至る、庄内の年寄たる也、此當庄町數七に分て依て則番頭各々配守せしむる故なり」とある。往古にあつては七家が各々一町づゝを支配したものであつた。本町から出す住吉祓の馬七疋、權現拜殿の七間、周圍の門の七口も七家の由縁であるといふ。町の總年寄役は往古から七名家に限られ、宮座も坂上氏の命を受けて七名家から奉仕した。七名家は野堂・則光・成安・利則・利國・安國・安宗で、改姓して野堂は末吉、則光は井上、利則は三上、利國は土橋、安國は辻葩、安宗は西村と改めた。末吉氏は廣野鷹九世の孫を隼人正末吉と稱した、其邸が野堂にあつたので里人は野堂殿と稱した。末吉から十三代を経て、藤左衛門尉増利の時に、先代の名を用ひて末吉と稱した。秀吉時代に其家分れて東西二家となつた。大字平野市に末吉孫左衛門屋敷と稱するのがある。西末吉家の舊邸地で、今の泥堂に移轉したのは寶曆四年十二月であつた。土橋氏の祖は田村鷹十七代の裔坂上利國から出た。利國は利惟の二男で分家して市氏と稱し、その後五代の間市氏と稱した。政長應永三年四月歿の時市家の門前に土橋があつたので里人土橋殿と稱したから、以て氏とするに至つた。井上・成安・三上三氏の家系は詳でない。辻葩氏は大字流に住して居つた。西村氏は寛文年間大阪に移り、平野屋藤右衛門と稱して木綿問屋を營んだ。十二代東太は家業を厭ひ

醫となり、又勤王の志あつて伴林光平と親交あつた。後三河國西尾町に移り、文久三年名古屋に出で、孫有太郎家を繼いで今に名古屋に居る。七名家は本より資産富裕で町民の敬望を受け且は町の要路に立つて居つたが、時に家産の傾き、其家名を保有し難きものもあり、且は坂上家に對しても粗略なき爲め、享保二年十二月に七名家筋の内十一人申合せて二十三日講を結んだ。同講は一の頼母子講である。正徳四年の同講の掛銀帳があるから、その起原は詳にしかねる。享保二年には規約を改定したものであらう。同講は以後長く繼續して明治の際に及んだ。左にその「定」を収録して参考とする。

定

此二十三日講者當郷坂上七名家筋之内十一人申合取立申候、其意趣は此講中子々孫々迄親先祖の間弔長久に相勤可申爲に候、依之向後毎年懸銀を集、年々積重、弔料髓に拵置、末々如何様の變有之、家及衰微候共いつ迄も間弔無斷絶相勤候様に極置候、且又田村將軍者坂上の祖神にて御座候故御忌日を以て講の號と仕候、毎年五月二十三日御祭相勤、講中長久祈可申候、其上講中月次に致參會年中に一度宛巡々に齋主相勤、互に相親諸事可申合候、猶委曲條々如左、

- 一、毎年五月二十三日御祭の禮式別冊に記申通年番に亭主相勤、永代懈怠仕間鋪候、尤も御祭料は從講物の内相渡可申事、
- 一、月次講會式法別冊に記申候通いつ迄も相違有之間鋪候、但講物多成不申候内者造用亭主の賄に可仕、末々講物多成申候は講料相應に相極講物を以て賄之、永代懈怠無之様に相勤可申事、
- 一、弔料銘々請取申事、講物多成不申候内に配分仕候ては其甲斐無之候、家及衰微家督無之仕合に罷成候ても、間弔斷絶不仕候様にとの事に候得ば、少々割前請取申候ては間弔難成儀候間、一年にそれ相應の割前無之内者堅配分仕間鋪事、
- 一、平野殿は七名の本にて候故其筋目の者共疎略不可仕儀に候、依之地下惣年寄觀音講中隨分被肝煎候得共、若變有之、間弔など

難成被及難義候時節有之候者、從二十三日講中心を付内證にて助力仕可然候、但し地下惣年寄觀音講中被肝煎候上に差出候儀は必可爲無用候、勿論令助力候は、講物を以て賄之可申事、

- 一、掛銀は御祭料講料弔料等に投置申候故全自分の者に無之候、然は一分に懸銀手前へ取戻し申度と願候儀は不申及講中一同に申合候て講物分け取申儀も一圓に仕間鋪候、若掛銀捨候て引可申と存候無分別者有之候共、是又爲引申間敷候、但し掛銀捨候て爲引申候儀は殘る講中の勝手に候得共左様に爲致候ては取立申本意立不申候、勿論如何様の義有之候共他人は不及申親類にても此懸銀に付少も差構申儀有之間鋪事、

- 一、講之株他へ貰し申事其人近き親類にても又は七名家筋にても堅爲致申間鋪候、其外の人には不及申候事、
- 一、講中に若相續人無之家出來申候は、其親類相談可有之候得共、講中も相共に取持相續人相極、間弔相勤候様に爲致可申候、又相續人無之而已に非ず家督も居屋鋪も無之候は、其株講中に預り置、年々の配分積重相續人取立此株相渡し間弔斷絶無之様に爲致可申候、其節他人は不及申親類にても毛頭差構不申、講中の相談次第に可仕候、但し相續人の儀隨分其血類穿鑿仕り候而相究之可然候、若又無法者にて講相續難成仕合に罷成候は、相續人無之時の定に準し可申事、
- 右條々者講中申合定置處に候、子々孫々に至迄一々令承知堅相守、先祖之間弔永代斷絶無之様に可仕候、若此定に相背申者有之候者、不孝の罪難遁天命可畏之甚也、仍連判如件

享保二丁酉年十二月四日

末 吉 宗 律 ㊦
 末 吉 治 兵 衛 ㊦
 末 吉 彦 右 衛 門 ㊦
 末 吉 德 安 ㊦

- 土橋 治 左衛門 ㊦
- 土橋 七郎 兵衛 ㊦
- 末吉 三郎 兵衛 ㊦
- 土橋 九郎 右衛門 ㊦
- 成安 源 右衛門 ㊦
- 辻 葩 又三郎 ㊦
- 三 上 受 清 ㊦

二十三日講法式

一、懸銀人々不同無之様に出し申事後々迄相違有之間鋪候、又手前へ弔料請取申候節も不同出來不申候様に講中諸事平等に可仕事、

一、懸銀集候儀講物高二百石に成不申候内は必相止申間敷候、其内百名に成候迄は隨分情出し、力次第懸銀増候様可然候、如何様の義有之候共、懈怠仕義は不及申、懸銀減し候様にも仕間鋪候、百石以上に成候は、懸銀の増減其節の様次第に可仕候、

二百石以上に成候者懸銀相止可申儀是又其節の様次第に可仕事、

一、講物高百石に成不申候内は月次講料又は平野殿へ助力仕度儀杯有之候共、講物一切に遣申間敷候、但御祭料等無據少々入用之儀は可爲格別事、

一、若身上不如意に成懸銀出し申事難成不足出來申候者、何時も身上取直し次第掛足、少も不足無之様に可仕事、

一、懸銀不足仕置候共、致配分候節は講中一同に仕候而、其配分は不足仕置候懸銀に引、何年かゝり候共元利共不殘相濟申上、

其人え相渡し可申候、但し配分不仕候内に不足懸足し申候共、元利共相濟し申候義可爲右同前候、然者懸銀不足別帳に記置、世間並相應之利足年々かけ明細に算用仕置可申事、

一、弔料割前一人前一年に米二十石以上程宛に成申候は配分可仕候、其節講物一年之徳用二歩本へ相加、八分配分仕候事、二十石以上程宛有之積りと心得可申候、然者年々之配分永代無相違弔料益髓に可罷成候、幾年も講中に變無之相續仕候は、講物餘力出來可申候間、左様之節は他之飢に及候様成難義をも救申様に可申合事、

一、講物随分田畑屋鋪に仕置可申候、銀子にて有之候は不慥方へ堅借し申間敷候、商賣之類何にても高利有之義に必々かゝり申間敷候、外人は不申及、講中之人にて念入質物取不申候は少にても借し申間敷事、

一、講中之家に相續人幼少又者女主にて會に出申事又年行司辨申事成不申候共、講中之並に仕配分取申儀は不及申、諸事講中之定に少も替り申事有之間敷候、但し相續人十五歳に罷成候者參會に出し、其上様子次第年行司も廻し可申事、

一、田畑屋敷年行司辨に仕、念入勘定滞無之算用仕立、毎年七月切徳用銀講中へ相渡、次之年行司へ廻し可申候、若身上不勝手に付年行司へ取込申候徳用銀講中へ難出義出來申候は、其銀高相應より多質物差入、預り銀に仕、作法之通證文相認差出候而勘定仕立可申候、依之相應之質物所持不仕候人には、年行司爲辨申事決て仕間敷候、是に不限幼少并女主の方へも年行事爲辨申間敷候、且又質物有之候得共若徳用銀年行司へ取込、爲滞申義有之候者、其人懸置候懸銀を以て相濟し可申候、然共隨分左様に成不申候様に年行司渡し候義吟味可仕候事、

一、田畑屋敷多成候は、宛口高分候て相辨候ても可然候、此段は兎角其時之様子次第に如何様共可然様に可仕事、

一、懸銀毎年十月に集之、講中之惣勘定明細に可仕事、

一、此度申合候講中十一人之外、重而一人も加申間敷事、

一、講中子幾人有之候共、講は家督相續之本家へ讓可申事、

一、講中之人無據子細有之他所へ引越申候者、講中へ遂相談、當地に名跡殘し置、其者え講譲り候て他所へ引越可申候、勿論名跡殘し申旨云立に仕、講之株他へ貰し申事堅仕間鋪候、但し唯今迄他所住居之人は不及其沙汰事、

一、講中互に入魂仕候義本意に候、然上は何に不依重き事必令相談、可任衆議候、且又不行跡不所存之義有之候は、開付次第可加異見、必不可有違背候、若身上不勝手に罷成候人有之候ば、本人黙し居申候共、講中推而致相談、如何様共身上相立申様に可仕候、此講取立申意趣は親先祖問弔斷絶無之様にと申事に候得ば、位牌所相續之儀専ら仕、講中一所に申合候定に候得ば、銘々身に懸り候儀と存、少も遺慮仕間敷候、尤御公儀様御法度大事に相守、人道を背申事無之様に申合、講中安全にいつ迄も致相續候様に可仕事、

享保二丁酉年十二月四日

連署十一人同前

總年寄は七名家のうちより勤め、帶刀を許されて居つたが、天和二年に幕府から百姓帶刀禁止の令が下つて停止された。本多中務大輔領分の時同候より帶刀を許され、且又毎年銀三枚づゝ給與された。役銀である。此時に又總年寄の内から老分のも二三人程を選びて上方一萬石の代官とし、中小姓格として十五人扶持を給與された。松平周防守時代土井家時代も帶刀を許して銀三枚を給與された。明治になつて七名家の後は郷士と稱して居つたので、七年一月末吉永五郎・土橋七郎兵衛・三上次郎左衛門・末吉増五郎・末吉勘四郎に對して大阪府から以後民籍と心得べき旨を達せられた。

七名家のうち最も富有であつたのは末吉家で所有地は六百餘町に達し、平野と大阪日本橋間、平野と中野村間は自家の所有地のみで往來したと傳へる。最も活動したのも末吉家であつた。藤右衛門行増は豊臣秀吉へ仕へて平野莊の代官を勤め臺所奉行を命ぜられ、當時の帳簿記録文書等今も其家に存して居る。行増五男あり、長を藤左衛門増久といひ、本家を相續した。則ち東末吉家で代々増の字を名とした。増久の次男増重天正十一年に越前北袋銀山採掘許可を得、文祿二年に秀吉から、銀山速に採掘すべき朱印状を受けた。彼は又商人となつて海内を巡遊し、物貨の集散交易の状態を視察せん爲め、天正十六年二月秀吉から諸國往還許可の朱印状を受け、同年七月山形の最上義光から國內通關往來の黒印状を受けた。大阪に捕はれてから後河内金剛山に逃れ、同山を修理し以後供進して明治初年に至つた(寛永十年十二月歿年七十一)二男は勘兵衛利方、其裔は西末吉家で世々勘の字を名けた。三男茂右衛門長忠は備中國に移つて伊藤播磨守の家臣となつた。四男次郎兵衛長成は大阪に分家し、大阪の安井九兵衛と協力して道頓堀川を開鑿した。大阪役後某地の代官となり幕臣となつた。此内利方の家が銀座を開き海外貿易に従事した等大に活動したので有名である。利方夙に産を起し、業を廣め、家運大に榮えたが、又浪花から東海諸國に至る廻船業を營んで、家益々富み一郷の土豪を以て稱せらるゝに至つた。筒井順慶は其領内に於ての商賣の保護の保證を與へ、秀吉は天正十四年八月河内丹比郡西奥村の代官を命じ、更に商賣上の諸公事を免除し、十六年岡崎城主徳川家康も免船六艘の分國內諸港灣の出入を許可した。此即ち利方の廻船を優遇したので、利方の廻船は諸國に互つて居つたので此を其本國へも招致する爲めであつた。慶長四年に利方は家康に仕へて大津代官を勤めた。六年五月伏見にて家康に謁し銀座の取立を願ひ出た。此は從來銀價一定せず、交易賣買に便宜を缺くこと少からぬから、其品位を定めて極印を打ち天下をして信用せしめんが爲めであつた。家康は之を許して伏見に屋敷四町を給與して銀座を置かしめ、利方を頭取とした。此から末吉氏は後藤の金座と東西相對して銀貨鑄造の特權を有するに至つた。座人十人其平野姓のものは利方親族のものであつた。「銀座初りの次第諸事定書」に其來由を記したところを此に収録する。

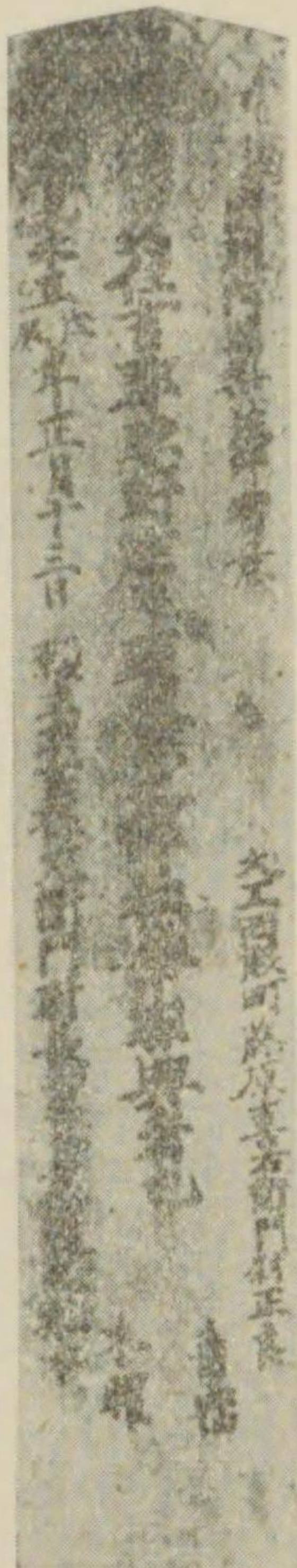
往古者白銀の位不定、諸國銀山より掘出す、其山々の灰吹を以て銀商買の代りに差遣す、依之國々の銀位高下有之に付交易自由ならず、然所、權現様御代(家康)日本國中銀の位一途御定、諸商買自由に罷成候様銀座御取立成さるべき旨上意の趣末吉勘兵衛・後藤庄右衛門承之、淀屋次郎右衛門・野村新兵衛・萬屋市右衛門・中村九右衛門・丸屋次郎兵衛・平野藤次郎・平野九右衛門・山口屋作三右衛門・古手屋六右衛門・末吉孫左衛門右十人銀座立られ候様にと仰付られ、依之諸國灰吹の上中下を合され、銅を加、丁銀に吹立、其銀の位に應じ、菊一文字・夷一文字・兩條に吹、大黒常是品々極印を打、御上覽に備へ奉る所、大黒極印之位然るべきの旨上意に依て、則堺住人大黒屋常是吹手に相究、銀座取立、十人の者頭役に成、座人銀見役抱之、諸國灰吹銀位に應じ歩銀致し、差引替集め、丁銀大豆板に吹立之を廣め、因茲慶長六辛丑五月天下一統丁銀遣に相定

慶長十三年銀座を京都に移し、十六年には静岡にも常是吹所を立て、十七年には江戸銀座を起した。子吉安その子長方共に大に海外貿易に従事した。其船を朱印船と稱した。秀吉から異國渡航免許の朱印を與へられたからの名稱である。當時京都・長崎・堺の商人は海外貿易の巨利あることを知つて競ふて渡航したので、徳川氏の時代となつて其制を擴張して商估のみならず、大名・寺院等にも朱印狀を與へた。此時吉安も族田邊屋又左衛門と共に朱印狀を受けて呂宋に渡航し貿易に従事した。其朱印帳に載せられてある朱印狀下附の月日は慶長九年七月五日、十年九月上旬、十一年八月十五日、十二年六月二十六日、十四年正月十一日、十五年正月十一日、十六年正月十一日で、即ち九年から十六年まで、十三年を除きて累年で、毎年呂宋に渡航したのであつた。

寛政重修諸家譜に「吉安仰をうけたまはり暹羅國に渡航す」とあるが、此は末吉家の由緒書に基いたもので、又同家には慶長十三年十月二十五日の暹羅渡航の朱印狀が存在して居るが、此朱印狀は朱印帳には一、自日本到暹羅國舟也慶長十三戊申孟秋二十五日、田邊屋又左衛門白物一惠之、取次平野孫左衛門、本上狀あり」とあるので、田邊屋のものである。或は兩人聯合して渡

航したのか、或は準備ならず、渡航にも及ばず、朱印狀が末吉家に残つたのであらうか、寛政諸家譜は誤であらう。

吉安は元和三年三月に歿した。子長方も又海外貿易に従事して長方は安南に船を出した。寛永元年に安南國主清都王



末吉長方牛頭天王社再興棟札

が角屋船や末吉船に託して國書國産を將軍家光に献じた。杭全神社牛頭天王社再興の棟札に寛永五年辰正月十三日願主末吉孫左衛門尉長方東京渡之船本」とある。東京は即ち安南の都城である。

朱印帳は元和二年に終り以後の朱印狀の事が詳でないから何年から何年に及んだかは知るを得ぬ。寛永九年の安南答聘目録が今に末吉家に存するのを見ると、又末吉船に託されたものであらう。京都清水寺に奉納の末吉船の繪馬は寛永九年極月二十一日、同十年極月二十一日、同十一年霜月吉日の三面で、九年十年のものには東京喜朝船とある。十年のものも同じく東京より歸朝しての奉納であらう。(此分は奥院にある)幕府は同十三年に、令して朱印船の渡航を禁止したので、長方の安南渡航も止むなく停止したと思はれる。渡航船は各其所有者の名を以て呼んだ。末吉船の圖は右の京都清水寺の繪馬で知ることが出来る。構造は下のかた底を深くし、外面は悉く油石灰でぬり、又上の方は丹土色で塗つたのがあり、或は木地に油を塗つたものもある。舵は大なる鐵の肘を數ヶ所に打ち、其肘を受ける軸も大きい。壺を打つて舵を駕れる。此の構造をミスツイス造りの船と稱する。帆は皆布帆で、其船長二十間、荷物二百萬斤を積み、中のもものは長十七八間、荷物百五十萬斤、小のもものは長十五六間、荷物百二十萬斤を積み。艫には樓閣を構へ檣は三本立である。清水寺に支倉船の圖がある。共に明治四十年五月國寶となつた。(杭全神社に寛永四年平野屋源左衛門が奉納の渡航船の繪馬がある。源左衛門は誰であるか詳でない。猶尋ねべきである。)長方は河内志紀

河内二郡の代官であつたので、元和六年五月の大洪水にその支配の柏原村も千四百石の處、大半荒田となつて、民力では恢復の途がなかつたから、平野川を疏し、柏原船を往來せしめることにした。其顛末は第十二章三商業柏原船項に詳にした。大阪市東横堀川の橋梁に末吉橋の名を存するものがある。此は吉安が市民交通の便を謀つて架設したのであつた。長方から長明・利長を経て嘉千の時江戸に移つて旗本に列せられた。其後は江戸に移住した。

徳川時代の領主 平野莊の地は大坂落城後は徳川氏の直轄地となつた。代官は既に記した如く末吉吉安に命ぜられた。元祿始めて此地を以て諸侯に給與された。寶永七年から又一時直轄としたが、再び正徳三年から諸侯に給與された代官と領主とを左に擧げよう。

直轄時代

- 代官 末吉 吉安 元和元年—
- 同 長方 元和三年—
- 同 長明 寛永十六年—
- 同 利長 承應二年—延寶七年
- 國領半兵衛 延寶八年—天和元年
- 三田次郎右衛門 天和二年—貞享四年
- 今井 九右衛門 元祿元年—同三年
- 辻 彌五左衛門 元祿四年—同七年
- 松平 美濃守吉保 (川越侯) 元祿七年五月—寶永元年十一月

松平右京大夫輝貞 (高崎侯)

寶永元年十二月—同七年五月

直轄代官 能勢又太郎

寶永七年—正徳二年

本多中務大輔忠良 (古河侯)

正徳三年—

同 忠敬 (同)

寶曆元年九月—同九年正月

松平 周防守康福 (同)

寶曆九年正月—同十二年九月

土井 大炊頭利里 (同)

寶曆十二年九月—明治に至る

(土井氏歴代次に詳にする)

正徳三年本多氏に給與された住吉郡内の地は平野郷町・西喜連村・東喜連村・堀村の地で、土井氏まで皆同一地を給與された。其石高は文久二年の調査では

平野郷町	五六二一石二七二	西喜連村	七五七石六〇七
東喜連村	三〇七石三八〇	堀 村	六八六石四八四

であつた。幕府から本多氏へ引渡しは同年二月廿三日で、京都代官所で行はれ、年寄一同會合した。年寄は其後壬生屋敷に至り、二十五日に大阪中島屋敷(本多氏代官)に赴て役人等に會見し、宗旨改案文等を受取つて歸郷した。三十日に大阪役人森下清六初郷中入あつて本郷散郷の役人一同會見した。六月二十三日中島屋敷の役人小島彌太夫巡在。堀村から東喜連村を経て西喜連村にて宿泊、二十四日中野村から今在家村へ入り、馬場口から大念佛寺へ立寄、佐野半治方へも立寄、一旦宿所(姓氏不詳)に入り、更に郷藏屋敷を見、流口より平等堤、中道より樋尻口へ入り、土手傳ひに河骨池より權現社參詣、宿所に歸る。廿五日泥堂口一里塚にて町役人見送る。今林・新在家を経て桑津村で

案内は暇乞して別れた。二十六日は總年寄五人、巡在の禮に中島役所に罷出、取簡帳十二ヶ年分一冊、松平美濃守・能勢又太郎兩代の條目寫二冊を提出した。領地引渡の狀況は大略右にて推定し得るであらう。

天保十四年九月大阪城近方一圓直轄地となり、此地も上地を命ぜられ、當分の間大阪代官築山茂右衛門・竹垣三右衛門の立會預りとなつたが、少時で其事止み矢張土井氏の領地のまゝ明治に至つた。左に右領主の歴代を擧げよう。

柳澤吉保 安忠が男、初名は房安、保明、萬治元年に生れた。寛文四年神田の邸にて徳川綱吉に謁し、延寶三年父が家を繼いで小姓組を勤めた。八年綱吉の將軍となつて江戸入城に従ひ、小納戸となり、天和元年には加増あつて八百三十石を領した。六月綱吉が教育する旨の命あり、曾子の像を賜つた。貞享元年正月二百石の加増あり、二年十二月十日從五位下出羽守に叙任された。三年正月千石を加増された。元祿元年十一月喜多見重政と同じく庶政に參與すべき命あり、席を若年寄の上座に定められ、和泉國大島、武藏國橋樹、上總國夷隅・山邊・市原・長柄六郡の内にて一萬石の加増あり、總て一萬二千三十石を領した。萬石の衆となつた。三年三月和泉國和泉・大島、上總國山邊・市原・望陀・天羽六郡の内にて二萬石の地を加増あり、十二月從四位下に昇叙された。四年三月將軍綱吉が初て吉保が邸に渡られ、自ら書を講し、吉保其他も命を受けて進講した。五年十一月攝津國豊島・川邊河内國澁川、和泉國泉・大島・武藏國橋樹・都筑・久美岐八郡の内にて三萬石の加増あり、七年正月又一萬石の加増あつて領地を改めて武藏國入間・新座・比企・高麗・埼玉、和泉國泉・大島、河内國澁川、攝津國川邊・豊島・住吉十一郡の内にて七萬二千三十石を領せしめ武藏國川越城を賜つた。十一月評定の席に出で、十二月侍從に任じ、老中に准せしめられた。十年七月武藏國入間・新座・比企・高麗・和泉國泉・南六郡の内にて二萬石の加増あり、十一年七月少將に任ぜられた。十四年十二月將軍、吉保が邸に渡御の時父子に諱字吉を賜ひ松平の稱號を許され、美濃守吉保、子は吉里と改めた。十五年三月大和國山邊・葛上・葛下・平群・式下・廣瀬・高市・添上八郡にて二萬石加増された。寶永元年十一月家宣を儲君に立てし功によりて三萬九千二百石

餘を賞賜され、甲府城を賜つて甲斐・駿河二國の内にて十五萬千二百石餘を領した。綱吉の殊遇を受け綱吉が其邸に臨んだことは五十八度であつた。六年六月致仕し正徳四年十一月二日病で卒した。年五十七、保山元養永慶寺と號した。吉保が開基山梨郡の永慶寺に葬り、享保九年四月に同郡の惠林寺へ改葬した。

松平輝貞 初名は武綱、松平甲斐守輝綱が六男で、寛文五年に生れた。十二年二月八歳で父輝綱が遺領の内五千石を分與された。延寶三年十月に將軍家綱に初て謁し、のち綱吉に仕へて中興の小姓となつた。元祿二年十二月從五位下右京亮に叙任され、新恩二千石を加給せられた。十二月聖堂造營の奉行を勤仕し、備前義景の刀及び親筆の畫を賜つた。四年九月常陸土浦城主松平信興に嗣なきを以て養子として其遺領を繼がしめられ、從來の采地を公收された。五年二月下野の壬生城に移され、六年五月近側に勤仕した。七年八月二十七日柳澤出羽守保明に副て諸事を沙汰すべき旨の命あり、同日攝津國住吉、河内國河内、下野國都賀河内四郡の内にて一萬石を加増せられた。十二月九日從四位下右京大夫に昇叙された。八年五月將軍其邸に臨み、武藏國兒玉上野國片岡・群馬三郡の内にて一萬石を加増され高崎城に移された。其後將軍の其邸に臨んだ事二十三度に及んだ。十一年十二月兒玉郡の地を上野碓氷郡に改められた。十四年正月河内國に於て一萬石を加増された。十二月侍從に昇叙された。寶永元年十二月武藏國新座、攝津住吉・豊島・川邊四郡内にて一萬石を加増され、凡て七萬二千石を領した。四年八月代官町御殿普譜の奉行を勤め、五年十一月住吉社修造を奉行し、又大乘院と一乘院宮との年來の訴訟を解決した。六年正月家綱廟の造營を奉仕した。此月雁問詰となつた。七年五月越後村上城に移され領地は同國岩船・蒲原二郡内にて給與された。此時平野郷はその配下を離れた。享保二年正月溜間に候し、禮日には所司代城代と同様に拜謁せしめられた。二月又封を高崎城に移され領地を越後國蒲原下總國海上、上野國片岡・群馬・碓氷五郡の内賜つた。九月老中待遇となり、五年七月老中と共に御名代たるべき旨を蒙つた。延享二年十二月致仕し、將軍家重及び吉宗より恩賜があつた。四年九月十四日卒した。年八十三。東叡山の明王院に葬つた。

本多忠良 初名は忠隆、元祿三年に生れた。十四年十一月初て將軍綱吉に謁した。實は本多肥後守忠英が長男で、寶永六年九月越後村上城主本多忠孝が卒して嗣なかつたので其家を相続し、遺領十五萬石の内五萬石を領し、猶村上城に居り、帝鑑間に祇候した。十一月襲封を謝して將軍家宣に謁し、十二月十七日從五位下中務大輔に叙任された。七年五月二十三日三河刈屋に移された。九月近側に勤仕した。十二月十五日從四位下に昇叙され、正徳元年六月朔侍從に進み、班次は老中に均しくされた。二年七月十二日下總古河に移されて領地を下總國葛飾・猿島、武藏國埼玉、下野國寒川・都賀・安蘇、攝津國兔原・八部・有馬九郡の内にて給せられた。十月家宣不豫の時家繼を守護の命を蒙つた。三年攝津兔原・八部・有馬の領知を同國住吉・兔原・八部三郡の内にて改められた。享保元年將軍家繼薨して職を免ぜられた。十九年六月老職となり、廿年閏三月家重に附せられて西丸に移り、五月老中に復職した。延享三年六月職を許された。寶曆元年七月十五日病で卒した。年六十二。淺草誓願寺に葬つた。

同 忠敏 享保十二年に生れた。元文四年九月十五月初て將軍吉宗に謁した。寛保元年十二月十九日從五位下美濃守に叙任された。寶曆元年九月三日遺領を繼ぎ、六年五月十九日中務大輔と改めた。九年正月十五日領地を轉じて石見國濱田に移された。七月十日卒した。年三十三。葬地忠良に同じい。

松平康福 本姓は松井氏、康豊の男であつた。享保四年に生れた。元文元年二月八日遺跡を繼ぎ、十五日襲封を謝し、初て將軍吉宗に謁した。十二月十六日從五位下周防守に叙任された。寛延二年十二月奏者番となり、寶曆九年正月十五日寺社奉行をかねた。此日舊封濱田を改めて下總國古河に移された。十年八月十五日に大阪城代となり、從四位下に昇叙された。十二年九月晦日古河を轉じて三河國岡崎に移された。十二月に西丸の老職に移り、侍從に進んだ。十三年十二月本丸を兼ね、明和元年五月朔日老中となつた。六年十一月又舊領濱田に移された。天明五年正月石見國・三河國・伊豆國の内にて一萬石を加増せられ、六年十二月伊豆の領地を相模・三河の内にて改められた。八年四月職を許されて帝鑑間に候し、朔望の參賀は黒書院、五節句には白書院

にて謁すべき旨仰せられた。寛政元年二月八日病で卒した。年七十一。江戸西久保の天徳寺に葬つた。

土井利里 享保七年に生れた。寛保二年三月二十三日初て將軍吉宗に謁した。利里は實は土井備前守利濟が二男であつたが、唐津城主土井利延が養子となつて延享元年九月其遺領を繼ぎ、十二月從五位下大炊頭に叙任された。寶曆九年六月二十三日奏者番となつた。十二年九月封を古河に移され、領地を下總國葛飾・猿島、下野國都賀・寒川・安蘇、武藏國埼玉、攝津國住吉・兔原・八部・島下・西成・播磨國加東・美濃・多可、美作國久米・南條十五郡の内にて給與された。此時平野郷は土井家の領となつた。十三年二月寺社奉行を兼ねた。明和四年七月科條類典の編纂に與かり時服を賜つた。六年八月所司代に進み從四位下侍從に昇叙された。安永六年八月十四日京に卒した。年五十六。江戸淺草誓願寺に葬つた。

土井利見 初名は乘常、寶曆八年に生れた。實は松平和泉守乘祐が十男であつたが、安永四年十一月利里が養子となり十二月に將軍家治に謁し、閏十二月從五位下美濃守に叙任された。五年四月家治日光參詣の際古河城に宿泊されたので、父に代つて封地に歸り、時服等を賜つた。六年十月四日遺領を繼いで其月二十七日に卒した。年二十。葬地は利里に同じい。

同 利和 寶曆九年に生れた。實は松平遠江守忠名が四男で、安永六年十月利見の臨終に養子となり、十二月二十日遺領を繼ぎ、二十八日に初て家治に謁した。七年十二月十六日從五位下大炊頭に叙任され、八年八月奏者番となり、六年二月寺社奉行を兼ねた。八年六月に寺社奉行を免ぜられ、奏者番のみとなつた。此は越前永平寺再建の事について失態があつたからである。寛政八年十二月に又寺社奉行を兼ねしめられた。

同 利廣 天明元年に生れた。七年三月初て將軍に謁し、十二月從五位下周防守に叙任された。

同 利位

同 利亭

土井利則

同 利與

明治二年六月十七日土井利與は領土を奉還したので、十九日に古河藩が置かれて、利與は藩知事に任ぜられた。古河藩の治所は舊に依つて下總の古河にあつた。四年七月十四日廢藩となつて、古河縣が置かれ、同年十一月十四日古河縣は廢止となつて印旛縣に併合された。印旛縣の治所は下總國印旛郡佐倉にあつた。二十日大阪府が置かれたので、本町の地は印旛縣を離れて大阪府に屬した。明治時代大正時代の事は次章行政に詳にした。

第四章 行政

一、徳川時代

地下役人 徳川時代に於て平野郷の直接人民に接した役を地下と稱した。即ち地下年寄・地下諸役人など稱し、役人のことを單に地下とも稱した。地下役人の役所を會所と稱し七ヶ町に一所づゝあり（散郷四村は別に置いたか或は年寄宅を役所としたかは詳でない）一郷を總括したのを總會所と稱し政所筋にあつた。政所とは總會所の古稱である。平野郷は特殊の取扱を受けて徳川時代以前からの自治を踏襲して居つた。其組織は

總會所

總年寄 五人

莊屋 二人 總代 一人 使役 三人 傍使役 三人 牢守役 一人 水守役 二人

町會所 七ヶ所

町年寄 十九人(又二十一人)

町代 七人 下役 八人

散郷四村

村年寄 十五人(又十三人)

下役 四人

總年寄は一郷(七町四村)を支配した。必ず七番頭の家筋のものでなければならぬ。五人となつて居つたが、時に四人のこともあつた。若年のものを見習として五人の外に勤めさせた。又一人頭取と稱したこともある。年寄は月番で勤務し、交代は先の年寄が了簡にて後任を定めて領主に届け出た。筋目の家の役義と云へども商賣あるものは殊に辭退したこともあつたが、許容されなかつた。寶永には家筋のものは二十一軒であつた。

町年寄は小年寄とも稱した。又家筋あるものから採用し、そのものゝなきときは時に詮議して家筋外のものを採用したこともあつた。七番頭の家のものは本より町年寄となつた。其時には席は年臘に係らず上座を占めた。

村年寄もまた家筋あつて其家筋のものから勤め來つた。凡て町村年寄は人數一定せず其時の都合に従つた。採用は總年寄の權内に屬した。退引する場合には年寄へ斷り出るまでとあつた。以上總年寄小年寄には凡て役米(報酬)なるものがない。

以上の外の役人は一般に奉公人と稱し、一定の家筋なく希望のものより採用し役米を給與して居る。其役米高は

- 莊屋 二人 米二十三石 高役より出す(石高に賦課す)
- 總代 一人 米十石元和時代は八石六斗 家役より出す(軒別に賦課す)
- 使役 三人 米三十石 高役より出す
- 傍使役 三人 米十八石 高役家役より出す
- 牢守役 一人 米四石七斗 高役より出す
- 水守役 二人 米二石 高役より出す
- 以上總年寄に屬す
- 町代 七人 米廿三石六斗 其町地の家役より出す
- 下役人 八人 米廿一石六斗、麥三十九石八斗 其町地の家役より出す

以上町年寄に屬す、右役人の採用は町年寄の權内に屬して居る。

下役人 四人 米五石二斗、麥五石八斗 各村の家役から出す

此分村年寄に屬して採用はその權内に屬す

村部は他村にては莊屋と稱するが本郷にては町と同じく年寄の名稱を用いて居る。總年寄配下の莊屋は此莊屋とは異なつて居つた。其職務は明瞭でないが、矢張田地の方面の職務を擔當して居つたと思ふ。松平右京大夫時代に當時の莊屋であつたものが他村の莊屋と同じ資格を得ようと企て總年寄に對し反抗したことがあつたので其職を免じた。此時以後莊屋を廢して置かぬ。此時被免された莊屋は其後も何かと企て總年寄では迷惑したことであつた。又其後枝

郷は本郷から分離獨立することを企畫したのもあつた。本郷は取箇の高い地であるから分離すれば下るとの希望であつた。此頃又小年寄總年寄の古格を破ることを企て、總年寄の下知を疎略にするものがあつたので、正徳四年に地下年寄から古來の事情を領主に訴へ古格を主張した。併し小年寄には家筋外のものを採用したこともあつたが、總年寄については遂に古格を守り、明治に至るまで固守されて居つた。

宗門改五人組改 地下年寄が重要な役目は年貢の收納と宗門改・五人組改・鐵砲改であつた。享保十九年十月の鐵砲改には所持するもの一人もなかつた。其後も同じであつたと見え、同改の事は記録が存して居らぬ。宗門改は宗門人別改とも稱して切支丹宗を禁遏する爲めに設けた制度である。毎年町方郷方とも人民の宗旨を検し、その印形を捺した宗門改帳を作り、各寺の寺印を捺して證印とした。總年寄は宗門改の日は其年當番の寺院に出張し、人民もその印形を持參して宗門改を受け、改帳に捺印して之を證明したもので、一人と雖も同帳より脱することを得ぬ。坂上氏を始め役人たるものも其改めを受けた。帳簿は一町一村毎にまとめたが、併し非人・穢多は別帳とした。

五人組改も切支丹の禁遏と浪人取締の爲めで、町村の相隣五戸を組合して一組とし、一組に組頭二人あつた。戸數の都合で四戸三戸もあり、六戸七戸のもあつた。各組にては其組合内相互に非違を檢察せしめ、又相互に義務を負はしめた。此にも一町村毎に五人組帳を作つて各自捺印した。

宗門帳と五人組帳との前書は捺印同時に一般に讀み聞かしたものである。領主が交代する時其案文は第一に代官から下げ渡された。各領主それら多少の相違はあつたが、大體に於て一致して居る。郷内人民が平常の行動について巨細に書き載せてあつた。此に五人帳の前書や宗門帳の前書奥書などを収録して參考に供する。

○五人組帳前書(元祿十五年柳澤吉保時代)

- 一、前々從公儀被仰出候御條目之趣、自今以後被仰出候御法度之旨、堅相守可申事、
- 一、五人組之儀家並最寄次第五軒宛組合、借地店借寺社門前人等に至迄諸事吟味仕、惡事無之様に可申事、
- 一、切支丹宗門之儀御制禁之條、若不審成もの有之者早速可申出申事、
- 一、父母に孝行夫婦兄弟親類とむつまじく可仕候、若諸親類と不和にて異見をも不用、不孝不義之輩有之者、名主組頭五人組致吟味可申出申事、
- 一、兼而被仰出候通、捨子堅仕間鋪候、惣而便なき老人幼少之者有之者、其所にて介抱いたし、其旨可申出申事、
- 一、領内鐵砲之儀吟味之上預ヶ置候外、一切所持仕間敷候、
- 一、人賣買御制禁之條堅可相守、召仕之男女抱候節は、宗門相改儘成證人手形を取可差置、年季不可過十ヶ年事、
- 附、他領に奉公に出候者有之は可申出申事、
- 一、捨馬之儀御高札之通急度相守可申候、自然放し馬牛有之は名主組頭立會、大切に養置、早速可申出申事、
- 附、馬牛調候は儘成請人を立、名主五人組に可相斷事、
- 一、御制禁之通馬の筋のへ申間敷事、
- 一、御朱印傳馬并往來之次人馬先規より勤來候儀は不及申、傳馬宿之外たりといふとも御用にて通候衆有之は、晝夜風雨をいとはず人馬無滞出し可申候、若囚人通候は無油斷人馬を出し大切に可申事、
- 附、往來之對旅人、不作法成儀仕間敷事、
- 一、押賣押買仕間敷候、他所より來候對商人不作法不仕、縱輕きものにててもかろしめかさつ仕間敷事、

一、田畑永代之賣買并米納賣之儀、御制禁之條堅可相守、縱年季質物に入候共、不可過十ヶ年、尤名主組頭五人組加判を以證文取かはし可申事、

附、田地他領え年季質物に入候は、其斷可申出申事、

- 一、所にて跡々より有來候酒屋之外、自今以後新酒屋請賣之酒屋仕間鋪事、
- 一、火事喧嘩其外不依何事不慮之儀有之におゐては、早速注進可申事、
- 一、町中に火事出來之節之儀、兼而得差圖其下知に隨へし、惣而常々火之用心五人組切に致吟味、大切に可致候、若火事出來候は、人別に手桶を持、火元えかけ付火消可申候、若不罷出者有之は可爲曲事、

附、野火付申間敷旨、童部下々迄兼而可申付、若燒候は早々かけ付火消可申事、

一、旅人に一夜之宿借候共、名主五人組え可相斷、若無據儀有之、翌日逗留仕におゐては名主五人組立合、吟味之上留可申、尤怪敷者には一夜之宿成共借申間敷事、

附、旅人何成共取落候は、早速追かけ爲持可遣事、

- 一、旅人相煩候者又は酒醉有之者、名主組頭立合、所持之品々相改、在所假名承届介抱いたし置、本腹之後右之品々可相渡遣、煩おもきにおゐては可申出申事、
- 一、他所より手負候者來節は、名主組頭立合介抱致し置、委細遂吟味、可申出申事、
- 一、倒死候者有之は、名主組頭立合、委細相改、所持の贓物致相封、死骸に番人を付さらし置、可注進、尋來者有之は出所承届證文取之、死骸贓物可相渡、三日過るにおゐては道端に埋、其者之年恰合、衣類贓物之品、札に書記、立置可申事、
- 一、欠込者有之節、追手之者暮來其届有之におゐては、早速町中之者馳集、隨分取逃不申様に致置、可注進事、

一、博奕賭之諸勝負一切可爲停止、尤宿堅任間敷候、若相背者有之は訴人に出べし、縦同類たりといふさも其科をゆるし、品により可褒美、其上仇をなさざるやうに可申付事、

附、用事なくして切々來者有之は、五人組として可致吟味事、

一、喧嘩口論有之は開付次第出合取押え可申候、人を討立退候者有ば捕置可注進、若捕逃候は跡を慕、落着所を見届、預け置可注進事、

一、堂宮山林に怪敷者不罷有様に常々吟味可仕、總而行衛不知もの一切差置申間敷事、

一、郷中番屋の儀、如有來差置、不審成者有之は聲を立可申候、自然夜盗人候はゞ、番人は不及申、所之者共不殘かけ附捕可申候、むざと殺し申間敷候、若不出合者有之は、可爲曲事、

附、家毎にたいまつより棟支度仕置可申事、

一、新規之寺社不可建立事、

附、住持神主替目之節は可申出事、

一、神事祭禮有來通相勤、新規の祭任間敷事、

附、佛事作善不應分限結構致べからざる事、

一、勸進能相撲操其外諸見物之類可爲停止事、

附、遊女歌舞妓子之類一切不可差置事、

一、不依何事徒黨ケ間敷儀仕間敷候、總而公事お僉議有之者、名主組頭五人組立合取扱、不相濟儀は可申出事、

附、荷擔致もの有之は可爲曲事、

一、境論無之様に常々念を入可申事、

附、荒地之起新開等少も隱置申間敷候、尤新開に可成所有之は可申出事、

一、用水之儀先規之例を以兼而相定置、湯水之節諍論無之様に可仕事、

一、洪水之節は名主百姓不殘罷出、田畑不流様に可仕候、堤川除井堰溜池之普請常々無油斷可仕候、大破之所有之は可申出事、

一、往還之道橋は不及申、脇道にても常々無油斷繕之、人馬通路無難儀様に可仕事、

附、有來道並堀溝を田畑へ切込申間敷事、

一、河船渡舟運賃之儀古來定之通不可違亂事、

附、不慮之破船有之は、近所之者共早速出合可相働事、

一、公儀林は不及申、山林並四壁之竹木猥に伐荒し申間敷事、

一、村次之廻文、不限晝夜先々に相届、手形取置可申事、

一、質物之儀能々致吟味、慥成證人を立可取之事、

一、衣類御定之外不可着之、飲食屋作總而大者ケ間敷儀仕間敷事、

附、斷なくして刀不可差事、

一、田畑讓候節、高十石より内に當り候様にわけ申間敷候、若無據子細有之は可申出事、

一、婢奴養子取組之儀、名主組頭五人組立合能々念を入、重而六ヶ敷儀無之様に可仕事、

一、不依何者、他所より引越候者有之は、出所遂吟味、慥成請人を立、其斷可申出事、

附、所生の者たりといふ共、年久敷他所に罷有立歸者有之は、其斷可申出事、

一、他所へ罷越一宿にても可仕節は、名主組頭へ申合、其外之者は五人組へ斷罷出、歸候はゞ其届可仕候事、
 一、跡式之儀兼て書置仕、名主五人組立合加判致し、死後に出入無之様に可仕事、
 附、跡目無之者不慮に死失候はゞ、所持の品名主組頭五人組立合相改可申出事、

一、獨身之百姓耕作兼候節は五人組として助合、田畑荒し不申様に可仕事、

一、訴訟其外不依何事申出儀有之ば、五人組へ斷、名主組頭を以可申達、若取次不仕におゐては直に可申出事、

一、名主組頭非分成儀申懸、小百姓を掠るにおゐては可申出、百姓我儘致し名主組頭之申付をも不承引者有之ば、詮儀之上可爲

曲事事、

一、家中之諸士に對し乘打慮外仕間敷候、總而家中之奉公人に不法仕間敷事、

一、諸役人並侍中は不及申、足輕仲間又者に至迄、金銀米錢衣類酒肴等其外一切音物仕間敷候、尤金銀米錢雖爲當分之事、一切

借申間敷候、諸役人郷中に仕候節賄之儀、所に有合之物を以一汁三菜の外一切馳走仕間敷候、尤私用にて罷出候節は不及其沙

汰事、

附、役人は不及申、家中之諸士其外下々非分有之におゐては可申出事、

一、年貢米金名主組頭請拂之儀、手形取かはし置、重て出入無之様に可仕事、

一、名主組頭印判替候はゞ判鑑を以可申出、其外之者は名主方迄判鑑可出置事、

右之條々堅可相守、若違背之族有之者、當人は不及申、品により親類縁者名主組頭五人組迄可爲曲事者也、

右御條目之趣、大小之百姓其外町中之者不殘承知仕奉畏候、常々無油斷吟味可仕候、若違背仕候者御座候ば、當人は不及申上、

親類縁者名主組頭五人組迄何様之曲事にも可被仰付候、爲其町中相談之上、五人組相極、連判手形差上申候、仍如件、

○攝州住吉郡平野郷町々村々五人組帳奥書(本多氏時代)

右は此度切支丹宗門御制禁に付、彌念人相互に吟味仕、不審成者無御座候に付、五人組相定申候、隱居借屋後家等迄總年寄町年寄村年寄並家主五人組より不斷相改申候、向後猶以每度穿鑿仕、不審成もの御座候はゞ、早速御注進可申上候、被仰付候御條目之趣、承知仕、堅相守可申候、若違背仕候者有之、脇より相聞へ申候はゞ、其本人者不及申、此判形之者共、如何様之曲事にも可被仰付候、爲後日仍如件、

享保十九寅年三月

攝州住吉郡平野郷町總年寄

末吉五郎兵衛

成安源兵衛

末吉藤十郎

土橋甚十郎

三上傳左衛門

末吉 德安殿

辻 葩七左衛門殿

末吉市郎兵衛殿

末吉藤右衛門殿

○此四人は七名家のうちであつた。本多氏が代官として採用し、中小姓格を與へ一萬石の地を支配せしめた。

○享保十九寅年三月切支丹宗門増人御改帳

差上申一札

一、切支丹宗門御改被仰付、攝州住吉郡平野郷町中入念男女僧俗又は隱坊乞食非人穢多等迄、一歳より帳面に書載、男は十二歳より二通之誓紙血判爲致、尤男女共檀那寺より宗門請合之證文取置、一人も不洩相改御帳差上申候、此以後追々改可申者爲可有之、右之御帳御預け被成髓に預り置申候、何時にても御用次第持參可仕候、彌無懈怠相改、至十一月御帳差上可申事、

一、不審成宗門之者於有之者、急度可申上候、總而不依何者、宗門改無之者、五日共抱置申間敷候、切支丹類族在之候はゞ可申上旨最前被仰渡候趣、町中不殘申開候、向後他所より來候者、右類族有之候歟、急度遂吟味可申上候事、

一、被仰出候御條目之趣、町中無油斷申付候事、

右違背仕、不念成儀有之、一人成共隱置、御改帳に書載不申候はゞ、其町其村年寄五人組並總年寄迄曲事に可被仰付候、爲後日仍如件、

享保十九寅年三月

攝州住吉郡平野郷町之内

今林村五人組頭

同村年寄連署

末吉 德安殿

辻葩七左衛門殿

末吉市郎兵衛殿

末吉藤右衛門殿

今日の送籍即ち支配外の地に轉住する場合には寺請證文なるものがあつて、其人は某寺の檀那に相違なき旨を證明した一札を携帯すべきことになつて居つた。假令奉公人でも此寺請證文なくばそこに止まることを得なかつた。又莊屋年寄の人別送り状をも要した。此は平野郷町では總年寄から出した。送り状には當郷人別より除くゆゑに御地の人別に加へらるべく、當郷に於ては何等懸合等一切なき旨を書きのせてあつた。明治以後も此制度は引續いて古河縣で施行して居つたが、四年十月に太政官から宗門改は廢止する旨公布されて、寺請證文も不要となつた。五人組改の方

はその廢止は確には知り難いが恐くは同時の事と思はれる。

切支丹宗のものが轉宗したのをころびと稱する。徳川時代に於て切支丹は嚴禁の爲め右に述べた如く宗門改や五人組改が出来たのであつたから、此に關してころびのもの一人のみでなくその子孫にまで及んで、監視を緩るめなかつた。堺の市町に妙高と云つた轉切支丹があつた。享保に其子妙圓は僧となつて平野脊戸口町光源寺に居つた。其時妙圓は平野郷町預けとなつて居つて脊戸口町の年寄・五人組・總年寄から代官に對して引受證が差入られてあつた。それには光源寺住持からの寺請證を添へた。即ち彼に對す盛る視の責任は同町の年寄・五人組に負はされてあつたのである。妙圓は僧であつたから、五人組は寺院で組合されてあつた。左に其關係書類を収録して顛末を示さう。

他領轉切支丹泉州堺市之町妙音類族之者攝州住吉郡平野郷脊戸口町中へ預り申一札

妙喜孫妙音伴
一、旭圓 至享保十九寅年六十四歳

右之者從先御代官所、平野郷脊戸口町中へ御預け置被成候、今以無相違慥に預り置申候、何時にても御用次第に召連可罷出候、右之者相果候はゞ、死骸其儘差置御注進申上、御檢便を請、御指圖次第に取置可申候、若所退出仕候は、急度尋出し差上可申候他國他領へ出し申間敷候、右之者縁組仕候はゞ先達而御願可申上候、子供出生有之候はゞ早々御斷可申上候、尤他國他領へ參度と申候はゞ當地より慥成連を承り、其者を相添え參、用事等具に書付、先にて逗留之内自然相果申候はゞ早速御注進申上、御指圖を請可申候、先様より退參杯不仕候様に可申付候、少も御氣遣成儀無御座候段、私共一札差上、其上にて御指圖次第に遣可申候罷歸り候はゞ早々可申上候、爲後日預り狀仍如件、

攝州住吉郡平野郷脊戸口町年寄

惣右衛門印

同 秀 齋
同 彦 右衛門
旭圓五人組

正業寺了應
同 即法寺春皆
同 本妙寺日從
同 誓源寺了應

攝州住吉郡平野郷春戸口町轉切支丹類族御預け置被成候其町之年寄五人組共一札之通無相違慥に預り申候、自然不念成儀御座候はゞ、私共曲事に可被仰付候、爲後日仍如件、

享保十九甲寅年三月

攝州住吉郡平野郷町總年寄

末吉五郎兵衛
成安源右衛門
末吉藤十郎
土橋甚十郎
三上傳左衛門

末吉 德安殿
辻葩七右衛門殿

末吉市郎兵衛殿
末吉藤右衛門殿

宗門請合一札

泉州堺市之町轉切支丹妙音類族之僧一人攝州住吉郡平野郷春戸口町居住
一、旭圓

右之僧淨土眞宗京佛光寺直末光源寺先看坊に無紛、切支丹宗門にて無御座候、若訴人於有之者、拙僧罷出、耶蘇宗門にて無之旨急度可申明候、常々勤等無心許事無御座候、少にても疑敷儀相見へ申候はゞ早速可申上候、脇より顯におゐては拙僧可爲越度候爲後日仍如件

攝州住吉郡平野郷春戸口町光源寺住持京光園院

享保十九甲寅年三月

惠

教

末吉 德安殿
辻葩七右衛門殿
末吉市郎兵衛殿
末吉藤右衛門殿

泉州堺市之町轉切支丹妙音類族之僧攝州住吉郡平野郷春戸口町中へ預り申に付宗旨請合差上申一札

妙喜孫妙音傳
一、旭圓

右之僧光源寺住持京光園院惠教より宗門請合證文差上申候、宗門之儀に付常々勤等無心許事無御座候、若少にても疑敷儀相見へ

申候は、早速可申上候、脇より於顯者私共曲事に可被仰付候、爲後日仍如件

攝州住吉郡平野郷町總年寄

享保十九甲寅年三月

五人連署

末吉 徳安殿

辻 薩七右衛門殿

末吉 市郎兵衛殿

末吉 藤右衛門殿

制札場

幕府の禁令を板に書し、一定の場所を定めて揭示し、人民をして周知せしめる爲めのものを高札又は制札と稱し、其揭示場を御制札場と稱した。一の公布式である。別に領主の制札場もあつた。高札は重大視されたもので、大阪の代官所から書きかへて下附された。巡見使の往來などある場合には第一に書き改めたものであつた。平野郷町の制札場は社内入口門外の權現馬場口門外にあつた。其東手にあつたのが幕府の制札場で、當時御公儀御制札場と稱した。八間一尺六寸に四間、反別一畝三步あつた其西手にあつたのが領主の制札場で、當時御地頭御制札場と稱した。札数は幕府のは六枚、領主のは二枚揭示されてあつた。今領主の分の制札文言は詳でないが、幕府の分は忠孝の札、毒藥賣買の札、火付の札、切支丹の札、傳馬駄賃の札、平野から大阪・堺駄賃定の札であつた。忠孝の札は忠孝をはげみ、夫婦兄弟和睦し、召仕には憐愍を加へ、萬事奢ることを禁じ、利欲を以て人の害をもなすべからず、盜賊惡黨は速に訴ふべく、喧嘩口論を禁じ、死罪の時許されたもの以外には集ることなく、人賣買禁止の事(七條)を規定してある。毒藥の札には毒藥偽藥の賣買、偽金銀貨の賣買を禁じ、寛永新錢と金子との歩合を示し、新錢の鑄造、新作の槌ならぬ物の

賣買、諸商品の買占、買置、諸職人手間の値上等(七條)を禁じてある。火付の札には火事の場合の禁制(七條)を示した。切支丹の札には切支丹宗門のものを訴出た時の賞與を規定した。傳馬駄賃兩札の文言は今詳でない。正徳に於ける平野から大阪までの傳馬荷物一駄について錢六十六文であつたのを寶永四年から二割増となつた。駄賃は此後に於て時々割増が行はれた。傳馬とは公用の事で、それには役所から宿々問屋宛の回章が出されてあつた。

馬場口門外に浪人者刀脇差を帶して來つた時の取扱方を規定した札が揭示されてあつた。

巡見

徳川將軍が新に職に就かれると一代のうちに一度巡見使を諸國に分遣して民政風俗を檢察せしめた。延寶五年十二月二十七日には竹村九郎右衛門・下嶋甚右衛門・赤坂彦七等が本町を通過し、寶永七年五月十四日には伏見主水・山本八右衛門・大久保平左衛門等大阪より住吉喜連通り本町を経て又大阪に歸つた。正徳二年に本町を通過した巡見使の姓名は今詳でないが、九月廿日に六ツ時今井町出發晝過ぎ通過した。凡て地下役人は領堺に送迎したもので此時は樋尻橋に迎へて桑津村堺に見送つた。大阪城代京都所司代等が任期満ちて江戸に歸る場合に慰勞の意味で近畿地方を巡遊したのも巡見と稱した。此は正しき意味ではないが、當時領主等の巡視あるを凡て巡見と稱したからである。本町は奈良街道に當つて居るので大阪を出發した場合には大抵通過した。大阪町奉行等も時をりは此邊を巡見した。その支配下にあつた爲めである。領主が家老其他郡奉行などをして領内を巡視せしめたのも巡見と稱した。土井家老等の巡見には本町にて巡覽したところは權現社・大念佛寺・三十歩社・長寶寺・全興寺・含翠堂・水車場・安藤正次墓所・總會所等であつた。巡見使や、城代所司代なども此内を選択して巡覽したのであつた。

二、明治大正時代

戸長 政府は明治四年四月に戸籍法則を布いて、郡區町村を區劃して各區に戸長副長を置いて、其區の戸籍を調査せしめた。印旛縣では住吉郡内の管轄地を第一區とした。當時區劃の稱呼は

攝津國住吉郡平野郷中野村第一區何々番屋鋪

と云ふやうに第一區を町村名の下に附し、又軒別に屋敷の番號を附した。此が後の地番の起原であつた。其戸籍は簡單なもので戸主は父の名・職業・年齢を擧げ、家族は名・年齢、次に氏神と宗旨檀那寺名とを擧げた。此に從來の戸籍法であつた宗門改は廢止され、僧侶の手を離れ、戸長の事務となつた。此時の戸長は後の戸長とは異つて單に戸籍を取扱ふだけのもので、其他の事務は矢張莊屋の手にあつた。送籍方法も寺請證文は廢止され、府藩縣の裏印ある送狀に改めた。平野郷の戸長は三人、副長は四人で、其選任されたのは戸長に三上次郎左衛門・福井治左衛門・藤岡治右衛門、副長に多治見治兵衛・石田六兵衛・澤田忠左衛門・岩井右衛門であつた。十一月二十日大阪府の管下に移された。此時大阪府の區劃は住吉郡を二十一區二十二區二十三區に分割して居つたが、印旛縣等の移管と同時に組替を行つたに相違ないが、其組替方法は今詳でない。平野郷は多分二十一區に編入されたであらう。大阪府では戸長と稱せず總代と稱し各區に一人とした。五年五月大阪府達申第七十五號で區劃を改正した。今度は郡毎に第一區第二區等に分ち、それを更に幾番組かに分つた。

北田邊村、猿山新田、南田邊村、松原新田、鷹合村、湯谷島村、富田新田、砂子村、中野村、喜連村、平野郷町
今林村、新在家村、今在家村、桑津村(組の分け方不詳)

を第一區とし、其他の各村を第二區とした。政府は四月九日布告して莊屋年寄を廢し、改めて戸長副戸長を置いて從來の莊屋事務は勿論土地人民に關することの一切を取扱はしめた。依て大阪府では五月二十二日申第百八十四號で右

の區分によつて區長・戸長を置いて莊屋年寄を廢するから、更に區長・戸長を公選入札すべき旨を命じた。區に區長を置き、組に戸長を置いた。此が民治の大改革であつて舊慣を一掃して新制度が布れたのであるから、府からは懇ろに其旨を解諭し、且又區長戸長支配の範圍等について規則を定めた。その區・組の區域、區長・戸長支配の範圍や選舉方法、五人組の方法については左の如く解諭して居る。

凡高千石内外を以て戸長副戸長一支配の定限とす。千石以下の小村は一村或は二三村を組合せ、凡高千石内外に滿るを待て一支配とす。但戸長副戸長一支配組合村の數多ときは、當分一村に副戸長一員を置くも妨げなし。戸長副戸長一支配の組中、内外を合し凡高一萬石内外に滿るを以て一區とす。唱呼は何郡第何區區數を以て順次に是を唱ふべし。一區に區長一員を置き、區中傳達の事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駈引等總括せしめ、品により一區中の總代にも可相立ものとす。戸長副戸長は一支配内村傳達の事件を初め戸籍取調其他平生諸世話駈引等總括せしめ、品により一支配内一統の總代にも相立つべきものとす。戸長副戸長一支配内、家數五軒家並最寄を以て組合せ、是を伍人組とす、内一人伍人組頭を置く。但家數の多少により四軒又は七八軒を以て伍人組とするも妨げなし。區長戸長副戸長處勤年限あるべし、然れども今豫め期を定めず、時として之を布告すべし。交代の節跡役の儀は公選入札の法を以て更に相定むべし。但公選の上永役は苦しからず。區長人選は其區中戸長副戸長支配内一統の總代に相立、入札封書を以て一區限り取揃、府廳へ差出すべし。戸長副戸長の人選は其支配内一統より入札封書にいたし區長に差出し、區長是を取集め、府廳に差出すべし、詮議の上跡役申付べし。但戸長の入札は副戸長取扱、副戸長の入札は戸長是を取扱べし。伍人組頭人選は其組合にて入札封書いたし、戸長副戸長へ差出、區長點檢の上是を定むべし。

一組は凡千石を標準としたので、戸數にすると凡三百戸位であつた。此時の番組は詳でないが、大概八年四月の番組方と同じであつたと思はれる。此時の町村の稱呼は「攝津國住吉郡第一區平野郷流町」といふやうであつた。各組に戸

長副戸長を置き、一區に區長を置くこと右の解諭の如くであつた。役所は私宅を以て之に當てた。(區長は會議所を置いた。)六月十日限區長戸長の選舉が行はれ、六月十四日に區戸長副戸長は任命された。十月莊屋年寄を廢して區長戸長を置いたについては區内組内一統から給料を出すべき旨を諭達された。七年七月九日戸長配置の標準を改め、石高を廢し、人口に準據することとし、又區戸長の給料を定め、區長給は地券に、戸長給は軒別に賦課することにした。十二月二十三日副區長副戸長を廢止し、區長戸長の等級をも改めた。

八年四月三十日府達第四百四十七號で、右の制度が廢止されて、二年五月に制定された市の四大區郡の七郡の區域に従つて市郡通じて十一大區に分割され、其下に小區が置かれた。即ち住吉郡は第七大區となり、從來の第一區を第一小區とせられた。其下に番組を置くこと從來の如くであつた。而して其町村の稱呼方法は「大阪府第七大區第一小區第何番組平野郷何町」と稱するのである。第一小區を十組に分つた。

第一番組 北田邊村、猿山新田、第二番組 南田邊村、松原新田、第三番組 鷹合村、第四番組 湯谷島村、富田新田
砂子村、中野村、第五番組 喜連村、第六番組 平野郷野堂町、平野郷流町、第七番組 平野郷脊戸口町、平野郷西脇町、第八番組 平野郷市町、平野郷泥堂町、平野郷馬場町、第九番組 今林村、新在家村、今在家村、第十番組 桑津村、

であつた。九年六月七日區戸長の假職制並取扱心得が制定された。十年九月十八日番組制度が廢止されて區長戸長の制度が改められた。大區に區長一人、一小區に戸長三人を置き、夫々等級を分ちて俸給を定め、會議所に出頭して執務せしむることとした。又各町村にはそれ／＼用掛一兩名を置いて其町村の事務を司らしめた。此改正の際の區長戸長は

區長、佐々木政行(喜連村)

戸長、末吉増臣、藤岡治右衛門、中谷陣兵衛、鹽川徳兵衛、土橋治郎作、阪井太兵衛、山津義實、石田六兵衛、末吉平三郎、水

野八左衛門

であつたが、此改正に藤岡を除いて他の九人を用掛とした。別に戸長の事は詳でない。用掛は各自宅で事務を執つたが、平野郷の用掛は共同の事務所を置くことにして南長屋(陣屋内)に事務所を置き一郷併合して此にて事務を處理した。區長の役所即ち會議所は今の宮町警察署の北側小學校の門のある所に舊役宅(長屋)があり、其西端に郡奉行が居住して居つたところを使用した。事務所も此に置いたのであつた。用掛は出勤退出の時間を定め、書記を置いて用掛の事務を補助せしめ、書記は用掛よりは三十分前後に出勤退出せしめた。事務所には左の如く分課を定めた。

第一課 戸籍掛兼社寺掛及勤惰掛

第二課 地方掛兼土木掛及會計掛

第三課 諸税掛兼學校掛及布告掛

この地方掛といふのは土地建物を支配し、其移動を取扱ひ、歩一の徴收をなすのであつた。課毎に一員當番を定め、一ヶ月毎に毎課を交代擔當することにした。即ち月末には其掛の始末をして引續くこととして居つた。(此時書記は四人俸給は月四圓、小使五人)

戸長時代以後郷中の諸費用は持高と戸別割とに賦課することになつたが、人民は會計に對して疑惑がましきことを云ひ、十年十月の改正後は平野郷事務所(用掛の役所)と區内會議所(區長の役所)とを併合したので猶喧噪をきはめたから、十一年九月に用掛等相談して區長に要求して十月に事務所と會議所とを分離し、人民總代伍長を選んで會計に立

會はすことにした。同月人民總代と用掛等と協議して學校世話掛は二人を置き、學校費・宮費用は宅地價割とし、出納掛を置いて津田六兵衛を選擧した。

十一年七月二十一日郡區町村編成法が發布されて從來の大區小區が廢止された。同令では郡に郡長を置き毎町村に戸長を置く、但し町村は事情によつて數町村組み合はして一人の戸長を置くことを得るものとした。十二年三月から實施されることになつて居つたから、二月に大阪府では同法によつて四區七郡を制定し、七大區を住吉郡と稱せしめ、住吉郡役所を舊七大區會議所に置き、又郡區長管掌事務並戸長職務概目を定め、郡衙開廳までは從前の通りに事務を取扱ふべきこととし、二十一日に從來の小區を廢し、町村分割を定め、一分割に戸長一名を置くことにし、翌日戸長選舉法を定めた。此分割によつて第一分割として、平野郷の七町を以て平野郷町とし、平野郷町戸長役場を置いた。末吉平三郎が戸長に當選した。此時の戸長役場吏員は用掛二人・筆生四人を置き、用掛一人に筆生二人附屬した事務を分擔した。十月改正の分擔は

庶務、戸籍、學務、出納	主任	用掛	福井榮三郎
勸業、地家、土木	同	同	山上清藏

此時人民總代十四人を選び經費・賦課の協議に與らしめた。從來七町持の地は一郷持とす、地方稅中戸數割は一般の宅地價に課す、宮入費及び郷中限の戸別割も同前等の決議をなした。後には伍々長をして此協議に與らしめた。十三年六月七日天第七十九號で各町村の伍長を自今廢止するも伍長什長を置くも町村の適宜に任ずることとした。七月二日更に戸長配置及選舉法を改正した。從來の分割を廢して町村毎に一人を置き、役所はその自宅又は別に適宜設置することとした。戸長の俸給は年俸(郡内六圓區内八圓)とし、任期を三年とした。八月實施された。その分立と戸長は

左の如くであつた。

戸長	戸數	人員	十六年二月現在の戸長
平野々堂町 山上清藏	四二四	一、七八九	〃
平野流町 福井榮三郎	一五二	六三五	〃
平野市町 土橋治郎作	三五二	一、五五三	大住利兵衛
平野春戸口町 石戸勲兵衛	二〇三	八四六	淺岡佐七
平野西脇町 石田六兵衛	一七一	七一一	小澤次郎右衛門
平野泥堂町 末吉平三郎	一九五	八一六	福本佐兵衛
<small>泥堂町は十月に末吉勲四郎戸長となり、十四年五月藤岡治兵衛之に代つた。</small>			
平野馬場町 井上治	一三六	五六一	清水平兵衛

八月十八日七町戸長が平野郷戸長申合規則を定め、郷中の共同事項の爲め戸長會議を開き、各月一、十、二十日を期日とし、正副二名の主幹を置き、分擔を定めた。會議場は平野小學校とした。(分擔は庶務末吉・福井、水利・土木・神社石田・土橋・石戸、出納山上・石田)

九月に府令第十八號に基き各町は町會規則を設けた(知事裁可)町内の公共に關する件經費の支出と其徵收方法を議決する爲めであつた。議員數は六名で、選舉權者は二十年以上の男子、町内に本籍あるもの、被選舉者は更に其町内に地所を所有するもの、選舉は五日以前に戸長から町内に通告し、選舉場を定め、投票は記名とし實印を捺すこと、議員任期は四ヶ年二ヶ年に半數改選、議長副議長は議員中より選舉す、通常會は四月十日に開き臨時會は必要の都度に開

くものとした。十五年九月に議員を十名に増員した。十三年四月政府は區町村會法を發布し、區町村の公共に關する件及び其經費の支出徴收法を議する爲め區町村會及び其事に關係する數町村聯合町村會を設けることを規定した。此に基き十四年に住吉郡第一小學區聯合町村會を設けた。十五年三月青地樋に關し柏原村字青地樋組二十一箇町村聯合會を設けた。更に又平野郷七箇町聯合會を置くこととし、議員は十四名任期は四ヶ年二年毎に半數改選、議長副議長各一名公選し、議員中から常備員三名を互選し、僅少の臨時費臨時急施の費用を議定せしめ、任期は二ヶ年とした。十六年一月に議員を選挙し、議長に奥野清順、副議長に末吉平三郎當選し、三月に常備委員を定め第一回に當選したのは末吉平三郎・奥野清順・石田六兵衛であつた。五月に野堂町外九ヶ町村聯合會（平野七ヶ町と新在家・今在家・今林各村）を設けて水利土工神社と其經費を議し、平野野堂町外十ヶ町村聯合會（同上に中野村を加ふ）を設けて水利土工と其經費を議することとした。議員は各町村の正副議長を以てし、通常臨時の兩會とし、常備委員は僅少の經費を議決すること、他の聯合會に同じかつた。

大阪府では以後數度戸長役場の職制や戸長選舉方法を改正したが、十七年五月政府は太政官達（第四十一號）で「戸長は府縣知事縣令之を選任す、但町村人民をして三人乃至五人を選舉せしめ府縣知事縣令其内に就いて選任することを得る」と制定され、七月一日から實施された。民選であつた戸長が此に官選と改められたのは當時地方民權の思想旺盛であつたが、地方の状態は猶民選戸長では充分の成績を擧げることが得なかつたから、此の改正が出たのであつた。府では六月二十四日（甲第四十七號）右の太政官達によつて戸長役場の管理區域を定めて、從來の戸長職制その選舉法等を廢止した。本法實施によつて四月東成住吉郡長櫻井茂樹から戸長任命方を内申し七月一日にそれ／＼任命された。その戸長役場の名稱は其管理區域の町村名を冠して大阪府何那何町村戸長役場と呼ぶこととし、町村數の多い

のは役場所在地の町村名をあげ其他を數を以てして、即ち「大阪府何那何町村外何ヶ町村戸長役場」と稱することにしが、門標にはその管理町村名全部を列掲した。本町の戸長には左の如く任命された。

福井榮三郎

明治十七年七月より
同 二十年三月まで

小澤治郎右衛門

同 二十年三月より
同 廿二年三月まで

東成住吉郡には凡て二十六の戸長役場を置いたので、本町の戸長役場は第十七戸長役場として平野市町第五百十八番屋敷に置いた。（引續いて平野郷町役場も此に置いた。）建物は建坪八坪、木造瓦葺平家建であつた。役場名稱は大阪府の布告に従へば市町外六ヶ町戸長役場と稱すべきであつたが、本町のは

平野々堂町外六ヶ町戸長役場

と稱した。本町には七ヶ町を呼ぶに順序があつて、古來變更することを得ぬからであつた。平野々堂町は本町の起原で、平野流町・平野市町・平野脊戸口町・平野西脇町・平野泥堂町・平野馬場町の順序を以て市衢が成立したと傳へられて居り、此順序に數へるので、右の稱呼も平野々堂町を第一に擧げたのであつた。

平野郷町の成立 維新以來町村の制度は數々改廢されて漸く舊弊は除かれるやうになつたが、まだ地方の自治や分權は完全に實施されるに至らなかつたので、政府は明治二十一年四月法律第一號で市制町村制を公布した。此は實に地方制度に於ての一新紀元を劃したものであつた。一國の人民は各自治の團結をなして、政府が之を統率し、其機軸を執るのは國家の基礎を鞏固にする所以である。即ち國家の基礎を鞏固ならしめるには地方の區劃を以て自治の機體として、以て其利害を負擔せしめねばならぬが、從來の制度では府縣の下の郡區町村は唯に行政の區劃に止り、そ

の町村では稍々自治の體もあつたが、未だ完全ではなかつた。依て自治と地方分権の原則とを實施して、地方共同の利益並に國民の幸福を發達増進せしめ、且は隣保團結の舊慣を尊重して益々之を擴張し、町村の權義を保護するを主意として此法律が布かれたのであつた。従つて此制度は人民に自治の權を與へ、地方共同の事務は地方人民をして處理せしめ、公益を計るの思想が發達するに從つて、漸次參政の思想實力を養成せしめて、立憲の制に於て國家百世の基礎を立つる根源を爲すものであつた。此法制を施行しようとするには第一に地方自治の區劃を造成せねばならぬが、それについて從來の町村は自然の成立で戸數人口資力等に於て著しき不同あり、若し一定の標準の下に併合分離するとすれば各自の人情風俗を顧慮しその利害關係を審にせねばならぬので、同法律施行に先きだつて府知事から郡當局に内訓して慎重なる調査を命じ、且又町村會議員或は人民總代等について民意のあるところをも實地に審査することを命じた。

平野郷の地は中世以來一郷として存在し、假令七ヶ町に分離して居ると云つても素より同一治下にあつて人情風俗を一にし、利害關係に於て一區劃となすに何等不都合なく、現に同一戸長管理下にあり、土地戸口に於ても一區劃として充分であつたから、九月には住吉郡管下の各區劃と同じく内申された。併し凡そ何事でも多少の反對は起るもので二十一年十月に平野泥堂・平野馬場兩町のもの八十四名は連署して、此兩町は他五ヶ町とは人情風情に於て異なるところあり、利害相反するものなる故、層ろ此二町を一區劃となさんことを郡長に具申し、七ヶ町一區劃に反對の旨を表示したが、採用されるには至らなかつた。名稱はもと平野郷と稱したのは本郷(七ヶ町)散郷(四ヶ村)の總名で、明治四年の印旛縣の戸籍帳に平野郷町の名を用ひ、明治十二年三月本郷をば平野郷町と稱して一戸長役場を置いたことあり、當時一般に平野郷といへば本郷をさすやうになつて居つたので、此時もそれに從つて平野郷町を名稱に選擇したのであつた。

二十二年二月十日府令第十六號を以て町村區域と名稱とが定められ、四月一日から實施されることになつた。舊町名は大字として町内の一區劃として保存された。此に於て事實に於て平野郷町が成立した。此時(明治二十一年調)の各大字の反別と人口とは左の如くであつた。

	反別	人口
平野々堂	六七・九七二七	一、九七七
平野流	六一・二五二七	七七〇
平野市	三四・三二一五	一、六〇五
平野春戸口	二〇・七九一九	九二五
平野西脇	六三・九八〇七	七八二
平野泥堂	四六・八八一〇	八五四
平野馬場	四六・一七〇二	六三〇
計	三四一・三九一七	七、五四三

○戸數は一、四八九戸であつたが、大字別不詳

明治二十七年十一月十二日の町會に町徽章の件を附議し、町徽章を下の通り相定め、永く使用するものとした。



町長助役収入役 町治の機關は代議機關と行政機關との二に分れた。代議機關は即ち町會で、行政機關は町長が處理に屬した。町長が補助として助役を置き、町の會計を處理せしむる爲めに収入役を置いた。この町長助役収入役は町會の選舉によるものであつた。明治二十二年五月二十日全興寺に於て第一回町會を開いて町長助役を選舉した。七月八日同所に於て第二回町會を開いて収入役を選舉した。此に於て町の行政機關が備つた。助役収入役は各一名で、町長助役は名譽職であつた。二十四年六月安田木三が助役となつた時に有給助役とし、明治三十一年五月に及び、其後は名譽助役のみであつた。大正八年二月六日助役條例を制定して定員二名とし、内一名を有給とした。

歴代町長表

姓名	就職年月日	退職年月日
鹽川 徳兵衛	明治二十二年六月十八日	明治二十六年四月十七日
福井 榮三郎	同 二十六年五月十二日	同 三十年一月十七日
水野 富三郎	同 三十年三月十七日	同 三十七年十月十日
安田 木三	同 三十七年十月二十一日	同 四十一年十月二十日
福井 楠多郎	同 四十一年十月三十一日	同 四十三年十月三十日
藤岡 庄次郎	同 四十四年三月一日	大正 二年九月二十四日
富永 芳三郎	大正 二年九月二十五日	同 四年七月二十八日
水野 富三郎	同 四年八月三十日	同 八年八月二十七日
吉村 晋次郎	同 八年九月二十日	同 十四年三月三十一日

歴代助役表

姓名	就職年月日	退職年月日
小澤 治郎右衛門 名譽	明治二十二年六月十八日	明治二十四年六月二十日
安田 木三 有給	同 二十四年六月五日	同 三十一年五月十二日
安田 木三 名譽	同 三十一年五月十二日	同 三十七年十月十八日
清水 平兵衛 同	同 三十七年十一月二十四日	同 四十二年十二月二十三日
末廣 元治郎 同	同 四十三年一月七日	同 四十五年三月二十三日
大熊 鶴太 同	大正 元年九月三十日	同 二年三月二十七日
末廣 元治郎 同	同 二年十月九日	同 七年三月二十二日
末吉 増孝 同	同 七年五月二十八日	同 七年十一月九日
石川 虎之進 有給	同 八年五月十三日	同 十四年三月三十一日

歴代収入役表

姓名	就職年月日	退職年月日
安田 木三	明治二十二年七月八日	明治二十四年六月十八日
土橋 保慶	同 二十四年六月二十日	同 二十九年一月三十一日
山本 忠友	同 二十九年二月一日	同 三十六年四月九日
福井 一敏	同 三十六年四月十四日	同 三十七年八月十三日

阪井榮吉	同 三十七年九月八日	同 四十二年十二月二十五日
粕谷佐一	同 四十二年十二月二十八日	大正八年四月二十日
末吉増孝	大正八年四月二十日	同 十四年三月三十一日

明治四十三年十二月九日の町會で常設委員規程を設け、町の重要事務に參與し、町長の諮問に應ずる爲め、三名乃至五名の常設委員を置くことにした。その行政又は町政上重要と認める事項は

議事編成に關する件

地理土木勸業に關する件

新に町に於て經營すべき事業に關する件

である。委員は町會議員中から町會に於て選舉し、任期は四年とし、議員の任期満つれば委員も自然缺格するものとした。大正八年十二月二日規程の一部に追加して、常設委員を加へたる他の委員會に於て決定した事項は常設委員會に附議するものとした。明治四十三年十二月十三日の町會にて始て常設委員を選舉した。第一回の當選者は多治見久太郎・水野富三郎・松村秀太郎・福井楠多郎・安田木三の五人であつた。

町會及議員

町村制の制定するところ、町村會は人口千五百以上五千未満の町村では議員數十二人、五千以上一萬未満の町村では十八人であつた。又選舉人中直接町村税の納額多き者を合せて選舉人全員の納むる總額の半に當るべき者を一級とし、爾餘を二級とすること、其議員數は一級二級同數であつた。

本町の人口は七千五百で五千以上一萬未満の町村であつたから、議員定數は十八人で、一二級各九人であつた。第一回の町會議員選舉は全興寺を選舉會場に宛て、明治二十二年三月二十八日第二級、翌二十九日第一級の選舉が行は

れた。當時の選舉狀況は全く想像し能はざる程平穩なるもので、議員候補者たるべきものは、各町の有力者相集り、自稱自薦の有様にて、其決定を見るや候補名を連記した紙片が有権者各戸に配布され、有権者は當日投票場に至つて、先きに配布を受けた氏名を連記投票したものであつた。その候補者は有力者が自薦し、萬事有力者にて決定する當時の状態とて、自然競争なるものなく、第八回の選舉までは同様の有様であつた。大正二年半數改選が廢止されて總改選となり、此後の選舉は郡會議員・府會議員の選舉の如く、互に相競争するに至つた。戸數の増加に伴ひ、大正六年より一級二級各十二名に増員されて議員數は二十四名となつた。

明治三十一年四月二十六日大阪府告示第七十八號を以て、同年六月一日から郡制が施行されることになり、同制によつて郡會議員の選舉が行はれた。郡會は郡内町村會に於て選舉した議員及び大地主にて選舉した議員から成立し、議員數は前者は二十名、後者は六名であつた。郡制では各町村は一名の議員を選舉すべきであつたが、本郡は二十四ヶ町村で定數を超過するので、町村の人口を以て、或は一町村或は二三町村に配當することになり、本町は一人の配當を得た。又大地主は郡内に於て町村税の賦課を受くる所有地で地價總計壹萬圓以上を有するものから、年齢其他一定の資格を調査し、六人を互選するのであつた。其大地主たるもの凡て二十人で本町には一人であつた。三十二年三月法律第六十五號を以て郡制が改正され、大地主議員・町村會選舉の制は廢止され、一般有権者から選舉することになり、本町の定員は三名となつた。

郡會議員の選舉は一二回の間は平穩に終了したが、明治四十年頃からは三名の定員に對し每期四五名の候補者現はれ、自然競争を生じ、一回一回運動は烈しくなつた。運動員は町内相互見識合の間とて、多くは夜間に行はれた。投票當日は各運動者は早朝より有権者の入場勧誘に努め、投票所門前附近には候補者が一定の休憩所を設けて有権者の歡

心を得るに努めた。

府會議員・衆議院議員の選挙は最初二三回の間は平穩に終了したが、漸次各黨派の勢力を争ふやうになり、各候補者の事務所が設けられ、運動員は數十名之に詰め切り、戸別訪問・推薦狀の發送等に忙殺され、各所に演説會は開催され、毎回次第に激烈となつた。選挙當日は投票場門前に一定の場所を占めて天幕は張られ、候補者氏名の大書した立札が掲げられ、投票者の注意を喚起し、且はその休憩所とした。大正四年九月府會議員選挙には藤岡庄次郎が候補に立つた爲め、一町の有志舉つて運動に従事し、政黨關係上高橋是清・奥繁三郎の應援演説會が開かれる等あつて、全町の氣勢も猛烈と稱すべきものであつた。町會・郡會・府會・衆議院各議員の選挙は常に町役場を以て投票場に充てられた。

町會議員表

當選年月日	氏名	大字名	生年月日	選挙級別	再選別	退職年月日及事由
(第一回) 明治廿二年三月廿八日	津田 六藏	野堂	嘉永六年三月廿三日	二	初	
	多治見 久太郎	同	安政五年五月七日	二	同	
	鎌田次右衛門	春戸口	嘉永二年七月十一日	二	同	
	福井補多郎	流	元治元年三月五日	二	同	
	石田六兵衛	西脇	天保十年二月七日	二	同	
	末吉勘四郎	泥堂	安政六年一月三日	二	同	
	末吉平三郎	同	安政三年八月廿二日	二	同	

	福本佐兵衛	同	天保十二年六月三日	二	同	
	水野八左衛門	馬場	天保七年六月十三日	二	同	明治廿二年九月廿七日死亡
明治廿二年三月廿九日	福井榮三郎	流	安政二年十月十四日	一	初	
	藤岡庄次郎	泥堂	文久二年十一月十二日	一	同	
	清水平兵衛	馬場	嘉永元年六月三日	一	同	
	山上慶三郎	野堂	安政五年九月十八日	一	同	
	鹽川徳兵衛	流	弘化元年四月十四日	一	同	
	小澤治郎右衛門	西脇	弘化四年一月廿六日	一	同	
	篠原左一	野堂	天保十年三月十三日	一	同	
	山村正三	同	弘化三年六月廿九日	一	同	
	中瀬九兵衛	同	安政五年十二月十二日	一	同	
(補缺) 明治廿四年七月卅一日	吉川伊之助	馬場	元治元年三月十六日	二	同	明治廿六年十二月十九日死亡
	古川長四郎	市	安政元年十一月四日	二	同	
	富永六兵衛	西脇	天保元年十一月六日	一	同	
同	多治見久太郎	野堂	安政五年五月七日	二	再	
(第二回) 明治廿五年三月廿八日	鎌田次右衛門	春戸口	嘉永二年七月十一日	二	同	
同	末吉平三郎	泥堂	安政三年八月廿二日	二	同	

第四章 行政

同	藤岡庄次郎	同	文久二年十一月十二日	二	同
同	水野富三郎	馬場	元治元年四月十六日	二	初
同	鹽川徳兵衛	流	弘化元年四月十四日	二	再
同	福本佐兵衛	泥堂	天保二年六月三日	一	同
同	明治廿五年三月廿九日	古川長四郎	安政元年十一月四日	一	同
同	富永六兵衛	西脇	天保元年十一月六日	一	同
同	島圖繁太郎	野堂	文久三年二月廿九日	一	初
同	辻菰孫三郎	流	安政三年十二月十八日	一	同
同	福井楠多郎	同	元治元年三月五日	二	再
同	明治廿八年三月廿八日	石田六兵衛	天保十年二月七日	二	同
同	末吉勘四郎	泥堂	安政六年一月三日	二	同
同	小澤治郎右衛門	西脇	弘化四年一月廿六日	一	同
同	篠原左一	野堂	天保十年三月十三日	一	同
同	山口吉治郎	西脇	安政六年四月廿一日	一	初
同	三村萬藏	泥堂	嘉永六年一月十五日	一	同
同	赤根清兵衛	野堂	天保三年四月三十日	一	同
同	多治見久太郎	同	安政五年五月七日	二	三
(第四回)	明治卅一年三月廿八日				

同	津田六藏	同	嘉永六年三月廿三日	二	二
同	鎌田次右衛門	春戸口	嘉永二年七月十一日	二	三
同	末吉平三郎	泥堂	安政三年八月廿二日	二	三
同	藤岡庄次郎	同	文久二年十一月十二日	二	三
同	水野富三郎	馬場	元治元年四月十六日	二	初
同	福本佐兵衛	泥堂	天保二年六月三日	一	三
同	明治卅一年三月廿九日	島圖繁太郎	文久三年二月廿五日	一	二
同	山口新右衛門	西脇	安政元年三月廿五日	一	初
同	安田木三	野堂	文久二年二月廿八日	一	同
同	松村秀太郎	春戸口	文久三年九月九日	一	同
同	福井楠多郎	流	元治元年三月五日	二	三
(第五回)	明治卅四年三月廿八日	石田六兵衛	天保十年二月七日	二	三
同	古川長四郎	市	安政元年十一月四日	二	二
同	明治卅四年三月廿九日	篠原左一	天保十年三月十三日	一	三
同	末吉勘四郎	泥堂	安政六年一月三日	一	三
同	清水平兵衛	馬場	嘉永元年六月三日	一	二
同	山口吉治郎	西脇	安政六年四月廿二日	一	二

政

明治卅七年一月廿八日死亡

(第六回) 明治卅七年三月廿八日

同	多治見 久太郎	野堂	安政五年五月七日	二	四
同	鎌田次右衛門	春戸口	嘉永二年七月十一日	二	四
同	末吉平三郎	泥堂	安政三年八月廿二日	二	四
同	藤岡庄次郎	同	文久二年十一月十二日	二	四
同	水野富三郎	馬場	元治元年四月十六日	二	二
同	福本佐兵衛	泥堂	天保十二年六月三日	一	四
同	島圖繁太郎	野堂	文久三年二月廿五日	一	三
同	山口新右衛門	西脇	安政元年三月廿五日	一	二
同	安田木三	野堂	文久二年二月廿八日	一	二
同	松村秀太郎	春戸口	文久三年九月九日	一	二
同	阪井榮吉	市	安政五年十月十日	一	初
同	末吉増臣	野堂	嘉永二年一月廿二日	一	同
(第七回) 明治四十年三月廿八日	福井楠多郎	流	元治元年三月五日	二	四
同	石田六兵衛	西脇	天保十年二月七日	二	四
同	古川長四郎	市	安政元年十一月四日	二	二
同	末吉勘四郎	泥堂	安政六年一月三日	二	四
同	山口貞之助	西脇	明治十二年九月廿五日	二	初
同	松村唯雄	泥堂	明治五年二月廿九日	二	同
同	清水平兵衛	馬場	嘉永元年六月三日	一	二
同	山口吉次郎	西脇	安政六年四月廿二日	一	三
同	多治見次作	野堂	文久二年八月廿八日	一	初
同	三杉松次郎	泥堂	文久二年三月十五日	一	同
(第八回) 明治四十三年三月廿八日	藤岡庄次郎	同	文久二年十一月十二日	二	五
同	多治見 久太郎	野堂	安政五年五月七日	二	五
同	鎌田次右衛門	春戸口	嘉永二年七月十一日	二	五
同	水野富三郎	馬場	元治元年四月十六日	二	二
同	島圖繁太郎	野堂	文久三年二月廿五日	一	四
同	安田木三	同	文久二年二月廿八日	一	三
同	松村秀太郎	春戸口	文久三年九月九日	一	三
同	末吉増臣	野堂	嘉永二年一月廿二日	一	二
同	富永芳三郎	西脇	明治二年八月五日	一	初
同	三谷友次郎	市	明治八年四月五日	一	同
(第九回) 大正二年三月廿八日	松村秀太郎	春戸口	文久三年九月九日	二	四
同	水野富三郎	馬場	元治元年四月十六日	二	三

同	松村唯雄	泥堂	明治五年二月廿九日	二	同
同	清水平兵衛	馬場	嘉永元年六月三日	一	二
同	山口吉次郎	西脇	安政六年四月廿二日	一	三
同	多治見次作	野堂	文久二年八月廿八日	一	初
同	三杉松次郎	泥堂	文久二年三月十五日	一	同
(第八回) 明治四十三年三月廿八日	藤岡庄次郎	同	文久二年十一月十二日	二	五
同	多治見 久太郎	野堂	安政五年五月七日	二	五
同	鎌田次右衛門	春戸口	嘉永二年七月十一日	二	五
同	水野富三郎	馬場	元治元年四月十六日	二	二
同	島圖繁太郎	野堂	文久三年二月廿五日	一	四
同	安田木三	同	文久二年二月廿八日	一	三
同	松村秀太郎	春戸口	文久三年九月九日	一	三
同	末吉増臣	野堂	嘉永二年一月廿二日	一	二
同	富永芳三郎	西脇	明治二年八月五日	一	初
同	三谷友次郎	市	明治八年四月五日	一	同
(第九回) 大正二年三月廿八日	松村秀太郎	春戸口	文久三年九月九日	二	四
同	水野富三郎	馬場	元治元年四月十六日	二	三

同	鹽川市三郎	流	慶應元年二月十四日	一	二	
同	福井徳治郎	野堂	安政六年三月廿七日	一	初	
同	大崎辰次郎	泥堂	文久三年九月九日	一	同	
同	松下佐一郎	馬場	慶應元年八月卅一日	一	同	
同	吉村晋次郎	野堂	明治十三年十一月四日	一	同	
同	多治見秀徳	同	明治十五年八月一日	一	同	
同	山口吉治郎	同	安政六年四月廿二日	二	五	
同	安田木三	同	文久二年二月廿八日	二	六	
同	秋月猛一郎	同	明治十一年十月五日	二	二	
同	松村清龜	同	明治廿七年一月廿七日	二	初	大正十一年十二月卅一日家事ノ都合上退職
同	戎井新助	同	明治廿四年九月三十日	二	同	
同	新家辰次郎	同	明治十三年十一月六日	二	同	
同	銀治幾治郎	同	明治六年三月廿六日	二	同	
同	吉川龜藏	同	明治十五年八月九日	二	同	
同	粕谷佐一	同	明治八年十二月二日	二	同	
同	武村吉太郎	市	明治二十年十一月廿一日	二	初	
同	粕谷舜哉	西脇	明治十六年八月七日	二	同	

(第十一回) 大正十年三月廿八日

大正十一年十二月卅一日家事ノ都合上退職

同	古川徳松	市	明治二十年十二月十日	二	同	
同	山口貞之助	西脇	明治十二年九月廿五日	一	四	
同	小吹末吉	野堂	安政六年五月廿五日	一	二	
同	石戸英二	春戸口	明治十九年九月廿一日	一	二	
同	吉村晋次郎	野堂	明治十三年十一月四日	一	二	
同	多治見秀徳	同	明治十五年八月一日	一	二	
同	井上日吉	同	明治十一年一月二日	一	初	
同	鶴池鹿藏	泥堂	慶應元年二月五日	一	同	
同	山田龜四郎	同	明治元年三月十七日	一	同	
同	松本一郎	馬場	明治十七年七月廿六日	一	同	大正十三年六月十七日家事ノ都合上退職
同	松村松三郎	春戸口	明治十六年五月四日	一	同	
同	酒井龜吉	野堂	安政五年三月三日	一	同	
同	阪井啓三郎	春戸口	明治七年三月廿六日	一	同	大正十三年六月十七日家事ノ都合上退職

平野郷町選出郡會議員表

當選年月日	氏名	生年月日	摘要
明治三十一年六月	松村秀太郎	文久三年九月九日	大地主會ヨリ選出
同	多治見久太郎	安政五年五月七日	町會ヨリ選出

明治三十二年九月	松村秀太郎	文久三年九月九日
同	藤岡庄次郎	文久二年十一月十三日
同	福井楠多郎	元治元年三月五日
明治三十五年四月	多治見久太郎	安政五年五月七日
明治三十六年九月	藤岡庄次郎	文久二年十一月十三日
同	松村秀太郎	文久三年九月九日
同	多治見久太郎	安政五年五月七日
明治四十年九月卅日	多治見久太郎	安政五年五月七日
同	松村秀太郎	文久三年九月九日
同	藤岡庄次郎	文久二年十一月十三日
明治四十四年九月卅日	富永芳三郎	明治二年八月五日
同	松村秀太郎	文久三年九月九日
同	多治見久太郎	安政五年五月七日
大正四年九月三十日	山口吉治郎	安政六年四月廿二日
同	鹽川市三郎	慶應元年二月十四日
同	石戸英二	明治十九年九月廿一日
大正八年九月三十日	多治見秀徳	明治十五年八月一日

明治三十五年三月退職

同 石戸英二 明治十九年九月廿一日
 同 末廣元治郎 明治二年三月五日

○以後郡制廢止トナル

平野郷町選出府會議員表

當選年月日	氏名	生年月日
明治二十三年八月十二日	福井榮三郎	安政二年十月十四日
大正四年九月廿五日	藤岡庄次郎	文久二年十一月十三日

議員選舉有權者表

年次	衆議院議員選舉有權者	府會議員選舉有權者	郡會議員選舉有權者	町會議員選舉有權者	年次	衆議院議員選舉有權者	府會議員選舉有權者	郡會議員選舉有權者	町會議員選舉有權者
明治三十五年	一四三人	二九〇人	二七八人	三三四人	明治四十一年	二二七人	三〇三人	二八〇人	三九六人
大正六年	二一一	二九六	二八五	三九九	大正七年	二二二	二九三	—	—
大正八年	二二九	二九三	—	—	大正九年	三一二	三〇九	—	—
大正十年	三四〇	三〇四	—	四〇四	大正十一年	四〇七	四八一	—	—
大正十二年	四七九	四八一	—	—	大正十三年	五四二	六一九	—	—

平野郷町役場 明治二十二年四月一日開廳した町役場は舊七ヶ町聯合戸長役場址に引續いて置いた。其後全興寺内に引移つたがその年月は詳でない。町制施行後餘り月日を経過して居らぬ。二十八年三月に平野宮町一番地に新築

した。用材は其時改築中の平野小學校の用材を使用した。敷地百三十四坪、廳舎は事務室及び會議室（平家建木造瓦葺一棟建坪六十二坪五合）人民控室及び納家（平家建一棟十三坪五合）其他土藏である。

開廳當時の町役場處務規程は今詳でないので此にその事務分掌の詳細は擧げることが得ぬが、大體の組織は

町長 助役（一名） 収入役（一名） 書記及び傭員（五名）
でその分課は

庶務 稅務 兵事 學務 土木地理 衛生
の六課となつて居つた。大正四年十月一日町役場處務細則を改正した。同則に依る事務分擔は九課に分れて居つた。左の如くである。

庶務 戶籍 衛生 土木地理（地理に關する事項を含む） 學務 兵事 稅務
會計 農商務

右の事務を處理せしむる爲め、助役以下書記を以て、その主任者に充て、時宜によつては町長に於て自ら處理するところあるものとした。同年同月十八日町會の決議を経たる町職員定員規程は

技師 一人 書記 十二人 技手 一人

である。而して技師は囑託、書記は書記補、技手は技手補をして代用することあるものとした。大正十一年十一月水道の開通と同時に規程を改正して水道係を増置した。令達は告示（町内全部又は一部に告示するもの）告諭（町内全部又は一部に告諭するもの）訓令（部下の吏員委員等に訓示するもの）達（部民に示達するもの）の四種とした。公告式に

關する條例は大正七年二月六日許可條例第一號で制定した。一般に公告すべきものは揭示場に揭示し、揭示したる日から五日間を周知期限とし、公告は少くとも十日間揭示するを要すとした。

大正十四年三月現在の吏員は左の如くであつた。

町長	吉村 晋次郎	助役	石川 虎之進
收入役	末吉 増孝	庶務係書記	田村 精一
庶務係書記	鈴木 好雄	戶籍係同	富田 莊太郎
戶籍係書記補	藤井 諦觀	同	新野 米藏
稅務係書記	中尾 貞次郎	同	入江 彌一
同	書記補 辻野 政三	土木係書記	梶野 福松
農商務係同	石橋 達三	衛生係同	岡本 貞三
學務係同	高橋 一吉	兵事係同	中村 次郎
水道係技手	森 孝藏	同	書記 竹村 一彦
同	雇 竹村 郁三郎	會計係書記補	山本 義一
町誌編纂係書記補	川上 治三郎		

平野郷町々役場費拾年毎比較表（各年決算額）

明治二十六年 度	役場費	一、四〇八・七七〇 ^円	明治三十六年 度	役場費	三、〇一一・〇七五 ^円
第四章 行政					一一三

第一項 給料	七〇二・二八〇
一、助役給料	九四・〇〇〇
二、書記給料	三一八・二三〇
三、収入役給料	八八・〇〇〇
四、使丁給料	二〇二・〇五〇
第二項 雑給	四五五・六六六
一、旅費	四一・一八〇
二、報酬	三六五・三三三
三、實費辨償額	一六・三五三
四、賞與金	三二・八〇〇
第三項 需用費	二四八・五九五
一、備品費	二八・七五一
二、消耗品費	一七〇・一九四
三、賄費	三五・九三〇
四、郵便税	一〇・〇〇〇
五、運搬費	三・七二〇
第四項 修繕費	二・二二九

第一項 給料	一、四四六・五二六
一、書記給料	八四九・五九三
二、収入役給料	一六三・九三三
三、使丁給料	四三三・〇〇〇
第二項 雑給	一、一五〇・九六〇
一、旅費	七五・一五〇
二、報酬	六〇四・〇〇〇
三、實費辨償額	六〇・〇〇〇
四、雇員給	一三六・一六〇
五、文具料	二〇・一〇〇
六、賄料	九三・五五〇
七、賞與金	七〇・〇〇〇
八、慰勞金	九二・〇〇〇
第三項 需用費	三六四・四六四
一、備品費	六四・五九〇
二、消耗品費	二三〇・六五四
三、通信運搬費	二〇・七二〇

一、役場修繕費

二・二二九

四、雑費

四八・五〇〇

第四項 修繕費

五〇・一二五

一、役場修繕費

三七・九六五

二、樹木費

一二・一六〇

大正二年度

大正十三年度

役場費	四、七〇九・四三〇
一、報酬	四二三・九四五
二、給料	二、一三六・四三二
三、雑給	一、四〇一・六三六
四、需用費	六五七・九四二
五、修繕費	八九・四七五

役場費	七六、一五七・四二〇
一、報酬	六〇〇・〇〇〇
二、給料	一三、八八六・二〇〇
三、雑給	五八、〇七七・二五〇
四、需用費	三、三二七・一四〇
五、修繕費	二六六・八三〇

備考 一、町制施行初年度分不詳

一、最後ノ大正十三年度分ハ十一年目ナルモ編入前最後ノモノナル爲メ特ニ同年度ノモノヲ採レリ

自治功勞者

大阪府から自治功勞者として表彰されたのは町長水野富三郎・同吉村音次部の二人であつた。

水野富三郎 平野馬場の人である。明治十七年大阪府尋常師範學校(當時大阪市北區中島に在つた)を卒業して直に訓導として平野小學校に奉職し、二十年校長となつて専心教育に盡瘁したが、廿五年三月に之を辭し、四月に學務委員となつた。當時校舍は頽廢して到底使用に適せぬのでその新築を主張し、あらゆる紛擾を排して二十七年二月校舍新

築の議を町會に提出せしめて其可決を見、同時に建築委員に推舉され、一切の設計は自ら之に當つた。同年十二月十日起工、二十八年二月五日竣工した。爾來不就學兒童の就學が獎勵されたので、また校舎の狹隘を告ぐるに至つたから、三十年町長の職に就いてからは種々善後策を立て、三十三年四月校舎一棟を増築し、次で三十五年一月起工して校舎一棟を増築し、同時に敷地七百五十坪を擴張して運動場とした。三月九日竣工して同時に小學校創立三十年祝典を舉行した。七月三十日大阪府から教育功勞者として表彰された。猶又彼が教育事業に關しては三十二年東成郡教育會創立の任に當りてその副會長・府教育會代議員となり、三十三年平野紡績株式會社の私立三餘學校設立に參與するところあつた。三十七年十月四日町長を辭し、三十八年平野郵便局長となり、三十九年四月一日日露事變の功によつて勳七等に叙せられ、青色桐葉章を賜つた。大正二年六月所得稅調査委員となつた。三年八月十四日郵便局長を辭し、四年八月卅一日再び町長に就職した。其間町稅滯納者の一掃、青年團・貞淑會の創設に盡力し、傍ら郡農會副會長・府農會議員其他各種委員の要職に當つた。同八年三月二十日大阪府から其治績について表彰された。八月二十九日滿期退職。十一月四日學務委員となつた。十年二月二日病で歿した。年五十八。

治績表彰狀

東成郡平野郷町長 勳七等 水野富三郎

賦性剛直明治三十年町長ニ當選シ爾後膺選前後四回ニ及ブ夙ニ自治ノ旨ヲ體シテ事務ノ刷新ニ努メ適材ヲ舉ゲテ適所ニ配置ス町稅積年ノ滯納ヲ整理シテ殆ンド納期內完納ノ實ヲ舉ゲ基本財産ノ造成ニ努メテ現ニ其ノ額參萬餘圓ヲ蓄積シ又カヲ校舎ノ設備就學及出席ノ督勵ニ效タシ其ノ他青年會貞淑會ノ指導等ニ關シ施設スル所甚ダ多ク爲メニ町勢日ニ新ナラムトス其ノ治績洵ニ顯著ナリ依テ市町村並市町村吏員表彰規程ニ據リ爰ニ治績表彰狀並金盃壹個ヲ授與シテ其治績ヲ表彰ス爾今一層自治ノ整善ニ努メ以

テ其ノ大成ヲ期セラルベシ

大正八年三月二十日

大阪府知事從四位勳三等

林市藏

吉村晋次郎 平野々堂の人である。大正六年三月町會議員に當選し、八年九月町長に擧げられた。其在職に當つては銳意町の發達に努力し參畫施設したところが多かつた。其内上水道の施設・辰巳墓地の改造・避病舎の移轉改築・水利組合の設立等はその著しきものであつた。其間東成郡教育會副會長・郡農會副會長・同町村長會副會長・戶籍研究會理事、其他大阪府町村長會評議員・同自治研究會幹事・府農會豫備議員の要職に就いた。大阪市域編入問題が起つた時は郡の交渉委員に選ばれ、日夜奔走した。其治績に對し十三年二月十一日大阪府から表彰された。

治績表彰狀

東成郡平野郷町長 吉村晋次郎

其ノ職ニ就クヤ銳意町治ノ開發ニ力ヲ致シ社會文化ノ施設ヲ全クシテ町民福祉ノ増進ヲ企畫ス是ヲ以テ町勢日進ノ隆昌ヲ見ルニ至ル其治績洵ニ顯著ナリ依テ茲ニ金時計壹個ヲ授與シ其治績ヲ表彰ス爾今一層自治ノ整善ヲ期スベシ

大正十三年二月十一日

大阪府知事從四位勳二等

中川望

社會事業 廉賣米所開設 大正七年の米價は未曾有の暴騰で、日を逐つて停止する所なく、終に八月四日の富山縣の一漁村に於ての米騒動となり、また、くまに全國に波及し、各地とも騒擾を極めた。平野郷町にては八月十二日の夜は例年の扇市の日で、枕全神社御旅所に露店を出し、人々群集した夕方八時頃、今夜は平野が騒動すると噂して人々恟々として居つた。九時過大念佛寺の梵鐘は撞き出されて人々は同寺に馳せ集つたが、それが暴動と化して米穀商を襲ひ町長府會議員等の宅に押寄せ暴行を逞ふした。一時は警察も手の下しやうなく傍觀の有様であつた。騒擾の

報師團に達し第三十七聯隊から一個小隊の武装兵自動車で來つて平野驛前酒井精麥所邊の護衛と町内の鎮撫に當つた翌夜又焼打の噂があつたが爲め町民には避難の準備をなすものあり、各町にはそれ〴〵自衛隊を組織し警備をなした。併し同夜は無事に過した。此事件の爲め、小學校の裁縫室を警察署の臨時取調所とし、本町民の檢舉されて検事局に送致されたものは十四名あつた。町當局にては直に臨時町會を招集し精米廉賣の事を議決し、町内の富豪有志に多額の寄附金を求め、急遽米廉賣の方法を講じ、救済に當つた。義捐者數百七十四名、金額壹萬貳千貳百五拾七圓、小學校雨天體操場を臨時廉賣所とした。期間は八月十三日に開始し同月三十一日に及んだ。價額は内地米一升に付貳拾五錢であつた。此事變に際し、聖上陛下から御内帑金を下賜せられ、又有志が多額の寄附は内務省へ委託された。その本町の下賜及び内務省の分配額は

金九百拾五圓八拾九錢

恩賜金

金八百五拾六圓貳拾四錢

内務省分配金

町營住宅 住宅難緩和の目的で低利資金を借り入れ、大正十年三月町經營の住宅を建設した。同年十二月に竣功。場所は平野流八三五番地^二で、敷地は二百六十八坪五合、木造瓦葺二階建住宅百五十坪、棟數五棟内十二坪四戸建一棟、十坪四戸建一棟、七坪二戸建一棟、六坪五戸建一棟、六坪三戸建一棟。總建設費參萬四千貳百五拾圓を要した。關東震災義捐 大正十二年九月一日の關東地方の大震災は古今未曾有の悲惨事で、無數の死傷者あり、幾十萬の罹災者は饑渴に迫つたとの報を得て、本町にては急遽町會を招集し義捐金寄附の件を附議し、同月五日寄附一般募集の件につき常設委員會を開き、義捐金取扱總務一名を選定し、受附・出納等に分掌し、募集公告を要所に掲示し、又各戸に配附し、或は活動寫眞によりて同情を喚起した。而して町青年團本支部其他の團體は物品慰問袋又は現金を募り晝夜

活動して、その團體の分にて物品の點數三千九百十個見積額金貳千九百參拾參圓餘、現金參千貳百五拾七圓餘を得た。其他本町直接間接の寄附現金壹萬〇九拾七圓餘で現金合計壹萬參千參百五拾四圓餘に上つた。義捐人員千百三十八人であつた。

大阪市編入 大正五六年來、大阪市接續町村の人口増加と都市化とに伴ひ、市部編入の機運起り、十二年十二月東成郡役所に於て東西兩成郡の有志の會合となり、府にても十三年に入つては白松地方課長・木下東成郡長・中川知事・平賀内務部長・田中内務省都市計劃課長・潮内務省地方局長等の實地視察となり、大に編入の機運促進し、十一月には郡内各町村長は郡衙に會して町村共通の希望條件と編入條件とを協議した。府にては十一月二十六日中川知事から各町村會に對し市編入について町村有財産及負債の處分につき諮問を發し、各町村の答申を求めた。各町村會は此について十二月十日までにそれ〴〵答申した。十四年二月二十六日府告示第五十號で、大阪市の境界變更及區設置の件が定められ、同年四月一日から實施された。即ち本町は東成郡管下の二十四町村として大阪市の編入され、更に區分されて住吉區に編入された。

平野郷町では右の編入の事が決定し實施されたので、杭全神社境内に市編入記念碑を建設し、猶又町政當時の團體及び町政關係者に對してそれ〴〵記念品を贈與し、其勞に酬ひた。その團體は

平野郷町青年團本部及八支部、在郷軍人會平野郷町分會
人員は

町會議員二十一名、常設委員四名、前町會議員二十二名、町役場吏員助役以下雇使丁三十四名、前吏員六名、小學校々長教員三十三名、功勞者として青年團元部長三名、農事督勵委員四名、前町長二名、消防組頭三名、消防手三十四名、青年團支部長五名

同副支部長六名、社司、寄附者、元水道技師、在郷軍人會分會長、分署長、巡查部長二名、氏子總代四名、共勵委員四名、水守二名、墓守、神履、掃除人夫。以上百九十七名

關係町村組合にて平野郷町外一ヶ村組合議員、平野郷町外二ヶ村組合議員、平野郷町外四ヶ町村組合議員、平野郷町外六ヶ町村學校組合議員、七ヶ組合學務委員、五ヶ組合七ヶ組合聯合

等であつた。記念碑は豫算八千圓を以て計畫したもので、堅牢なる基礎工事を施し、其上に北木産の花崗石で、六角形の臺石を組み、その高六尺、直径十二尺である。其上に六角錐形の青銅碑を安置した。銅碑の高さ十二尺、重量三百八十貫ある。表面の「平野郷町大阪市編入記念碑」の文字は時の大阪府知事中山望の書、側面の碑文は時の東成郡長木下貞太郎の撰文である。周囲には石柵を廻らした。柵石十二本、高二尺三寸、徑八寸(地盤除)、各柵石間に全長四尺五寸の鐵鎖十二本を取付けた。碑文を左に収録する。

平野郷大阪市編入記念碑文

平野郷町ハ往古杭全莊ト稱シ、千百有餘年前嵯峨天皇ノ御宇、征夷大將軍阪上田村麿ノ胄子廣野麿、杭全莊ヲ賜リテ居住シ、其ノ裔孫永ク此處ニ相續シテ世ニ之ヲ平野殿ト稱ス、平野ハ廣野ノ傳訛ニシテ終ニ地名トナル。永承年中山城宇治平等院ノ寺領ニ屬シ爾來三好松永織田豊臣松平本多土井氏等ノ所領トシテ明治二年ニ迨ビ、王政維新廢藩置縣後、數次里閭城ノ併合分離行ハレ遂ニ平野々堂、流、春戸口、西脇、市、泥堂、馬場ノ七町ヲ合シテ平野郷町ト稱シ、明治二十二年町村制實施ト共ニ自治體トナレリ、爾來三十年、其間歴代ノ町長ハ専ラ町勢ノ發達ニ貢獻セラレ、漸次進歩ノ機運ニ向ヘリ、大正八年吉村晋次郎氏衆望ヲ荷フテ町長ニ就職セラル、ヤ、銳意治ヲ圖リ施設ヲ更張シ、町會議員及有志者、又克ク相扶ケ協力一致シテ町名ノ改正ヲ行ヒ、同時ニ區劃ヲ整理シテ都市ニ準セシメ、更ニ數十萬金ヲ投ジテ町管住宅經營、墓地、火葬場ノ改善、隔離病舎ノ移轉改築、並ニ多

年ノ懸案タル上水道ノ敷設ヲ斷行シ、尙最近大阪府女子師範學校移轉改築ニ當リ本町ハ進ンデ敷地及建築費ノ一部ニ多額ヲ寄附シ、以テ其實現ヲ見ルニ至ル、其他耕地整理、下水道改善ノ調査ヲ行ヒ、之レガ設計施行ノ促進ヲ圖ル等一意地方ノ開發ニ力ヲ盡シ、茲ニ本町ノ面目ヲ一新スルニ至レリ、偶大阪府ニ於テ市域擴張ノ議起ルヤ、吉村町長ハ編入交渉委員ノ一人ニ選バレ、編入實現ニ努力シ、本町亦大阪府域ニ編入セラレ、四月一日ヲ以テ實施ヲ見ントス、此時ニ當リ町議一決、茲ニ碑ヲ建テ、過去千百有餘年ノ歴史ヲ有スル郷土ヲ永久ニ記念セントシ、文ヲ予ニ請フ、因テ本町由來ノ梗概ヲ錄シ、以テ後昆ニ傳フト云爾

大正十四年三月三十一日

大阪府東成郡長從五位勳五等 木下貞太郎

第五章 財政

一、德川時代

石高 德川時代に於て年貢(地租のこと)を賦課する時の標準は石高であつた。石高とは一村一郷進んでは一國の田畑屋敷を計上するのに反別を以てせず、田畑屋敷の品位を米穀の收穫高に基準を取つて計上したものである。此を計上するのは檢地である。文祿三年豊臣秀吉の時淺野紀伊守の役人石川久五郎奉行として檢地した。其時の高を後に古檢と稱した。此檢地は多少改正の要あり、且又其後の開墾した土地も多かつたから、延寶七年に九鬼和泉守の役人が奉行として檢地を行つた。此が後にいふ新檢である。檢地帳は延寶七年三月二十七日付である。古檢は六尺三寸の竿を一步とし新檢は六尺一分の竿を一步として丈量したから、一反の實積は新檢は古檢よりは減少して居つた。その

成績を比較すると左の如くであつた。

古検 四千八百五石八斗五升

斗代 畠 一石二斗 上田 一石五斗 上晚田 九斗五升 中晚田 七斗五升

下晚田 五斗五升

新検 五千六百十九石二斗一升五合

斗代 上々畑 一石四斗 上畑 一石三斗 中畑 一石二斗 下畑 一石

下々畑 七斗 上々田 一石六斗 上田 一石五斗 中田 一石三斗

下田 一石一斗 下々田 七斗

屋敷 (本郷)二石五斗、二石三斗、二石 (散郷)一石三斗

田數合 二百二十四町九反一畝三步

分米 三千二百六十五石八斗三升

畠數合 百三十八町二反一畝二十四步

分米 千八百四十六石四斗八升三合

屋敷合 二十五町八反一畝七步

分米 五百六十九斗二合

内 四町七反三畝二十三步分米六十一石五斗九升二合 散郷四ヶ村屋敷

計分米 五千六百十九石二斗一升五合

外に 二石三斗一升八合 藪小物成

以上の石高は舊平野莊で、本郷散郷即ち今の平野郷町と中野村・今在家村・新在家村・今林村(以上四村を散郷といふ)の合計である。斗代とは一段歩を基地としてその收穫高を定めたもので、石盛と稱するのと同じ。從來古検で賦課されたのが、元祿四年から此新検で賦課されることになつた。松平右京大夫の時寶永六年の新開地二反三步、本多中務大輔の時正徳元年の新開三反六畝三步は延享五年より本高に込むことになつた。即ち込高合計五反六畝六步分米二石五升七合で

五千六百二十一石二斗七升二合

此が後々までの平野郷の石高となつた。領主の石高を計上する時も此高を用いた。その七町四ヶ村に別つての高を示すと次の如くである。但し安政四年三月の調である。

町村別石高表

町村名	種別	反別	分米	高		殘高	
				町	石	町	石
野堂町	屋鋪	町歩	一・三三九	三〇・九〇九			
第五章財	同		二・四三〇	五・五〇八			
	同		二・四八五	四・七三三	〇・一〇〇五		二・三八〇
	上田		三三・〇七八	三三六・一四〇			四・七三三
中田		一・五〇四	二〇・六六				一・二三

計

一五・八三三

二四・一五八

一一六

屋鋪

一五二

三・五四二

同

一・八三三

三・三四四

上田

三〇・四三三

四五六・〇五五

中田

六・二二六

九・五四二

上々畑

四・五五元

三・八七

上畑

五・三三二

六・二二

中畑

二七四

三・三三六

計

四八・六三七

七二・七六七

屋鋪

六二二

一四・五〇

同

二・〇八元

四・六六七

上々田

一・一〇一一

一・九二三三

上田

一一・六二〇

一七四・五五〇

中田

三〇一〇

一一・七四三

下田

五八

六六

上々畑

一〇・三三三

一四三・二八

計

四八・六三七

七二・七六七

屋鋪

六二二

一四・五〇

同

二・〇八元

四・六六七

上々田

一・一〇一一

一・九二三三

上田

一一・六二〇

一七四・五五〇

中田

三〇一〇

一一・七四三

下田

五八

六六

上々畑

一〇・三三三

一四三・二八

計

四八・六三七

七二・七六七

屋鋪

六二二

一四・五〇

同

二・〇八元

四・六六七

上々田

一・一〇一一

一・九二三三

上田

一一・六二〇

一七四・五五〇

中田

三〇一〇

一一・七四三

下畑

一〇四

一一三

新開

一五

五五

計

四七・三六九

四七・三六九

屋鋪

二・三三〇

四・三三

上田

一一・六二〇

一七〇・〇〇〇

中田

一・四八〇

一・九二四八

上々畑

一六・五二六

三三・七七一

上畑

三・五二六

四・九六二

計

三六・五九七

五四・三二二

屋敷

八二〇

一一・四八二

屋敷

一六元

二・二八

上田

八・九二〇

一四・八〇〇

中田

八・三〇三

一〇・〇九〇

上々畑

一〇四

一・四一三

上畑

四・九二八

六四・七三〇

計

四八・六三七

七二・七六七

屋鋪

六二二

一四・五〇

同

二・〇八元

四・六六七

上々田

一・一〇一一

一・九二三三

上田

一一・六二〇

一七四・五五〇

中田

三〇一〇

一一・七四三

下畑

一〇四

一一三

第五章 財政

文政十二年より御陣屋敷地

五三

七四

二・〇九元

二六・九四一

享保十七年より掘敷
文政十二年より御陣屋敷地

六〇〇
三三〇

七〇
四七

八〇〇

一〇・九八六

御陣屋敷地

五三八

一〇七二

一・五四三

三〇・九四六

今在家村												計			新開	下田	中畑
上畑	上々畑	下田	中田	上田	屋鋪	計	中畑	上畑	上々畑	中田	上田	屋鋪	計	新開	下田	中畑	
二・五二六	七・七八六	九・九〇一	一四・〇七七	一四・八六八	一・四六六	三三・三三三	二九〇一	四・八九三	二・七八四	一〇・九八六	一一・三三六	一・一三三	二五・九六〇	一〇〇〇	一〇〇	二・四三〇	
一六五・八八九	一〇八・九四九	一〇・六七二	一八・四三四	三三・〇四〇	一九・〇〇元	四〇・六八九	三・四八八	六三・六三四	三九・〇三三	一四・七六六	一六七・〇〇〇	一四・七四八	三五三・三四五	三六	三三〇	二九・〇四〇	
	延享四年より井路床			明和三年新溜下半高引													
	三三			三三													
	三七			内 三五 三七													
	七・七三四			一四・八三五													
	一〇八・六二二			三三・七六三													

今家村												計			新開	下畑	中畑
上田	上々田	計	新開	下畑	中畑	上畑	上々畑	下々畑	下田	中田	上田	屋鋪	計	新開	下畑	中畑	
一・九〇六	一・七三二	三六・〇三九	四〇〇	三三二	二・三三二	五・四八五	四・六二五	一〇〇〇	八〇五	四・九〇四	一〇・二四四	一・三五三	四四・二五〇	三三二	二・三三二	二・三〇四	
一五九・〇三三	二七・七九〇	四〇三・三三〇	一畧	三・七七一	二五・六〇四	七・三三七	六三・六〇八	七〇〇	九・四七九	六三・七三三	一三三・六七〇	一六・三三三	三六・二三四	一五	一〇七	二七・九六六	
				享保十五年成川欠	享保十三年申川欠	延享四年より井路床					延享四年より井路床						
				三三〇	一〇七	五					三〇						
一二九				三三	一六	三					三五						
				三三〇	二・二〇四	五・四八二〇					一〇・三三二						
				三・四〇八	二五・四五六	七・三三五					一三三・六五五						

米三石

同 連歌料

米二十石

御祓料

米二石一斗二升

人足扶持方

是は子の春大川表其外所々繕普請并二組かせ打申手間共人足數合四百二十四人御扶持方一人に付五合づゝ年寄中一札有之

米三石五斗九升二合

わくかせ之入用

是は子の春大川表わく二組仕候其外所々かせに打并たつみ之樋前繕共材木數八十三本之代銀八拾九匁九分八リン但石に廿五匁づゝ大坂拂并大工手間共入用材木屋手形に年寄中一札有之候

米二石八升九合六勺

しやうゆう作上

此銀五拾貳匁貳分四リン、但石に付廿五匁づゝ大坂拂

米五石九斗七升二合四勺

香物十八桶つけ申入用小日記有之

此銀百四十九匁三分一リン 右同斷

米二十八石八升三合五勺

此銀七百卅五匁八分未進方但石に付廿六匁二分づゝ大坂拂

合三千五百五十四石一斗八升三合七勺

右之外

一、銀百五拾八匁六リン

平野拂駄賃に上

但米三百十石一斗二升分石に付五分かゝリ

合拂上方御手形相添御勘定仕上げ申以上

末吉孫左衛門尉

本郷の地は七ツ物成と稱するが、年々検見を受くるが故に不同があつた。その例を示すなら、

元祿七年から寶永元年まで松平美濃守知行時代

新檢高取箇平均

高 六ツ七分二厘五毛

毛付 六ツ八歩三厘八毛

古檢高よりすれば 七ツ八歩六厘四毛に當

寶永二年より同六年まで松平右京大夫知行時代

古檢高取箇平均

高 七ツ一分九厘九毛

毛付 七ツ七分二厘三毛

新檢高とすれば 六ツ一分五厘七毛餘

寶永七年代官能勢又太郎時代

新檢高内八百一十一石五斗一升四合免引

高 五ツ三分四厘五毛未

毛付 六ツ二分五厘

正徳元年

新檢高八百六十九石九斗四升八合免引

高 五ツ二分四厘六毛餘

毛付 六ツ二分一厘

であつた。毛付とは作付田畠のことである。數年間の取箇を平均して取箇を定め、一定の年間之を課し、其間檢見せざるを定免といふ。古河藩で此制を用いた時は平野郷用捨高三百石として本高から扣除した。但し檢見を願ひ出た時は取消し、願ひ出でざる時は又用捨した。安政の改革に際し、數十年來なきところの高免を附して定免と定められたので、町々村々から請け難い旨歎願に及んだ。左に免狀と皆濟目錄の二三の例を示さう。

○元祿十三年免狀

攝津國住吉郡平野庄辰御年貢可納割付之事

一高四千八百五石八斗五升

古檢高辻

新檢高五千六百十九石二斗一升五合

内 二石三升三合

御藏屋舖
當水損檢見引

殘五千三百六石二斗九升一合

此取三千七百十四石四斗四合

一米二石三斗一升八合

米納合三千七百十六石七斗二升二合

毛付

高に七ツ

藪小物成

三百七十一石六斗七升二合

内 千二百三十八石九斗七合

外 二千百六石一斗四升三合

一米百一十一石五斗二合

一米十二石

十分一大豆銀納

三分一銀納

米納

口米

水車運上

右之通當辰御物成如斯相極上は村中大小之百姓并出作之者迄不殘立合致小割來ル極月十日以前急度可皆濟者也

元祿十三辰年十一月

平岡宇右衛門 卍

藪田五郎右衛門 卍

根津文左衛門 卍

萩澤源太右衛門 卍

曾彌權太夫 卍

平野庄

寄屋姓
年寄
庄屋
百姓

○享保十九年免狀

第五章 財 政

寅年免定之事

高五千六百十九石二斗一升五合

二石三升三合

三斗三升三合

丙 一斗四升八合

七斗八升

二千五百六十二石八斗二升二合

小以二千五百六十六石一斗一升六合

殘三千五十三石九升九合

此取米二千四十五石五斗七升六合

一米一石四斗四升

一米二石三斗一升八合

一米十五石

一米六十一石九斗三升三合

米合二千二百二十六石二斗六升五合

丙

二百四石五斗五升八合

郷藏屋舖引

永 引

中川 欠引

子堀 敷引

當檢 見引

免六ツ七分

見 取 米

藪小物 成米

水車 運上米

口 米

十分一大豆正納

六石一斗三升七合

七百石六斗一升七合

二十一石一升九合

千百五十九石一斗五升九合

三十四石七斗七升五合

右口大豆正納

三分一米銀納

右口米銀納

米 納

右口米納

右之通相究候間無甲乙令割符來ル霜月中急度可皆濟者也

享保十九寅年十月

末吉藤右衛門

末吉一郎兵衛

辻葩七右衛門

末吉徳安

惣年寄

町年寄

百姓 寄

○天保九年皆濟目錄

戌年御物成皆濟目錄

一米千九百三十三石一斗一合

第五章 財 政

納譯

百八十七石三斗八升八合

十分一大豆納

此銀二十二貫九百七十三匁九分八厘一毛

石二百二十二匁五分九厘九毛

五石六斗二升二合

右口大豆銀納

此銀六百八十九匁二分五厘二毛

石二右同斷

六百二十四石六斗二升八合

三分一米銀納

此銀九十一貫九百八十八匁八分四厘五毛

石二百四十七匁二分五厘七毛

十八石七斗三升九合

右口米銀納

此銀二貫七百五十九匁四分四厘九毛

石二右同斷

十七石二斗三升六合

水車運上藪小物成

此銀二貫五百三十八匁一分二厘二毛

石二右同斷

五斗一升七合

右口米銀納

此銀七十六匁一分三厘二毛

石二右同斷

百九十一石

御藏納

五斗

舍翠堂爲地子被下置候分

七斗九升五合

水方御普請人足扶持御差遣被下置候分

二石

御仲間給米

八百八十一石六斗七升六合

百九十一石

三石二斗九升五合

納合

八百八十一石六斗七升六合

米納

此銀百十三貫七十三匁一分八厘四毛

石二百二十八匁二分四厘八毛

八百五十四石一斗三升

諸御差遣米

此銀納百二十一貫十七匁三分八厘一毛

米納御拂

外

金五十六兩十匁四分

夫金上納

右之通皆濟相違無御座候以上

平野郷町

年號月日

年番年寄
惣年寄

地方御役所

○慶應二年免狀

寅年免定之事

一高五千六百二十一石二斗七升二合

第五章 財政

攝州住吉郡平野郷町

内

二石三升三合
 三斗三升三合
 五石二斗二升三合
 二斗五升七合
 十六石六斗三升六合
 六升九合
 二千七百二十石
 三百四十四石九斗七升八合
 小以三千八十九石五斗二升九合

御藏敷引
 永引
 申川欠子卯堀敷井井路床
 寅新井路床寅寅新池敷道敷引
 戌新溜下半高亥方引
 御陣屋敷地引
 不淨地引
 當寅木綿作用拾引
 當寅皆損引

殘高二千五百三十一石七斗四升三合
 此取米千七百七十二石二斗二升

七ッ

一米二石二斗三升六合
 一米十五石
 取米一千七百八十九石四斗五升六合
 外
 一米五十三石六斗八升四合

敷小物成
 水車運上
 口米但一石ニ三升宛

納米合千八百四十三石一斗四升

納譯

百七十八石九斗四升六合
 五石三斗六升八合
 五百九十六石四斗八升五合
 十七石八斗九升五合
 十七石二斗三升六合
 五斗一升七合
 千二十六石六斗九升三合

十分一大豆銀納
 右口大豆銀納
 三分一米銀納
 右口米銀納
 小物成米銀納
 右口米銀納
 米納

右之通相究候條惣年寄年寄惣百姓立會無高下致割賦極月十日以前急度可令皆濟者也

慶應二丙寅年十月

右の天保九年の物成皆濟目録を見れば納税の方法も詳であらう。米納は本來の主旨であるが、その内十分一は大豆納とし、三分一は銀納するのであつた。大豆納といつても正大豆にて納めることあり銀にて納入することがある。銀を以てするのを大豆銀納といふ。米大豆の價格は古河藩では大阪代官所に照會して、その立直段を以てする。右の目録等に口米又は口銀とあるのは附加税である。本税の百分三を課する、即ち米一石に三升で、銀も同じ率である。此は松平周防守時代から三分一米直段で銀納した。收納の方法は小前帳と稱する高持別のものがあつて本帳によつて割附けるのである。收納は一旦郷藏に收め、更に領主の代官所の所在地に轉送するので、本多氏や土井氏のは大阪

中島にあつた。郷藏は野堂町惣會所にあつた。銀納は平野役所に納め、役所から受取手形を出した。併し國役の銀納は大阪の鴻池屋善右衛門・泉屋甚三郎方へ村々より納め請取手形を取り、目録に添へて代官所へ出せば、此を江戸勘定所へ廻送し、追て同所より返戻し來りて村々へさし戻すことになつて居る。年貢米銀納とも取立は毎年十月に始り十二月十日までに終ることになつて居る。又收納米の俵入は一俵五斗にて餘米二升づゝ込米をして納めるのである。即ち五斗二升入なれども此を五斗に計上するのである。

檢見は一般に米作の豊凶を檢視し、その課税すべき反別即ち毛付高を見定めるので、畑作でも米作高を標準としてある。平野郷の地方は綿作の盛な地方で田や畠の大部分は綿作であつた。従つて免狀に載せるには此を米作に換算せねばならぬ。其方法は全體に於て各地とも同じやうであるが、此に平野郷の文化十四年の綿作檢見算出の一例を擧げよう。

文化十四丑年御檢見算當左之通

御檢見願高

一高三千三百一石四斗九升五合

此畑高二百三十五町四反五畝十八歩

内十六町一反歩 一斤吹より五斤吹まで

但し御刈出しに懸り不申候に付外

殘ノ二百十九町三反五畝十八歩

此出綿九萬六千九百九十四斤六合四勺八才三毛一

但し十七榊平均四十四斤二合一勺七才九毛一四四を畑高二百十九町三反五畝十八歩に懸れば出綿出るなり

内一萬九千三百九十八斤九合二勺九才六毛六二

二割之御用捨

但し丑年は二割御用捨被下候得共其年の御勘辨による事故年々之見積りを以相立可申事

引殘ノ七萬七千五百九十五斤七合一勺八才六毛四九

又 三萬六千八百七十五斤二合

内 見 綿

但し右内見綿は下見目附惣ノ高也

合十一萬四千四百七十九斤九合一勺八才六毛四九

此數四千五百五十八石一斗三升三合二勺二才五毛七四

但し前之綿に木綿百斤之粗三石六斗三升二合四才八毛を懸ければ粗出るなり尤右粗は米綿直段より出るに付年々不

同致事

此六分米千二百四十七石四斗三升九合九勺六才七毛七二

但し前之粗高を二つに割夫へ六を懸れば六分米出る也尤二つに割候事は粗半ずり故也六を懸るは六公四民の六也

此高千七百八十二石〇五升七合〇九才六毛七四

但し前之六分米を御取箇の七にて割れば高出る也尤御取箇也

引殘千五百十九石四斗三升七合九勺〇三毛二六

右は御引方被下免高也

但し前に有之御檢見願高三千三百〇一石四斗九升五合に御取箇高千七百八十二石〇五升七合九才六毛七四を引、殘

り御免となる(當時算用覺帳)

嘉永六年は凶作で年貢皆濟することを得ず、一部に不納のものがあつたから、延期を願ひ出て、七ヶ年賦で上納す

ることになつた。凡て免狀面の年貢高は如何な事情が存在しても免除されるといふことはなかつた。

右の方法にて年貢の徴收は廢藩後も繼續し、明治五六年頃から米納を廢して金納となり、地租の制定となつた。幕末と明治初年の年納高を擧げると左の如くである。

文久二年	米二五〇五・四五八 ^石 _合
同 三年	同三八九三・三九〇
元治元年	同二〇二二・八六三
慶應元年	同三九三四・八九〇
同 二年	同二〇三〇・八九〇
同 三年	同三九三四・八九〇
明治元年	同一九六八・五八四
同 二年	同二〇〇九・八九〇
同 三年	同三九三四・八九〇
同 四年	同三九三四・八九〇

(免狀以下凡て本郷散郷併合高である)

年貢を物成と稱するので年貢外に徴收されるものを小物成と稱する。右の免狀に藪小物成とあるのは藪地の年貢である。別に運上と稱するのがある。營業税である。本町より納めた運上の種類も多いであらうが今詳でない。正徳二年の覺帳に柏原船の運上一艘につき銀五匁七分づゝ、水車二輻元祿八年松平幸濃守知行の時に始り、運上米十二石づゝであつたのが、十六年から十五石づゝになつたとある。これは明治時代まで繼續して居つた。

幕府直轄時代に六尺給米、高百石につき米二升づゝ、傳馬宿入用、高百石に付米六升づゝ、御藏前入用、高百石につき銀十五匁づつ上納し來つたが、井上河内守の時に右高掛り物の員數はそのまゝで夫米夫金と名目を改めて徴收され、松平周防守・土井大炊頭領分時代も此を因襲して明治に至つた。攝州大川筋御普請入用國役と稱するのは、淀川・大和川の修繕は幕府の直營でその賦課を國役と稱する。又石高に割賦して大阪奉行から村々に課し、銀納するのである。本郷にても平野川の二橋は國役に屬して居つた。(實永五年に土橋と改めた。)領主に於てする溜池・川除・樋替等の普請がある。古河藩では村民から願ひ出た時は役人出張場所見分の上普請料を見積り下付され、人足は高百石につき五十人村役として従事し、其以上の分は一人に五合づゝの扶持米を給與される事であつた。併し平野郷町は諸色代銀の入札をなさしめ普請請負とし人足は大郷の故に村役とせず、其年の使役人足に對し一人五合づゝの扶持米を給與されて居つた。

二、明治大正時代

租税 明治八年までは從來の年貢法によつて米を基本とし、その年々の直段にて金に換算して徴收されて居つたが、地券法によつて土地を丈量し(實際は九年に丈量された。)八年五月に地券が發行され地價が定められて、九年からはその地價を標準として地租が徴收されることになつた。當時の町村民中には此變革に對し一の不安を抱いて居つたので、大阪府知事はその理由と新舊の負擔について新法の輕減されることを諭示した。

地租改正ニ付テハ是迄ノ貢租法ハ悉皆被廢、地券調査相濟候上ハ、右他所ノ代價ニ隨ヒ百分ノ三ヲ以、一先地租御定相成、殊ニ道々諸物品ノ税類相増候ニ隨ヒ、地租之儀次第ニ相減ジ、終ニハ地代價百分ノ一ニモ可被成トノ御趣意ニテ、廣大慈仁ノ思召ニ

候處、兎角人民舊來ノ貢租法ニ拘泥イタシ、地租打詰候ハ、貢租増ニモ可相成様相心得候哉モ難計候得共、決テ左様ノ儀ニ無之
 一旦手數相掛ケ候ヘハ、後來紛雜ノ憂無之、上下取扱易ク相成候儀ニテ、假令ハ檢地帳ノ面一筆上田一反歩此高一石二斗、五ツ
 免ニテ、此貢米六斗之處、右地所更ニ豎横間數相改、歩詰イタシ、一反三畝歩ト相成候ハ、三畝歩ノ繩伸ニテ、眞價一反歩金
 五拾圓ニ候ハ、此代價六拾五圓、此百分ノ三金壹圓九拾五錢トナル、則地租ナリ、右米六斗ノ代價一石金四圓ニ積、金貳圓四
 拾錢トナル、差引金四拾五錢作徳増ト相成ル、左正米代價并各村從來ノ貢米、地代價ノ甲乙ニ隨、自ラ作徳米増減ハ可有之、是
 迄石盛ノ不同ニ因テ地味同様ノ場所モ貢租ニ不同有之候故、地所賣買直段ニ異同有之、不公平ノ處、地租改正之上ハ土地ノ肥瘠
 ニ因、地代價相定リ候事故、地租ハ勿論諸入費迄モ公平相成候道理ニ付、別紙地租改正法并今般申達候心得書等、能々熟知、萬
 一了解致兼候廉有之候ハ、何ケ度ナリトモ伺出、毛頭心得違無之様、精密ニ取調可申出事、

明治七年二月十八日

大阪府權知事 渡邊 昇

土地丈量の結果、舊反別と改正反別との間に著しい相違があつた。

田	明治八年舊反別 一六一・一九二 ^歩	明治九年改正反別 一一四・五一 ^歩 六
畑	八七・二三〇二	一六二・六六二六
宅地	二〇・八一〇〇	三〇・五五〇八
藪	〇・一六〇〇	二・一六一一
計	二六九・三九二 ^三	三〇九・九〇〇 ^一

明治八年の舊租法による租税金は

地租	米 一、六一〇石四二五 此金六、八四四圓三〇六
賦金(國稅)	四五一圓〇〇〇
計	七、二九五・三〇六
地租	八、二八圓二三五
國稅	四三二圓〇〇〇
計	八、六六〇圓二三五

明治九年に改正されたところのものは

(明治十二年度の地方税金は一、三六九圓一九二厘で、地租以下合計一〇二九・四二七が町民の負擔金であつた。)

明治六年三月地目を定めて八種としたが、十一月此を改めて官有地・民有地の二に大別し、更に官有地を四種、民有地を三種に分つた。凡て官有地には地租を課せず、民有地第一種・第二種には地租を課し、第三種には地租を課さぬ。此等の各種別に對する本町の土地表は今日にては文献なく此に詳細を擧げることとは出來ぬ。十七年三月地租條例が制定されて從來の地租改正條例等が廢止され、二十二年三月地券が廢止されて今の登記法が布かれた。二十一年國內一般に互つて地價引下げ請願運動が起つて貴衆兩院に請願することになり、東成・住吉兩郡にても大阪府下の運動に加盟することになり、二郡中から上京委員を選擧した。平野流町福井榮三郎(戸長)及今福村寛半兵衛の二人が當選した。二十二年八月法律第二十二號で田畑の地價が修正された。田地は從來の地價の八割二を、畑地は八割六三二五二三を乗じたものを修正地價とし二十三年から實施された。三十一年法律第三十一號で又田畑の地價が修正され、前年の修正地價に田地には八割四二、畑地には九割四九を乗じたものを新定地價とし又翌年度から實施された。四十三

年には法律第三號で宅地價の修正が行はれ、翌四十四年四月に修正確定して同年から實施された。此等改正に於ける新舊の對照は今調査し得ぬのは遺憾である。此に大正四年以來の民有租地・免租地表等を示さう。

民有々租地表

(毎年十二月卅一日現在)

年 別	田		畑		宅		地		池		沼							
	筆數	反別	筆數	反別	筆數	反別	筆數	反別	筆數	反別	筆數	反別						
大正四年	三、七〇一	三、七〇一	四〇一	三、〇三四	一、一七九	四、五〇九	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正五年	三、六九三	三、七、九二三	四〇七	三、〇、一〇五	一、一八一	四、五、九一九	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正六年	三、六九三	三、六、九七六	四〇四	三、〇、〇三三	一、一八一	四、六、三三三	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正七年	三、六七三	三、六、五〇三	四〇〇	三、〇、六六七	一、一〇〇	四、七、〇一〇	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正八年	三、六四三	三、五、九八八	三九九	三、〇、二二三	一、一三四	四、八、一〇五	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正九年	三、六三六	三、五、四〇六	三九四	三、〇、七〇九	一、一四三	四、九、一〇五	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正十年	三、六三八	三、五、三〇七	三九三	三、〇、三〇四	一、一五三	四、九、七三六	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正十一年	三、六二七	三、四、二〇七	三九二	三、〇、〇二七	一、一六五	四、九、五二二	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正十二年	三、六二五	三、四、〇九六	三九一	三、〇、五八八	一、一七六	四、九、六七三	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
大正十三年	三、六二二	三、三、九〇一	三九〇	三、〇、五三六	一、一八七	四、九、四七三	一、七〇一	一、七〇一	六	九、三五	六	九、三五						
山	筆數	反別	林	筆數	反別	野	筆數	反別	雜	筆數	反別	種	筆數	反別	地	筆數	反別	計
大正四年	一六	五、四二二	一四	三、三三	七	一三	七	七、四三三	五八三	五、三三九	三五、七四五	二八〇、二五六						
大正五年	一五	五、〇〇一	一四	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						
大正六年	一五	五、〇〇一	一四	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						
大正七年	一五	五、〇〇一	一四	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						
大正八年	一五	五、〇〇一	一四	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						
大正九年	一六	五、〇〇一	一五	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						
大正十年	一四	四、三三三	一五	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						
大正十一年	一五	四、三三三	一六	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						
大正十二年	一三	三、三三三	一六	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						
大正十三年	一三	三、三三三	一六	三、三三	七	一三	七	六、六二〇	五三三	五、三三六	三五、六三三	二八〇、〇四三						

免租地表

種 別	大正四年	同十三年	種 別	大正四年	同十三年	種 別	大正四年	同十三年
郷 社 地	二、六八坪	二、六八坪	寺 院 地	一〇、三三坪	一〇、三三坪	官 公 署 敷 地	二、八八坪	二、八八坪
町 役 場 敷 地	三、三四	三、三四	學 校 敷 地	二、七七	二、七七	病 院 敷 地	—	—
墳 墓 地	一、六六	二、五四	火 葬 場 敷 地	二、五	二、五	用 惡 水 路	一、七、三三	一、七、三三
溜 池	一、六、二一〇	一、六、二一〇	堤 塘	二、六、七三	二、六、七三	井 溝	九、三三〇	九、三三〇
道 路	五〇、四三八	五三、七九	鐵 道 用 地	一、五、七五	一、五、七五	軌 道 用 地	三、二七	三、二七

計 一五、四三 一、三、〇七

所有者別地目反別表

年次	本町民の所有				本町民外の所有			
	田	畑	宅地	雑地	田	畑	宅地	雑地
大正三年	一五、〇〇〇 ^{町歩}	二七、一四六 ^{町歩}	二四、四六六 ^坪	一、七二三 ^{町歩}	四九、五三三 ^{町歩}	六、〇七七 ^{町歩}	二〇、二〇八 ^坪	九八七 ^{町歩}
大正四年	一七、九七三	三三、七〇四	二五、三五二 ^坪	一、四三二	四七、六三三	六、三九〇	二〇、三三三 ^坪	一、〇一七
大正五年	一七、七〇九	三三、五四四	二四、一〇三 ^坪	一、〇三三	五〇、一四四	六、六五二	二二、四八二 ^坪	一、一四三
大正六年	一四、七六三	三三、三三八	二六、九五〇	一、〇五五	五〇、三二五	七、九三七	二二、九六六 ^坪	一、三三二
大正七年	一七、一三〇	三〇、九〇三	二七、六五三 ^坪	一、〇三三	五四、三七八	八、七二八	二二、五三三 ^坪	一、〇一八
大正十三年	九、一五〇 ^坪	一四、一五三	二二、五九六 ^坪	一、五三五	六〇、九八八	三、三六四	二六、八五三 ^坪	一、〇一七

○自大正八年五ヶ年間は調査せざるにより不詳
至同十二年

明治八年一月一日限り従來の各種雜稅が廢止された。此年大に稅制が釐革され、九月八日太政官布告を以て租稅賦金をば國稅と府縣稅との二款に分たれた。國稅は全國一般に賦課すべきもので、大藏省に收入し、國費に供するものである。府縣稅は其地方の費用に供するもので、其賦課の方法及費途は地方官に於て調査し、大藏省の許可を得て施行すべきものとした。十一年七月廿二日従來の府縣稅及び民費の名目を以て徵收したところの府縣費區費を地方稅と稱することとし、其徵收は地租五分一以内の地租割及び營業稅並に雜種稅・戸數割を以てした。此時地方稅で支辨すべ

きもの、費目が定められた。又各町村限及び區限の費用は其區町村人民の協議に任じた。此を協議費と稱した。此に於て地方稅町村費の制度が成立した。十三年四月地方稅規則が改正せられたが稅目には變更がなかつた。二十一年四月市町村制、二十三年五月府縣制が公布され、同年九月府縣稅徵收法が制定され、協議費は町村稅と稱することになった。國稅の稅目は地租・所得稅・營業稅・酒造稅・醬油稅・賣藥稅・通行稅・相續稅其他とし、地方稅は地價割・營業稅・戸數割・所得稅割とし、町村稅もまた地價割・營業稅割・戸別割・所得稅割とした。此等の稅目にはその制定に時に變更されたものがあつたが、此に詳説することを略する。明治十二年度の平野郷町一ヶ年の納稅高は國稅地方稅郷費とも合計壹萬壹千八百五拾參圓貳拾七錢であつた。細別すると左の如くである。

種目	金額	備考
營業稅	一、二〇〇・〇〇 ^円	戸數四二六戸
諸車地方稅	一七六・〇〇	人力車一人乘三八輛 二人乘九六輛 板車九四輛 二車二一輛 牛車一五輛
地方稅計	一、三七六・〇〇	
酒造稅	六〇〇・〇〇	
車國稅	三五〇・〇〇	
酒小賣	一一〇・〇〇	二二戸
煙草稅	五五・〇〇	一〇戸
藥稅	二八・〇〇	一四戸
藥湯	二八・〇〇	一四戸
第五章 財政		

平野郷町誌

年度	商業	工業	料理屋	飲食店	湯屋	理髮	遊藝師匠	遊藝稼人	代書人	計
明治卅五年度	三三	一	一、四八	一	五六	一	六三	一	一五四	二、五五
大正四年度	二、四六	六〇	四〇	一、七〇	七九	九四	九一	六四	三三	一、四〇一、三三
大正七年度	四、〇六	六五	一、〇三	三、七〇	一、五九	六五	一一〇	四、五〇	三三	一、四〇一、三三
大正八年度	四、五三	六八	一、〇九	三、七〇	一、五九	六五	一一〇	四、五〇	三三	一、四〇一、三三
大正九年度	五、八〇	七〇	一、四八	五、七〇	一、三〇	二、七五	一、七	三、五三	二、五八	一、四〇一、三三
大正十年度	七、〇六	七六	一、五八	七、五八	一、四八	四、三五	二、四四	一、三六	二、七一	一、四〇一、三三
大正十一年度	七、六四	七三	一、三三	五、五五	七、五七	一、四八	六、〇九	二、八三	一、〇〇五	四、〇三
大正十二年度	七、三三	七三	一、〇七	四、七四	八、二四	一、六五	四、四九	三、四八	一、三〇四	四、五三

○各税とも納期内納付のもの及納税年度の合計を記載す

大正九年度以後は戸数割を廢し家屋税となる

府税營業者表

年度	商業	工業	料理屋	飲食店	湯屋	理髮	遊藝師匠	遊藝稼人	代書人	計
明治四十三年	四〇三	八一	二	二	六	三	一	一	一	五三
大正五年	四九	一七四	二	四	七	五	一	一	一	七三
大正十二年	三三	一三	三	四	七	五	一	一	一	五五
大正十三年	三九	一四〇	三	六	七	三	一	三	二	五六

本町が七戸長に分割されて居つた時代の協議費は役場費・衛生費・町會費・神社費・水利費等の項目に分れて居つ

た。宅地價・耕地價に割賦した。戸数割(府税)は明治十四年度に於て戸長が町會に附した原案は等級を附してあつたが、議決は各戸平等に課することにした。即ち泥堂町の例では戸數百九十五戸の内納附の能力なしと見とめたもの十戸を除いて平等に割賦し、流町の例では税額拾四圓九拾八錢壹厘を百四十二戸に平等に一戸拾錢五厘五毛を課し、納附の能力なきものは町内有志より補助することにした。郡長からの訓諭もあつて十五年度は元の如く町會にて等級を附することを承認した。此時の泥堂町の例を示さう。十五年度下半年戸數割額貳拾參圓九拾錢四厘で百九十五戸に對し一戸拾貳錢二厘五毛餘であつた。

泥堂町戸數割等級表 明治十五年下半季

等級	戸數	一戸負擔	總計	等級	戸數	一戸負擔	總計	等級	戸數	一戸負擔	總計
1	1	0.555	0.555	6	10	0.110	1.100	11	5	0.055	0.555
2	3	0.455	1.365	7	4	0.120	0.480	12	16	0.055	0.880
3	5	0.355	1.775	8	40	0.130	5.200	13	10	0.010	0.100
4	17	0.250	4.250	9	16	0.100	1.600	計	15	0.131	1.965
5	3	0.200	0.600	10	15	0.070	1.050				

町村制施行後町村の歳入は其財産の收入其他の雑收入に由り、不足の分は町村税として賦課することになつて居つたが、財産からの收入や雑收入は少額で大部分の賦課は戸別割を以てした。町村制施行當時と大正時代との間に於て其額に甚しき増額を來したが今初期時代の額を詳にし難い。此に明治三十三年度以後の賦課等級累年比較を示さう。

町税戸別割賦課等級累年比較表

等級	明治三十三年度		明治三十六年度		明治三十九年度		明治四十二年度	
	員數	一戸負擔額	員數	一戸負擔額	員數	一戸負擔額	員數	一戸負擔額
特別一等	1	1,000	1	8,000	1	9,000	1	17,000
特別二等	1	1,000	2	3,000	1	3,500	1	14,000
一等	3	2,700	3	2,500	1	2,500	1	2,500
準一等	1	1,000	1	1,000	3	2,400	3	5,100
二等	7	17,800	6	18,200	4	19,000	4	35,700
準二等	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000
三等	9	14,800	6	14,500	4	14,400	3	10,100
四等	6	10,900	14	11,400	2	11,000	3	3,700
五等	3	9,500	13	8,600	13	8,300	14	17,500
六等	9	7,000	16	6,500	13	4,400	13	13,300
七等	6	5,600	20	4,800	3	5,100	3	10,600
八等	4	4,400	20	4,000	3	4,100	4	8,900
九等	5	3,800	22	3,200	2	3,600	3	7,700
十等	6	3,300	25	3,100	5	3,000	5	6,300
十一等	6	2,800	26	2,800	3	2,500	5	5,200

等級	明治四十五年大正元年度		大正四年度		大正七年度		大正八年度	
	員數	一戸負擔額	員數	一戸負擔額	員數	一戸負擔額	員數	一戸負擔額
特別一等	1	2,500	1	2,400	1	5,600	1	5,600
特別二等	1	1,450	1	1,700	1	2,100	1	2,100
一等	1	1,000	1	1,300	1	1,500	1	1,500
準一等	2	8,000	2	6,400	2	11,400	1	17,800
二等	5	6,100	4	7,100	3	3,900	6	10,100
準二等	1	1,000	5	5,300	7	7,500	5	3,500
三等	5	2,300	7	2,100	7	2,500	5	2,500
四等	6	1,900	8	2,000	1	1,000	1	1,000
五等	8	1,500	9	1,600	7	1,400	10	2,800
六等	12	1,300	14	1,100	11	1,100	17	1,500
七等	18	900	25	900	16	800	18	1,200
八等	24	600	32	600	33	500	34	800
九等	38	400	39	400	33	400	34	400
十等	52	300	48	300	32	300	31	300
十一等	65	200	69	200	31	200	31	200
十二等	85	100	91	100	26	100	27	100
十三等	97	100	104	100	20	100	20	100
十四等	120	100	125	100	16	100	16	100
十五等	140	100	144	100	12	100	12	100
十六等	180	100	182	100	9	100	9	100
十七等	240	100	239	100	7	100	7	100
十八等	320	100	322	100	5	100	5	100
十九等	420	100	418	100	4	100	4	100
二十等	550	100	548	100	3	100	3	100
特別一等	1	2,500	1	2,400	1	5,600	1	5,600
特別二等	1	1,450	1	1,700	1	2,100	1	2,100
一等	1	1,000	1	1,300	1	1,500	1	1,500
準一等	2	8,000	2	6,400	2	11,400	1	17,800
二等	5	6,100	4	7,100	3	3,900	6	10,100
準二等	1	1,000	5	5,300	7	7,500	5	3,500
三等	5	2,300	7	2,100	7	2,500	5	2,500
四等	6	1,900	8	2,000	1	1,000	1	1,000
五等	8	1,500	9	1,600	7	1,400	10	2,800
六等	12	1,300	14	1,100	16	800	18	1,200
七等	18	900	25	900	33	500	34	800
八等	24	600	32	600	33	400	34	400
九等	38	400	39	400	33	400	34	400
十等	52	300	48	300	32	300	31	300
十一等	65	200	69	200	31	200	31	200
十二等	85	100	91	100	26	100	27	100
十三等	97	100	104	100	20	100	20	100
十四等	120	100	125	100	16	100	16	100
十五等	140	100	144	100	12	100	12	100
十六等	180	100	182	100	9	100	9	100
十七等	240	100	239	100	7	100	7	100
十八等	320	100	322	100	5	100	5	100
十九等	420	100	418	100	4	100	4	100
二十等	550	100	548	100	3	100	3	100

第五章 財政

一五七

三 等	四	五、一〇〇	一	四、三六〇	一〇	六、七〇〇	二	六、一五〇
四 等	三	四、〇三〇	八	四、八六〇	七	五、八三〇	七	五、八、五〇〇
五 等	一三	三、八〇〇	一四	三、四〇〇	一四	四、〇〇〇	三	四、九、一三〇
六 等	一八	三、三三〇	一六	三、一五〇	一六	三、七、八六〇	一六	四、〇、三六〇
七 等	二七	二、〇六〇	二四	二、五、四〇〇	二四	三、〇、四八〇	二〇	三、三、四八〇
八 等	二四	一、六七〇	二七	一、九、八八〇	二五	二、三、九六〇	二六	二、五、四八〇
九 等	三三	一、三、四〇〇	三三	一、五、五〇〇	三三	一、八、七四〇	三三	一、九、八六〇
十 等	五	一、一八〇	四	一、二、四〇〇	四〇	一、五、一三〇	四	一、六、〇九〇
十一 等	五	九、一〇〇	五	一〇、一三〇	五	一、三、三三〇	五	一、三、〇九〇
十二 等	七	七、三〇〇	五	八、〇六〇	七	九、七六〇	五	一〇、四四〇
十三 等	一〇	五、七三〇	一四	六、〇八〇	一八	七、三三〇	一六	七、八三〇
十四 等	一五	四、四〇〇	一五	四、四八〇	九	五、四〇〇	九	五、七六〇
十五 等	一七	三、〇〇〇	一五	二、九四〇	一三	三、六〇〇	一四	三、八六〇
十六 等	二七	一、七八〇	二五	一、七四〇	二五	二、〇一〇	二五	二、一八〇
十七 等	四三	一、〇一〇	五〇	九、八〇	五三	九、八〇	五九	一、〇四〇
十八 等								
十九 等								

等 外 五三三 六四〇 五三三 五三〇 五三四 五三〇 五三四 五三〇

大正八年度限にて戸數割・戸別割を廢して家屋税に依ることになった。戸數割は其徴收については町會に於て公平を期しつゝありしに拘らず、兎角一般町民の間に於て不平の聲を絶たなかつたから、家屋税法となつたについては輿論は反つて之を喜んだ。其賦課について市街を標準として五等級に分つて等級を附した。其詳細を示すと左の如くであつた。

等級 一等地、二等地、三等地、四等地、等外。地位ノ等級ハ左ノ區別ニ依リ各建物ニ之ヲ適用シタ。然シテ
 (イ) 表門又ハ表入口ガ街路ニ接續スル建物ハ其接續スル街路ニ依ル
 (ロ) 等級二以上ニ互ルモノアルトキハ其最高ノ等級ヲ適用ス
 ト定メタ。

- 一 等 地
- 一、大道通本山筋ヨリ以東
- 二、官前通り全部
- 三、榮町筋宮前通りヨリ本町通り迄
- 四、田村橋通榮町筋ヨリ東へ魚棚筋迄
- 五、電車停留所前ヨリ北へ本町通迄
- 二 等 地
- 一、田村橋通りノ鍛冶屋筋ヨリ魚棚筋迄

平野郷町誌

- 二、魚棚筋田村橋通り本町通り迄
- 三、本町通魚棚筋ヨリ榮町筋迄
- 四、榮筋本町通ヨリ堺口通迄
- 五、御幸筋御旅通ヨリ宮前通迄
- 六、若松筋府道平野停車場線ヨリ大道通り迄
- 七、大道通本山筋ヨリ西へ全部
- 八、平野停車場ヨリ南へ大道通迄
- 九、若松町平野停留場前ヨリ梅ヶ枝通り迄

三等地

- 一、魚棚筋大字市三百九十二番ヨリ田村橋通迄
- 二、魚棚筋本町通以南全部
- 三、榮町筋堺口通以南
- 四、若松筋大道通ヨリ本町通迄
- 五、平野停車場線停車場前ヨリ以東全部
- 六、田村橋通り銀治屋町筋以東
- 七、田村橋通り榮町筋ヨリ若松前筋迄
- 八、菜市通り魚棚筋ヨリ天神筋迄

- 九、本町通安藤墓所前ヨリ魚棚筋迄

- 一〇、本町通榮町筋ヨリ若松筋迄

四等地

- 一、瓦町筋田村橋通ヨリ堺口通り迄
- 二、銀治屋町筋濱通ヨリ政所通迄
- 三、宮前通ヨリ本町通迄
- 四、天神筋宮前通ヨリ政所通迄
- 五、観音小路梅ヶ枝通ヨリ政所通迄
- 六、若松筋南門通ヨリ本町通迄
- 七、本山筋大道通ヨリ本町通迄
- 八、魚棚筋大字市百八十二番ノ一以北
- 九、中濱小路全部

- 一〇、船入小路全部

- 一一、常盤通神路筋ヨリ以西

- 一二、御旅通全部

- 一三、濱通全部

- 一四、表門通全部

第五章 財 政

平野郷町誌

- 一五、南門通り宮前通りヨリ本山筋迄
- 一六、猿屋小路四一八番地ノ二ヨリ榮町筋迄
- 一七、圓滿寺筋全部
- 一八、田村橋通り若松筋ヨリ稻荷小路迄
- 一九、菜市通晒屋筋ヨリ魚棚筋迄
- 二〇、菜市通天神筋ヨリ稻荷小路迄
- 二一、本町通り安藤墓所ヨリ以東
- 二二、本町通若松筋ヨリ本山通迄
- 二三、三十歩通り全部
- 二四、梅ヶ枝通り全部
- 二五、堺口通全部
- 二六、政所通魚棚筋ヨリ観音小路迄

外

一等地ヨリ四等地迄ヲ除ク全部

以上の等級による戸数と其負擔額とを示すと左の如くであつた。

家屋税表 (大正九年七月五日)

等級	戸数	府税額	町税課率	町税額
一等地	四、五六五戸	一、〇七三円	府税課率ニ付 三・九二〇	四、一〇四円
二等地	二、一三四	二、八四八	同 三・七五〇	一〇、六八〇
三等地	一〇、八五一	二、五四九	同 三・五九〇	九、一五一
四等地	一六、八八六	三、九六九	同 三・五〇	一三、二九六
等外地	二、一三三	二、六三三	同 三・五〇	八、七五四
計	五五、五六九	一三、〇五一	—	四六、〇三三

家屋税金平家一坪當額表 (大正九年七月五日)

等級	府税	町税	計
一等地	三三四圓九	九二〇圓	一、二五五圓
二等地	同	八八〇	一、一三五
三等地	同	八四三	一、〇七八
四等地	同	七六六	一、〇一一
等外地	一六四・四	五五〇	七二四

今隣町村との家屋税課率の比較を見るに

町名	府税	町税	計
平野郷町	三、三三五〇	四、四四〇〇	一、四六〇〇
依羅村	三、四八六〇	四、四八〇〇	四、四八〇〇
安立村	四、四八二〇	一、四八〇〇	—
北百濟村	—	—	一、四六〇〇
墨江村	—	—	四、四五〇〇
第五章 財政	—	—	一、六三

本町には特別税として不動産移轉税がある。町條例で制定し、明治二十四年九月一日から實施されたが、其以前から歩一の名で實施されて居つた。その起原は詳でない。大阪では慶長元和時代に帳切銀の名目で課し、買受人から買請銀高の四十分一を上納せしめて居つた。當時の家屋の賣券は其町の年寄より惣年寄に伺ひ出で、惣年寄から奉行に上申して賣券狀を下した。四十分一銀は奉行に收納したものであつた。元和五年大阪城代を置くに及んで四十分一を二十分に減額された。寛永になつて帳切銀は一町切に町人に下すことになつた。平野郷も帳切銀は惣年寄に收納したが、始めは幕府の收納であつたか否やは今詳にし兼ねる。其率は百分一であつた。享保七年八月含翠堂が泥堂町市門筋北側の屋鋪一ヶ所を銀一貫三百二十一匁五分で買求めたので、右の帳切歩一銀々十三匁二分を惣會所へ渡した。明治十七年に小學校基本金積立規定を定め歩一銀を以てした。其時の率は四十分一であつた。従來は百分一を此時に四十分一に改めたのであらう。何年まで繼續したか詳でないが、恐らく右の特別税制定の際に廢したのであらう。特別税の課税率は

耕地宅地山林原野買賣讓與地代價額百分ノ一

建物賣買代價

百分ノ一

評定價格にて登記料を納めた時は其價格

家督相續には賦課せず

同四十一年七月町條例第十八號で同税賦課徴收條例を定め、同時に施行細則を定めた。課率は土地建物の賣買は其代價、讓與は時價相當價格の百分一とし、家督相續には蠲除することは従前の如くであつた。凡て義務者は買受讓受人であつた。大正八年度から府税不動産取得税が徴收せられることになつて、本町にても同附加税として徴收すること

になり、右の町條例は府税課税期間中施行を停止することになつた。

平野郷町不動産移轉税表

年度	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
明治三十五年度	三三・八〇	?	六三・四六	五	七二・八一	六	八四・八六	七
大正四年度								
大正五年度								
大正六年度								
大正七年度								

町税納額表

年度	地租附加税		國稅營業附加税		所得附加税		戸數附加税		府稅營業附加税		府稅雜種附加税		賣業營業附加税		計
	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	
明治卅五年度	一、三〇七	—	一、五九七	—	六七〇	—	二、八八九	—	—	—	—	—	—	—	七、六八七
大正四年度	一、六三六	—	一、三五五	—	二、四七三	—	八、七七一	—	一、三五〇	—	一、三五五	—	—	—	一六、七五〇
大正七年度	一、六三六	—	一、五五四	—	六、六六三	—	二、五二一	—	一、三九七	—	二、八八一	—	—	—	二五、四七五
大正八年度	三、二七〇	—	二、五〇一	—	二、五〇四	—	二、四九一	—	二、三二七	—	一、〇、五六一	—	—	—	五、一四五
大正九年度	五、三三六	—	七、二八七	—	二、一八三	—	四、九七七	—	二、六〇七	—	六、七六一	—	—	—	三、五、六六六
大正十年度	五、三三六	—	一〇、六六六	—	三、一七三	—	五、九四九	—	一、五〇三	—	二、九〇一	—	—	—	一〇、八、四八四
大正十一年度	五、一〇六	—	一三、〇三三	—	二、九五一	—	四、五八九	—	一、五二六	—	二、五九一	—	—	—	一〇、八、〇七四
大正十二年度	五、〇八七	—	一三、九七三	—	三、一六四	—	四、七四一	—	一、三三三	—	二、九七二	—	—	—	一一、三、八二一

○各税共納期內納附のもの及納税年度内の合計を記載す。單位圓、

大正九年度以後戸數割を廢し家屋税となる

町税課率累年對照表

○戸數割附加税、大正九年以後は家屋税

年 度	地價割地租 一圓ニ付	戸別割本税 一圓ニ付	營業稅附加 稅同上	所得稅附加 稅同上	營業 割 同上	其他 船車	府稅雜種稅附 附加稅同上	賣藥國稅營業稅 附加稅同上
明治卅五年度	三〇錢	一・四八五	・四五	・三五	・六五	・三五		
年 度	地租附加稅本 稅一圓ニ付	戶數割附加稅 府稅一圓ニ付	國稅營業稅附 加稅本稅同上	所得稅附加稅 一圓ニ付	府稅營業稅附 加稅同上	府稅雜種稅附 附加稅同上	賣藥國稅營業稅 附加稅同上	
大正四年度	宅地 其他 三・九錢	四・四八	一・五	一・五	一・〇〇	船車 其他 一・〇〇		
大正七年度	三・九	二・九二	一・五	一・五	一・〇〇			
大正八年度	四・六	二・三〇	二・四	二・四	一・五〇	收得稅		
大正九年度	六元	五、四三、二、一 三、三、三、三、三、三	四・七	一・四	一・五〇			
大正十年度	六元	九年度同	四・七	一・四	一・二〇	法人建		

年 度	直接國稅	府 稅	町 稅	前年ニ同
大正十一年度	六元	六・〇〇	四・七	一・二〇
大正十二年度	六元	六・〇〇	四・七	一・二〇
大正十三年度	六元	四・一〇	六	一・二〇

町民が租稅の負擔額は大正十三年度に於て直接國稅府稅町稅合計一戸當四拾九圓貳拾壹錢、一人當拾壹圓拾四錢四厘で、三稅について示すと左の如くである。

租 稅 負 擔 表

稅 額	直接國稅	府 稅	町 稅	水利組合費	合 計
一戸當	四六、四〇八・〇〇〇	三五、二七二・〇〇〇	一〇二、四七四・〇〇〇		一八八、一五四・〇〇〇
一人當	一一・四〇一	九・四二五	二・一三四		二二・九五六
一人當	二・八〇八				二・八〇八

(戸數 三、七四二戸 人口 一六、五二四人)

町民が負擔を隣村南北百濟村・喜連村と對照するに國稅府稅に於ては甚しき差等なく、或は下級にあるが、町村稅に於てはその上に出て居る。

直接國稅	府 稅	町 稅	水利組合費	合 計
稅額一戸當一人當	稅額一戸當一人當	稅額一戸當一人當	稅額一戸當一人當	稅額一戸當一人當
大正四年度 一五、八四四・四	一、三三七	九、八三三	四、九七四	二一、〇二八
大正四年度 一五、八四四・四	一、三三七	九、八三三	四、九七四	二一、〇二八

平野郷町民費明治十二年度決算表

自明治十二年七月
至明治十三年六月

	消 費 額		決 算 過 額	同 不 足 額
	自十二年六月至十二月	自十三年一月至六月		
學 校 費	五七三・三五五	一六三・四四〇	三〇〇・六五四	四九三・一〇四
水 利 費	二四五・〇〇〇	二二七・一八	二六四・二七一	三八一・三九元
民費橋梁修繕費	九・一〇〇	二・二七一	四〇〇	二・五七三
門閘修繕費	六・〇〇〇	九〇	—	〇・九二〇
道路掃除人足賃	一一・〇〇〇	一五	一一・六五	一一・七九〇
コレラ病豫防費	一七・五五〇	一三三・三四三	* 一六・〇九三	* 一六・〇九三
救 助 費	* 六・〇〇〇	四〇五	一・二五	* 一・五三〇
行 路 人 臨 時 費	* 三・六六七	—	—	* 三・七五七
議 會 費	六〇・〇〇〇	五四・七六	四〇	五四・五三六
神 社 費	一五七・五五六	六四・九四三	三三・八七三	九八・八二五
(四ヶ村割)	—	—	—	—
大 溝 浚 費	三三〇・〇〇〇	—	二五〇・三六九	二五〇・三六九
計	一、四九八・四四一	五七〇・七一	八八三・四四九	一、四五四・二六〇
	一三三・六八七	—	一六・〇七三	二九・八二九

衛生費*は豫算の内であるか否や不詳

救助費*は行旅病者一人遞送費臨時費である。

町村制實施以來大正十四年の市編入に至るまでは實に三十六ヶ年を経過した。此間に於て町經費は時に異動があつたにしても増加の趨勢を取つて居り、殊に大正年間に入つてからは著しい増加をなして居る。その内著しい増加の年度は明治二十七年三十四年三十九年四十二年で、教育費に於て校舎の増築又は新築等をなしたが爲めであつた。その明治二十六年學校舎改築の必要に迫られたと同時に町役場の新築を企畫した時の如きは同年十二月九日町會に於て議決したに對し、町民は右新築案に反對し、二十七年三月、町長郡長知事内務文部兩省に陳情書を提出し、町長に對しては町會議決の執行停止を要求した。その新築費は

小學校新築費 四、六一六圓九〇八

町役場新築費 六四二圓〇〇〇

計 五、二五八圓九〇八

右の收入として學校基本財産三、〇八六圓九〇八、町有基本財産六四二圓を支出し、その不足額一、五三〇圓を戸別割として賦課するにあつて、町民は今俄に改築の要を見とめず、又基本財産流用は不當であると主張したのであつた。明治二十九年度に於て土木費の増加を見たのは今堀池の埋立によるものであつた。其總費用設計では二千四百六十八圓參拾七錢五厘であつたが、物價騰貴の爲め參千圓に變更した。明治四十四年度及び大正十年度に於て警備費が増加したが此は新式蒸汽唧筒購入の爲め四千四年度には一臺千八百拾六圓餘を要し、十年度にては一臺參千參百圓ホース代九百圓を要した。大正六七年以後に於ては物價の關係上自然の増加を見たことは別に説く必要もあるまい。歳入に於て寄附金は大概町民の寄附であつた。明治二十七年年度の寄附金合計金八百拾五圓九拾九錢貳厘、内四拾壹圓參拾五錢七厘は土木費、七百七拾四圓六拾參錢五厘は教育費への寄附であつた。四十四年度の寄附金合計金千五百

七拾四圓貳拾錢、内千四百參拾參圓五拾錢は救助費としての寄附、百拾壹圓は教育費、貳拾五圓は土木費、殘四圓七拾錢雜支出に充當した。大正七年度の寄附金合計金千參拾圓貳拾參錢、内百四拾八圓四拾錢は土木費、七拾壹圓八拾參錢は教育費、八百拾圓は墓地費の寄附であつた。九年度の寄附金合計金九千四百拾參圓六拾四錢、内貳拾圓道路修繕費指定、九千百貳拾參圓七拾四錢救助費指定であつた。その救助費としての寄附の支出殘額は救助資金積立金として別途積立をなして居る。

平野郷町歳入累年比較表 (單位圓)

年度	財産目録收入	雑收	繰越金	交附金	寄附金	府補助金	町税	一時借入	手数料	國庫交附	府交附金	財産賣却	郡費補助	國庫下渡	繰入金	報償金	合計
明治二十二年	二〇	二四八	—	三	八	二九	一、五三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一五
明治二十三年	二五	二七九	—	六	一八	二〇	一、六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、五四
明治二十四年	二九〇	二七五	—	一〇八	四	三三	二、〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、〇七
明治二十五年	三三	三三〇	—	三三	三	—	一、七二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、五三
明治二十六年	二四	二七三	—	一三	七	—	一、四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、七二
田治二十七年	一八	四三	—	二〇	八	一八	二、〇六	一、七四	—	—	—	—	—	—	—	—	九、八一
明治二十八年	三	四四	—	一三	一四	—	一、九四	一、四四	—	—	—	—	—	—	—	—	八、〇四
明治二十九年	七	四九	—	一六	七	—	一、五三	一、八五	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、七二
明治三十年	七	四九	—	一六	七	—	一、五三	一、八五	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、七二

明治三十一年	四、四三	一八	三五	—	一七	六、七二	二、二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、八五
明治三十二年	三、八七	三	二八	—	八	六、八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、〇九
明治三十三年	二、一三	一、三	一七	—	一四	七、一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、五〇
明治三十四年	四、三	三〇	五七	—	三	九、九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、三九
明治三十五年	四八	二〇	二七	—	二	四、八七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、九四
明治三十六年	五〇	一七	六三	—	八	一、〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、八四
明治三十七年	六〇	一〇	一、一	—	二	三、五二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、八六
明治三十八年	五九	一八	一、〇	—	三	二、〇一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、五〇
明治三十九年	六二	一七	一、三	—	六	三、一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、八三
明治四十年	七六	一四	一、八	—	三	一、〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、八八
明治四十一年	八六	二	一、五	—	一	一〇、一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四、〇九
明治四十二年	一〇九	一	一、八	—	二	四、一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四、〇九
明治四十三年	一〇八	二	一、六	—	三	四、一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四、一三
明治四十四年	一、四四	四〇	三五	—	一	五、一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六、三三
明治四十五年	一、四九	八六	六三	—	一	一〇、一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七、四五
大正元年	一、四九	八六	六三	—	一	一〇、一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七、四五
大正二年	一、四九	一、五〇	八〇	—	六	一〇、一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七、五八
大正三年	一、九八	八八	二、七六	—	四	一、二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四、五七

明治四十年	三、〇一六	一〇九	一、五七五	二、二八八	三、四一	一	一、五	二、七五	二、七八	一、六九〇	—	—	一、〇三三
明治四十一年	三、一八八	九〇	五九五	三、三五四	三、〇三	五	二、四〇	一、三五	一、二八	—	—	—	一、一五六
明治四十二年	三、四九四	九八	五九二	五、九三三	三、九	五	三、九	二、四一	一、八五	五、〇三〇	—	—	一、四、五六一
明治四十三年	三、四一一	一四一	一、〇六六	五、三六三	二、八	四	二、三	一、五	一、九六	二、一八〇	一、九六一	—	一、八、七六六
明治四十四年	四、三六四	二九	一、三六四	五、八七九	三、九三	八	二、三五	一、四八	二、三六	二、一三〇	三、六三三	—	二、一、七
明治四十五年	四、三三三	六二	一、九三三	六、五七	五、〇〇	七	三、五二	三、五四	二、二五	一、三	三、五三	—	一、四、六八〇
大正元年	四、七〇九	一〇五	二、四九六	七、二一六	四、五五	三	三、六	七	二、六三	一、四	五、九八	—	一、四、九
大正二年	五、〇七六	一八	三、〇四九	七、八五五	五、四一	四	三、〇六	六〇	二、七二	四、九一	三、三三	—	一、六、九三
大正三年	五、〇七六	三三	一、〇五五	八、六〇二	四、四	四	四、八	五	二、七〇	三、七〇	三、六六	—	一、〇、五
大正四年	五、二七三	七	一、三六一	—	五、〇五	四	三、四	三	二、九一	八	三、四三	—	一、一、九
大正五年	五、五五	一七	二、一三八	—	一、三二	二	三、三	七	三、二	一〇	三、七三	—	一、三、八五
大正六年	七、七七八	一七	二、三六一	—	六、〇	六	八、七	六	三、〇五	—	四、三六	—	一、五、一六
大正七年	一四、一七四	三三	二、五九三	三、五九	二、七三	七	一、五五	三	四、五六	一、二四	四、六四	—	二、〇、二〇
大正八年	一四、七三	四六	四、六六三	三、五二	三、八四	六	二、三六	一、二七	一、〇、四六	一、三〇	九、九四	—	一、一、三
大正九年	二二、〇九八	二五〇	五、五五五	一、九六	三、六九	一〇	四、九	一、四	九、六五	一、七〇	七、二一	—	一、七、七
大正十年	二二、八三六	四四	五、一三八	一、四七	三、〇六	一三	一、〇五	一、九	九、五八	七、九	五、〇	—	二、〇、三
大正十一年	二二、八三六	三、八九	五、〇七六	六、六五	三、四七	四	一、二〇	一、二	六、九四	一、三五	六	—	二、四、八
大正十二年	二二、八三六	四、四三	四、九〇三	三、九四七	四、〇三	八	一、三六	一、四	六、七五	六、三	四、三	—	二、〇、六

大正十三年度 五、七七一 四、九〇三 三、九四七 四、〇三三 八、一三六 一、七四 六、七五 六、三 四、三三 二、〇一六 三、四、四〇 三、五、六〇〇

大正十三年度臨時部支出の主要なるもの、公債費八、一八一 表彰費一四、四四〇 記念碑建設費八、〇〇〇 簡易圖書館費

五、〇〇〇 水道費繰替金一六、一六〇 下水費三、〇〇〇 財産買入費六〇、〇〇〇 寄附金一〇五、四七九 町誌編纂費

三、〇〇〇等である。

特別會計水道費歳入表

年 度	使用料及 手数料	給水工事 徴収金	寄附金	繰越金	雑収入	繰入金	合 計
大正十三年度	一五、七三三	九、七二〇	二、四七四	四、一四四	四、四八四	一、九、一六〇	九七、六五四
大正十四年度(豫算)	三、一三〇	一、四一〇	一、〇〇〇	三、七四八	一、四七四	一、六、一六〇	九八、〇三三

特別會計水道費歳出表

年 度	事務所費	水道費	臨時部 布設費	臨時部 公債費	豫備費	合 計
大正十三年度	二、五〇七	三、三三三	一、五、〇七	二、五、一六	一	六、九、九一
大正十四年度(豫算)	三、一四三	三、八〇四	三、四、五〇〇	二、五、七七	三、八〇〇	九八、〇三三

町有基本財産 町村制の施行に際し、舊七ヶ町の共有財産である左の土地を平野郷町の所有に移し、同町基本財産とした。

種 別	所在地	反 別	地 價	見積價格
宅 地	泥堂町	町〇・〇一二四歩	四・六五七圓	一、〇〇〇(賣却)
第五章 財 政				一七七

平野郷町誌					
同	同	六〇〇	一五・五二四	一三・五〇	一七八
同	市町	一〇六	三・一〇五	一・〇〇	
同	野堂町	二三	一・九八四	八〇	
同	同	七〇九	一八・八九〇	一五・〇〇	
同	西脇町	二〇	一・七二五	三〇	
同	流町	四	三四五	一〇	
同	春日口町	二五	二・一五五	一・五〇	
同	泥堂町	八二九	六二・一一二	八・〇〇	
同	同	二六	六・〇二一	五〇(賣却)	
同	市町	一一六	一〇・六五九	二・六〇	
同	野堂町	四	九二七	三〇	
同	同	一一	二・五四九	五〇	
山(林藪)	市町	一〇二	一・二八〇	五〇	
同	野堂町	七一〇	八・八〇〇	一・五〇	
同	市町	三一九	一・〇九〇	一・六〇	
同	西脇町	一〇八	三八〇	二〇	
計		・四三二六	一四二・二〇三	四八・九〇	

更に七ヶ町が災害豫防の爲め蓄積したところの整理公債證書六百圓、金祿公債證書貳拾圓、現金百四圓六錢壹厘をも同時に町基本財産に繰入れた。本町には又學校基本財産があり、明治十七年に更に歩一税を蓄積することとした。(第六章教育参照)明治二十七年小學校及び町役場を新築する爲めに

町有財産 六百四拾貳圓

學校有財産 參千八拾六圓九拾錢八厘

計 參千七百貳拾八圓八拾錢八厘

を流用したが、右は二十八年度から毎年參百圓づゝを償却して蓄積することにした。明治四十五年二月平野郷町基本財産蓄積條例を制定して同四十五年度より同五十四年度まで十ヶ年間左の収入を蓄積することにした。

一、基本財産から生ずる収入 二、手数料 三、國庫交附金 四、府費交附金 五、不動産移轉税
又起債ある時は蓄積を停止することを得、其停止年數に應じて蓄積年數を延長することとした。大正九年一月町條例第一號で平野郷町小學校基本財産蓄積條例を定めた。蓄積期間は大正八年度から同三十七年度に至る三十年間で、學校基本財産より生ずる収入、學校基本財産蓄積指定寄附金を以てすること、町起債償還年度、制限外課税又は特別税の新設増設の時、非常災害其他重大事件の爲め經費の著しく増加した年度には蓄積を停止又は減額する、其場合には蓄積期間を延長するものとした。

町基本財産表

有價證券	現金	宅地	畑地	山林原野	田地	貸家建物
						一七九

平野郷町誌

明治二十六年度	三、三〇〇	三、元	七、〇〇七	六、四一五	一、三〇三	—	—
明治三十二年度	三〇〇	一、一〇一	二、三三三	一、四〇六	二、四〇四	—	—
明治三十六年度	四、三〇〇	三	二、三三三	一、七〇六	三、〇三三	—	四、三〇〇
明治四十一年度	一〇、七五五	—	二、七〇七	—	七、一〇四	反〇八	—
大正二年度	一八、三〇〇	五、九六六	二、三三三	二、〇一四	一、七五五	四、三	—
大正七年度	二四、三〇〇	三、〇八五	一、〇八五	一、七〇六	二、三〇七	—	二、三〇四
大正十二年度	三、〇〇〇	二〇、四四四	一、〇八八	一、七〇六	二、三〇七	—	二、三〇四

○三十一年度不詳につき三十二年度を採録す

第六章 教育

一、徳川時代

我町には七名家が夙に連歌を嗜み、權現社頭では年中行事として連歌會が催された。既に足利時代に於て文學趣味は普及したので、従つて茶事なども行はれた。慶長元和時代に茶人としては道桂があつた。道桂、姓氏は詳でないが、利休室宗恩の弟であるといふ。今當時の茶人として知られて居るのは道桂だけであるが、猶其他に多かつたと思ふ。平野産物として茶柄杓があつた。初祖は有樂齋であるといふ。有樂は織田氏で茶道一派の祖である。大阪に居つ

たので此地にも往來し、其流派の茶柄杓を傳へたのであらう。大阪冬役に平野の惣年寄は大阪城に捕へられたが、有樂齋の取扱で免されたのも元來茶道の交情深かつた關係と思はれる。末吉増重の子に宗久といふのがあつた。貞徳の高弟で詩歌文字を能くした。(元祿七年閏五月十六日歿年八十三、母堺津田宗久女)かく足利時代から徳川時代にかけて風流文事の行はれた結果、猶連綿として文學の嗜好は絶えることはなかつた。享保に至つて七名家の土橋氏に因て含翠堂が創立され、子弟の教育は振興するに至つた。

含翠堂 含翠堂は今の京町三丁目にあつた。碑を立て、舊址を標止してある。同堂は享保二年土橋友直が同志の賛助を得て始めて開設したのである。

土橋氏は七名家の一である。(第三章沿革参照)友直は通稱七郎兵衛また四郎兵衛とも云ひ、誠齋・好古堂と號した。幼より學を好み、長じて京都に遊び、河瀬菅雄に國學和歌を學び、醫を後藤養庵に受けた。傍ら伊藤仁齋其他碩儒の講筵に列して經傳を究め、廣く當時の名士に交を求めた。三輪執齋とは和歌同門の故に深く交つた。在京三年で、平野郷に歸つてからも大阪の三宅石庵に就いて教を受けた。後本多侯は用いて家臣に準して代官に任じ、又平野郷惣年寄にも擧げられた。大阪町奉行から攝河兩國藥取締にも任ぜられたことがあつた。併し友直は吏務に忠實であつたのみでなく、其志は子弟の教養にあつたので、同志と謀つて含翠堂を置くに至つた。時に友直年三十一。大阪の中井氏が懷徳堂の創設に先つこと九年であつた。爾來此が經營維持に家産を傾倒した。友直は育英事業だけでなく、又窮民賑恤の事を企て、共に長く後世に傳り、郷民が恩澤に浴したことは少からぬ。享保十五年十月二日年四十四で歿した。河内高安神光寺に葬つた。大正十三年二月十一日特に従五位を贈られた。

慎獨の心をよめる

谷河にかけし丸木のひとつ橋渡る心に世をも渡らん

こは彼の心境を自ら詠じたのである。歌集耕閑集があり、其他にも若干の著述があつた。

含翠堂は友直が同志土橋宗信九郎右衛門成安榮信源右衛門徳田宗雪四郎左衛門井上正臣佐兵衛間宗好元之進と謀り六人興立生員(發起人)として創立したところで、井上正臣の邸の一部を借受け校舎とし、享保二年五月五日開校し、友直・正臣など書を講じた。先づ三五七十の日を會日と定め、大阪より三宅萬年を迎へて月並の講を開いた。庭に一株の老松があつたので、學舎の名を老松堂と呼んだが、三宅萬年は之を含翠堂と改めた。其後大阪の五井持軒や、江戸の三輪執齋、京師の伊藤東涯を聘して、臨時の講義を開いた。又河瀬菅雄も來講したといふ。五井持軒は三宅萬年と相携へて來講したのである。三輪執齋は享保五年と十七年に來り、伊藤東涯は十二年と十八年に來つた。各詩歌を留めて居る。

享保庚子(五年)の夏平野の含翠精舎にあそびて諸友のために書を講じてよみはべける

執齋 希賢

顯はれぬ誠をまもれいくちよのみとりをふくむ松にならひて

萬代のみとりをふくむこの本に契のふみのまごゐひろめむ

享保丁未遊攝州平野宿含翠堂呈主人

長 胤

百濟川西坂上墟、深濠環邑似城居、相逢含翠堂中客、滿地松陰滿架書

癸丑巳月再遊改書

含翠堂創立の由來は詳しく土橋宗信・三輪執齋・伊藤東涯の記がある。先づ左に宗信と東涯との記を収録しよう。

含翠堂記

攝津國住吉郡平野郷の含翠堂は郷中の人の集り會して學を講ずる所あり、此堂のよつて起るところを尋るに、郷中に土橋七郎兵衛友直、號を誠齋といふあり、若年の比、かつて京師に遊びて、醉露翁河瀬菅雄といへるを師としたのみで、書を讀、かつ和歌

の道をも學び、其家に留學すること年あり、その間出で、京師の諸先生にまみえ、より／＼經傳の講義をぞき／＼學びける、その内に執齋先生三輪氏は和歌の同門にしてよしみも深かりければ、殊更に相親しみて其提撕をうけ／＼るより、わきて陽明王子の教をぞ尊信しける、かくて三宅せばかりありて平野に歸りけるが、當時郷中に聖教を講ずる人もなかりしかは、友直ふるひ起りて郷の子弟を導き、聊き／＼をきたる所をみづからの家にして講習せるより、や／＼この道に志す人も出きにけり、かゝりしよりこのことに講舎をいさなみ、四方の諸君子をも招き迎へて、大に此道をおこさんとおもへりければ、より／＼諸友に此事をはかるに、そこはくの財なくては思ふさまにもならし、今より年毎に湊錢をなして數年の後をこそまためたと云あへり、それが中に井上佐兵衛正臣すゝみ出ていへらく、予が家むなく廣し、いさ此半をさきて今より講舎させん、幸にわれいとまの身となれり、舍を守りて朝夕の清めをもしてん、會集の日の茶爐燈火のそなへも、諸友の手を煩はさじと、こゝにおゐて諸友よろこびいさみ、享保第二丁酉のとし五月五日、はじめてこの家に會して友直・正臣など講義をなせり、しか／＼しよりこのかた三五七十をもて會日と定め、今に至、相つきてたえず、なを又浪華の萬年先生三宅氏をむかへて月なみ折々の講習あり、庭に年歴たる松のあるにたよりて堂を含翠と名づくるも又萬年先生のたまものなり、これよりして後、浪華の持軒先生五井氏・東武の執齋先生三輪氏・京師の東涯先生伊藤氏より／＼此堂に來臨ありて講義やむことなし、かかりければ終に國の守本多公の聽にも達して褒賞し給ひけると也、こゝに又友直おもへらく、此郷は農工商相交りて近隣の小邑に同しからず、荒年にあたりては饑餓に及ぶものややもすれば千をもてかぞふ、時に臨みてこれを救はんさするにその事甚難し、いざ志をあはせて今より其備へをしてんとて、享保四亥年十月各相はかりて、多少をいはず財を授ち、賑窮料と名づけ、年々に息をかさね、更に人をすゝめて増益しければ、荒年の急を救ふに甚便あり、その仁惠後世におよぶ事豈すこしきなりといはんや、かくて含翠堂の貯財も年々に積りて、今は餘りあれば、享保十二未のとしの秋、銀そこはくを以て、正臣につくのひ講舎の代となし、かつ度々に修復を加へ、ことし庚戌の春文庫

をさへ營みつれば、いよゝめでたき書院とはなりぬ、友直不幸にして未の十月世をはやらせり、さはあれとかゝる餘徳を末の世までも残せるは、豈誠齋の誠の天の道にかなへるものならずや、こひねかはくは、此堂含翠の松とよもにくちずして、此道を學ぶ人、くれ竹の世々に傳へて絶えらんことをあふくことしかり、

享保十五庚戌年冬至日

節齋土橋宗信謹記

含翠堂興立生員

- 土橋 七郎 兵衛 友直
- 土橋 九郎 右衛門 宗信
- 成安 源 右衛門 榮信
- 徳田 四郎 左衛門 宗雪
- 井上 佐兵衛 正臣
- 間 元之進 宗好
- 末吉 平次郎 増篤
- 富永 吉左衛門 徳通
- 三村 助左衛門 宜固
- 中村 彦右衛門 保之
- 井筒 清右衛門 倫親
- 三宅 清太郎 忠敬
- 吉井 與三兵衛 定行

同 助力生員

大阪

貝塚

江戸

- 三輪 執齋 希賢
- 辻 葩 新五兵衛 宗孝
- 奥田 善八 宗之

含翠堂記

昔有子游爲武城宰、以禮樂爲治、夫子告之曰、割鷄焉用牛刀、及子游再舉管所聞之語、乃實前言之戲、蓋治有大小、而所以鼓舞陶鑄化民成俗、莫先於禮樂、平野攝之屬邑也、鄉人素嚮學、或造京肆業、或館穀師儒以聞道、土橋友直亦其鄉有志之士也、嘗與舊族數家謀、置社學、既而井上氏有隙宇、定以爲講習之所、時々會集言志、將以化邑人、二子在邑爲著姓、其地有古松一株、偃蹇蔭堂、因名曰含翠、又將置學田、以期永年、予丁未歲、嘗應友直族人宗信之招、而往得遊于其堂、濡滯數日、雞黍茶菓、日譚古道、惻々如也、乃請文其事、以貽後昆、俾無湮替、嗚呼今之詩書、乃古之禮樂也、子游因夫子之言、絃歌武城、今土橋氏聞天子之道于千歲之後、將以詩書訓迪其邑、則其志固美矣、昔李德裕東都置平泉莊、自詔曰、鸞吾平泉者、非吾子孫也、以二石一樹與人者、非佳子弟也、要其所志不過欲傳園亭之勝于後世耳、土橋氏之志、則不然、欲使講學之區永存不替、乃所以圖人受爲善之益久而不巳、既謀置田、又欲託之文、凡誦周孔之道者、豈可不稱述其美、以風聲一方也哉、因爲之記、

享保壬子歲仲冬(十七年)

伊藤長胤拜書

講師は萬年の後に澤田元隆が來り、享保十三年より十九年に至つた。二十年に吉田文治留守居として來り、元文二年に退去し、翌年明石左仲來り、四年には足代一學(立溪)が來つた。一學は伊勢の人で寶曆十一年三月に歸國し、夏病氣となつて十月に郷地に歿した。(明和元年に神光寺に其墓碑を立てた)代り聘した人は篠原良齋正且子といふ、寛

政二年に含翠堂に移り住した。文化四年まで居つたやうである。六七年頃に北島文郎が留守居となつた。寛政元年には京の清田龍川が來講したことがあり、同六年にも來講した。文政十二年から瀧中書が居つたが、天保七年に死去した。九年八月大阪から山口秋桂が來て中庸を講じた。秋桂は十四年に青木駿河守の召抱となり、濱野鍊藏が彼に代つた。弘化二年に鍊藏は江戸に去り、平手中書が代り來つた。一ヶ年許も居つたのであらうか。四年十月に大阪より藤澤東咳を招き、講釋を再興した。一ヶ年の教授料銀三百匁、日を定めて大阪から出張したのである。東咳は含翠堂最後の講師であつた。其子南岳も父に伴はれて來つたことがあつた。

含翠堂の教育は素より儒教にあつて、當時の教育は師弟の間禮儀の嚴肅なことは今日の想像以上であつた。其學舎に於ける「壁書」は能く其面目を示して居る。

一、入學の節は貴賤を選ばず師弟の盃あるべし

一、師弟挨拶は我が子弟に比すべし

一、童子挨拶處々同輩なるべし

但七名家の子供は格別のこと

一、童子の位次入學の先後に従ふべし

一、童子稽古場の席毎朝着到の遲速に従ふべし

但朝稽古は勝手に任すべし

一、童子毎度參着次第先生へ先づ一禮あるべし

一、中食の刻限先生指圖次第退參あるべし

一、毎日當番を極め退參の節稽古場掃除いたすべし

一、童子毎度退參の節先生へ羅拜あるべし

一、童子毎度退參の次序は毎朝參着の先後に従ふべし

一、毎月二十五日休業のとき

とあつた。學風は王陽明學派の執齋を招き、又古學派の東涯を聘したりしたところを見れば、最初から強て一派を固守するといふことはなかつたのである。併し實踐躬行を重んじたことは勿論である。享保十七年冬三輪執齋が來講した時も子弟に訓誨したところは此であつた。(次に引く含翠堂記参照)科目の如きも儒學に止まらず、國學・算數・醫藥・天文・卜筮等にまで及んで居つた。

校舎は最初は井上正臣から賃借したが、享保十二年正月に銀二貫三百匁で、含翠堂座敷と借家一軒供部屋とも買収した。元文三年から領主本多侯から米一石を給與され、代銀(九十)を以て渡された。此は賑恤事業を經營する爲めである。寛延三年から半減され、寶曆十年松平周防守が領主となつても同じく米五斗代銀を以て給與され、土井大炊頭領となつてからも、地子免除として累年米五斗を代銀を以て給與された。又同時代に於て老中・大阪城代其他の巡見ある際には、平野郷に於ての巡見所の一であつた。文化十二年八月酒井忠進、京都所司代を罷め老中に轉じ江戸に歸るの際、攝河大和の地を巡見した。此時も此に巡見されたので屋舎を修繕した。凡て巡見の時は地下より豫め通知あるので、修理を加へるのが例であつた。

含翠堂の維持は興立生員が毎年の掛銀を定めて贖金し又有志の寄附を受け、其金額を貸與し、利子を積立て、此等を以て支辨するにあつた。掛銀は銀五拾匁宛であつたが、享保三年十一月通貨の制が改正されたので、四年からは新

銀貳拾匁づゝとなつた。其後加入者あつて一時は九人となり、五拾匁(七人)參拾匁貳拾匁(各一人)を出金した。相當の金額を得たので掛金は十一年限廢止し、其後は寄附の名目にて出金して居つた。其額も漸次減少して寛政時代には僅に二三匁であつた。其出金者も時代によつて異動があり、明和五年の寄附者は凡て十二人であつた。此は其頃の維持員であらう。幕末に於ての同志と稱したものは末吉勘四郎・中瀬九兵衛・土橋七郎兵衛・末吉永五郎・山上榮次郎・土橋藤十郎・奥野清順・林市左衛門であつた。

窮民賑恤の事は當時に於ての重要な施政の一で、良主の名あるものは常に心を傾けて忽にすることなく、又地方の有力者は凶年には率先して此事に當つた。本町の例を見るに元祿十二年秋旱魃の爲め米價暴騰した時には各町に於て賑給し、正徳四年攝河凶作にて又米價高直細民困窮した時は有志の釀出で米二百俵を得て賑給して一人の餓死もなかつた。含翠堂でも育英事業と共に此事に當つたが、此は儒教主義の實踐躬行の一端であつた。友直が有志と謀り掛金して賑窮料を積立てたのは享保四年からであつた。十七年西國に蝗虫の災あつて餓死の者あり、爲めに攝河地方の米價も暴騰し細民困窮したので、直に賑窮料を出しその急なる者を賑給したが、多からぬ資金は直に盡きたので、更に有志の贖金を求め、大念佛寺を借りて本郷散郷の飢民に救與した。其時三輪執齋が來遊したので、その含翠堂記に其事を詳に記してあるから、左に收録しよう。

含翠堂記

攝州平野郷の含翠堂は過し丁酉の年、土橋友直、同邑の豪數人と相ばかりて設けたる精舎也、事は宗信の記に備はれり、今年壬子の冬、予難波に游ひて又此堂にのほる、精舎の學生新舊數十人、會して教を請、予學而の一章をかりて道に入るの實地を示す、生皆憤りをおこし、相ともに進みて云、友直既に歿し、萬年先生もまた卒し給へは、諸生よる所をうしなひ、故仁齋先生の

門人某氏を稱府にむかへ、又游子大内氏のこゝにあそべるに請て折々教をうけはへれさ、聞人まち／＼にしてその趣一なりかたし、願くは先生爲に一言を記して一定の法を残したまへさ、予これに答へて云、夫道に一定の法なくして法に一定の道有、能一定の道を修るをこゝに一定の法とすへし、むかし堯舜の學を建、師を立て、教を施し給へるや、ひとへに百姓のしたします五品の従はざるをうれへ給へるによれるのみ、これを一定の道と云、人性氣質ひとしからず、趣向もまた殊なれば、各そのみたる所をのみ是也とおもへるもまた勢の當然なれば、しゐて同ふすへからず、豈一定の法を設ることを得ん、但願くは諸君こゝにかへりみおもひ、富み貴きは貧しく賤しきをくたりいつくしみ、貧しく賤きは富み貴きをしたしみいたしき、才ある者は拙き者ををしへ、愚かなる者は賢きにならひ、相ともに進ては公の賦役を重んじ、退ては父兄につかへ妻孥をはこくまは、その説とこと異なる所ありとも、共に堯舜の徒たるへし、況これよりすゝみて學を明かにし、徳をつみて、廟堂の才を成さん事はもとより諸君に望む所也、もしこのむねにもとりて、富み貴きは貧しく賤しきをわしのき、才能すぐれたるは愚に拙きをあなとり、又貧しく賤きは富み貴きをそねみ、愚につたなくして才かしく心をいとふ心あらは、その説さころは相同しきも、異端邪説に非といはんや、況をのれを是として人を非とし、我にひとしきをよろこひ、我にことなるをにくみ、父兄に和順ならず、朋友相争ひ、訟をこのみ事をおこして風俗をみたる者あらは、誠に聖代の罪人なるへし、近世學をこのめる中に猶この風あるを見ることあり、故に諸君のために唱へてこゝに及ふ、戒めてこれに似ることなかるへし、願は講讀の君子、かく木とする所をうしなはすして、校中の式は訓蒙大意の旨に従ひ、諭俗の四條をよみきかせ、時のよろしきをはかりてこれを誘かは、鶏の刀もあに牛を割へからさらんや、

今年西の國々蝗虫の災甚しくして餓死の者多かりければ、攝河のほまりまで米價しきりに沸登して、細民日々に餓にのぞめり、始此校のおこりし比、此邑いひうゑして、細民くるしめることありしに、志ふかきともから相ばかりて、募り出せる米二百餘石

をもてめくみけるにぞ、死せるもの一人もなかりき、事終りて此後猶またかゝるともやあらんと、友直始め志ふかきかきり、又相つりて出し合せる銀そこばくに息をくはへて貨殖しければ、十数年の程にやゝ百金に近くなりぬ、されとこのたび米價殊更貴かりければ、買得たる米わずかに六十石ばかりなるをもて、早くうへぬべき者にまづあたへけるまゝに、細民やすんじよるこへること誠に堯舜の治をこゝに見るが如し、かくて日數をふるまゝにたくはへし米もやかて盡ぬへくなりぬ、さらはとて又各々その家の有無にしたかつて財を投げ出し、賑窮の場に札をはり、誰かしは幾金、何かしは幾石なと書あらはしあつめつみければ、千人にあまれる窮民を二百日はかりも救ふへきほどのたくはへも出来ぬ、されは近き里人のかつて貧を合せのみたりし豪家も耻らひてこれにならへる者、日あらざるにあまた出来にけるとかや、かくてその施せるあらましをきゝはべるに、郷人のすめるやとりはいとせまくてさることなしかたければ、大念佛寺と云へる寺をかりてそこにてあたふへき旨をかねてふれしらせ、郷中やもをやもめ癩疾の者まで残りなくたつねとひて、乏しく飢ぬへき者に米いくら錢いくらと云ふかきりなためて、ひさりくゝに札をえさせ、日毎にかの寺に來りて受けしむ、然るにある日一人の老女あり、幾十文を紙に包みて持ち來り、これをその施し給ふ中にくはへてめくみとし給はれと云ふ、人々あやしとおもひながら奇特なることゝいひてきたしけり、かくてその名をさへは夏と云てかへりぬ、尋ねもてゆけは里の中に與兵衛と云る家を借りて、綿くるこさを業としてすめるひとりのやもめなりいかなる者にやささぐりたづねければ、これはいさまつしきを見てかの札をあたへければ、辭して云、われまつしと云へと、近き里にしるべの者ありて一人の食は送りはべれば、飢に及ふにあらず、今の時にあたりて命にかふるはかりなる重きたからを、有るか上に受けはべらんことは天をそろしく侍る、はやくかて盡ぬへき者に給はれかしと云て受けさりけると聞えければ、人々涙を流し感じあひて大なる札にしるし、かの何かし何十金など書たるかたわらにはり付て、その志を旌しける、これによりて多くの金をいたせる者なりとも、いさゝかおしともおもへる心あらば、やもめにはるかにおされるなるへじと互に義心をはげましけ

る、誠にありかたき心ならずや、抑此さとのかく仁なる、淺ましきやもめまてかゝるまことの志を興しける、かの屋を比べて可封さ云へるも豈虚語ならんや、心學このめるしあゝ大ならずや、予往來の道すから民の菜色あるを見て腸も斷つばかりなる中に、又かゝることをきき侍りて大にたのしむこと有、故に合せしめて友直の誠を感じ、長く此郷の後人に告てその子孫もまたおのゝその志を續なんことを欲し、廣くこれを一世につたへてあまねく仁心を興起せしめんことをこひねかふことしかり、

享保十七年壬子冬

執齋三輪希賢記

同年十二月から翌年三月まで施行したところは左の如くであつた。

	毎日施行 平均人員	施行 人員	總石數	備考
野 堂	一四〇人	二、一六六	三・一四四	
流	七〇	六三一	一・六三一	
市	?	六四九	一・八四三	毎日平均十八人に錢八文づゝ興へた
穢多村			二・四〇〇	四回に施行
春戸口	七〇	一、五四九	一・五四九	
西 脇	?		一、三八二	
泥 堂	八一	二、〇七七	一・一二三	
馬 場	四〇	一、〇一八	一・〇二〇	

○散郷の分不詳

第六章 教 育

十七年の買入米は銀六貫三百十匁八分九厘で、贖金等を引去つて百二十一匁五分二厘不足した。此缺損は土橋九郎右衛門・成安源右衛門・中村彦右衛門・三村助左衛門・間元之進・三宅清太郎及び某氏より二十五匁、十匁、一匁五分二厘と分擔出資して決濟した。十八年冬には惣年寄から領主へ救米を願ひ出で、十九年正月に領主より錢二貫八百六十二文下附あり、三月更に救助を願ひ、飢人七百人に救錢拾五貫文を下附された。此分は即ち領主の救恤である。此分配方は

錢六貫三百七十七文

三月二十一日光源寺で本郷七町の飢人六百七十人に粥并白米又は錢等を遣した。一人に九文一分四厘づゝ

錢一貫二百四十五文

散郷四ヶ村の飢人九十四人穢多三十九人合計百三十三人、一人に付九文の充にて遣す。(光源寺にて施與外)

錢六貫六百八十八文

本郷散郷穢多の飢人合計八百三人、一人につき八文づゝ

錢六百七十八文は新小屋へ粥米の料に渡した。

十九年正月また領主本多氏から新小屋の飢人五十五人に對し一人に錢五十文づゝ合計二貫八百六十二文を下附された。以上は領主の給恤である。二十年に惣會所から金三十兩を寄贈された。此後、平野郷町の施行と含翠堂の分とを合せ、其年月を表示すると左の如くである。

施行年次	人員	米穀	金員
元文五年十二月から 寛保元年正月まで	?	三・〇〇〇 _石	—

此米穀は代銀五百五十匁、領主より渡され、惣年寄から含翠堂に返却された。

寛保元年正月十五日 より二月十三日まで	三・八	六・六八	—
安永二年二月廿三日 より三月十三日まで	一四、廿三	一六・五元	—
同三月十四日より五 月四日まで	四、六八	五・一五	—
天明三年二月より五 月四日まで	?	—	—
同 七 年 六 月	?	—	銀二・七〇〇 _匁
天保四年冬より五年 夏まで	?	—	銀三・五〇〇
同八年六月より八月 まで	?	—	銀一・三〇〇 銀二六・七六文
嘉永三年八月より翌 年九月まで	?	一〇〇・〇〇〇	—

以上施行範圍は平野郷中で即ち本郷散郷ともである。

賑窮料の蓄積は享保十八年四月の貯藏高米九十五石六斗であつた。二十一年三月更に蓄積法を立つるなどのことがあつたが、數度の支出に蓄積も微々たるものとなつたので、寛政十二年に新賑給料の蓄積を計畫し、同志は十ヶ年賦を以て出銀し、又他有志の此に加成するもの二ヶ年三ヶ年賦を以て出銀した。且又大阪貝塚等の有志の寄附も少々ではなかつた。天保十三年には二十ヶ年賦で無利子の金子を借入れ、嘉永六年には郷内近村大阪等に於て、大に寄附を募つた。寛政十二年の新賑給料申合定は左の如くであつた。

新賑給料申合之定

一、含翠堂賑給料者往昔享保年中故土橋七郎兵衛友直、同志之輩と相談を以相企置、荒年之節は貧民之困窮を救來り候事及度々依之從御領主様爲御褒美年々含翠堂地子米を被下候事に御座候、然る所近年打續困窮數度に及候に付、右賑給料殊之外微々に相成、已後致賑給候事無覺束候に付、此度申合、同志中は勿論其外銘々之志次第助力を假り候而、新賑給料と號、相集置、荒年賑給之用意に備候事。

一、今般相集候銀子は同志之外、可然人に田畠餘計に儘成質物を取、月五朱之利足を以貸附置、年々利銀其外年賦に而相集候銀子致増益候はゞ、銀高之内米穀にて貯置、不時之飢饉を可救約束御座候事。

一、同志中者勿論、致助力有之候方々之中、無據不幸にて及困窮、或は病身孤獨之身と成、既飢餓にも及候人有之候はゞ、同志之者心を付、縱荒年にて無之候共、右賑給手當之米穀之内を以、不_レ及_レ飢餓候様取計致可遣候、畢竟疎遠之人さへ荒年には救候事故、別而同志助力之衆中は、厚世話いたし候は當然之理にて御座候事。

一、賑給料銀子之事に付自然同志助力之人々之中、不心得之仁有之、不筋之儀を申立、或は右銀子私欲ケ間敷儀相巧候仁有之候はゞ、同志之者致心添、幾重にも異見相加え可申候、其上如何様に理解申聞候ても聞入不申、違而不法不道之儀申募候仁有之候はゞ、同志たりとも相除可申候、勿論新賑給料施入銀何程有之候共、相戻し不申候事。

一、御家老奥與太夫様御巡村之序當郷に御逗留之折柄、惣年寄中被召、内々郷方取締之事共御尋被成候節、被仰候は、含翠堂賑給之儀は神妙成取計にて、大勢貧民之助にも相成候事故、愈致入精、是等之事彌嚴重に致相續置候事可然と被_レ仰聞候趣惣年寄中より内々通達被_レ申聞一事に候、然る所在來之賑給料微々に候得ば、兼々新規にも致_レ再興_レ度存念に罷在候折節に付、彌相談を以、新賑給料取締申候事に付、猶此上にも銘々心懸、懇意之人々え相勧め、多少に限らず志次第爲_レ致_レ出銀、右賑給

之助力に相成候様取計可_レ申事。

右之條々心得違無之様相互に心を付、大切に相守、永久に相續仕、退轉無之様取計可_レ申事、依之同志中申合一統承知之連印如件。

明治五年に至つて事業は廢し、堂名の起因たる老松は十八年に至つて枯死し、屋舎は二十一年に取拂つて、今日は全く面影なく、大正七年碑を立て、遺址を標示した。所藏の圖書は平野小學校に移し、先哲名家の遺墨古記録は土橋家に移した。その主なるものは萬年筆含翠堂額、伊藤・三輪・土橋三氏含翠堂記、執齋の詠草、河瀬菅雄の歌集、友直の歌集、その他歴代關係諸家の書畫文集等である。

寺子屋 徳川時代に於ての兒童教育は各地の例に洩れず我町も寺子屋であつた。寺子屋を開くに役所の許可を経るを要せず、各自が任意に開設したのであつた。その長き年月の間には興廢もあつたに相違ないが、今その資料を得ぬ。明治になつては中林塾岡本塾玄泉塾小川塾等があつた。其内で多人數の兒童を收容して居つたのは中林塾であつた。各塾とも其起原は詳でない。

中林塾は塾主を中久保與八郎と稱した。大字野堂魚棚筋にあつた。主として習字を教授して居つた。其父は謡曲を好んで、同師匠をした關係上入門の兒童も多數であつた。常に七八十名以上もあつた。小學校設立の後にも繼續して明治十五年頃までも存して居つた。

岡本塾(塾主の名不詳)も同じ野堂町にあつた。中林塾と同じやうにお家流の習字を教授して居つたが、生徒は僅々二十人位であつた。暫時で廢止した。

玄泉塾は塾主を山口市三と稱し同じ野堂町菜ノ市筋にあつた。主として習字と素讀を教へた。兒童數は四五十名位

であつた。省三は蒼湖と號した。代々寺子屋を開いて居つた。彼はお家流の書法を良くし、又挿花茶道にも通じて、近村からの兒童の來學したものは三千にも及んだと云ふ。明治三十年、齡古稀に達したので、十一月に門弟等、爲めに杭全神社に宴を張り、其徳に報い、又満願寺中に報徳碑を建てた。

小川塾は塾主を小川數之助と稱した。大念佛寺南門(裏門)の傍にあつた。元は醫師として大念佛寺が招き寺内に居らしめ、間もなく門外に移居した。一番校の開校と同時に閉塾した。

二、明治大正時代

平野尋常小學校 明治五年八月太政官布告第三百十四號を以て學制が布かれ、全國に統一した教育が施されることになつた。同令に基いて早くも十一月三日には舊古河藩陣屋址に於て第一番小學校を開設した。是住吉郡に於ての最初のものであつた。當時全國を八大學區とし、每大學區を若干の中學區に分割し、每中學區を若干小學區に分つた。本町は第三大學區第三中學區小學區番不詳に屬して、學區域は本町舊七ヶ町と今林・新在家・今在家・中野・砂子・鷹合・湯谷島の各村と郡外の鞍作・正覺寺・四條・大地・伊賀加・西足代の各村、即ち七町十三ヶ村の聯合區であつた。當時校長の名がなかつたが、(十六年二月乙第十六號で校長訓導準訓導助教の名が定まつた。)其職に當つたものは村中で、又同月教師に任命されたものは

句讀教師	山本 廣	句讀教師	中村 中	助 教	篠原 左一
訓導補	山口省三	助 教	山口圭一	算術教師	杉本 忠幸
助 教	高橋 慶一	算術教師	河原 雅訓(六年二月任命)		

であつた。學科は今詳でないが、讀書・算術・習字が主要なものであつた。此時代の學校經費を見るに

明治五年	九九一圓	同 七年	六三〇圓	同 八年	五四四圓	同 九年	四六四圓
同 六年							

であつた。七年六月鷹合村は分離して同村に第三番小學校を置き、同月中野村・湯谷島村・砂子村も分離し、連合して第四番小學校を中野村に置き、八年五月今林村・今在家村・新在家村は分離して新在家村に八番小學校を置いた。郡外六ヶ村分離獨立の年月は今詳でないが、既に郡域を異にし管轄の異なつて居つたことであるから分離も早かつたと思はれる。創立當時の生徒數は詳でないが、九年一月一日調では總數四百三十三名で、内男生二百三十四人、女生百九十九人であつた。十年十二月校名に番號を附することが廢されたので、平野小學校と稱した。十一年七月私塾中林塾・玄泉塾(共に野堂町にあつた、寺子屋参照)を本校の分校としたが、年月不詳本校に併合した。十六年四月又舊中林塾の中久保方に東分校を置き、脊戸口町の杉浦靈瑞方に西分校を置いたが、此も十月には本校に併合した。是より先き十二年九月、教育令が公布されて、五年の學制は廢止された。十三年十二月に又同令が改正された。新令では地方長官の指示に従つて置くところの小學校は公立小學校と稱し、各小學校區域内には町村長及び其他を以て組織する學務委員を置き、地方長官の指揮を受けて其區内の教育事務を執行することとした。學期は三ヶ年以上八ヶ年以下で、學童の年齢は六歳から十四歳までとし、その父母又は後見人は尋常科程を卒らぬ間は已むを得ざる事故あるに非ざれば毎年一定日數以上兒童を就學せしむる責任あるものとした。此時平野郷は住吉郡第一學區に屬した。第一學區は平野郷七ヶ町・今林・今在家・新在家・中野・喜連・湯谷島・砂子・鷹合・北田邊・南田邊の各村を其區域とした。十五年二月府甲第六十七號で小學教則が改正され、初等・中等・高等の三科に分たれ、修業年限は初等中等は各三ヶ年、高等は二ヶ年、通じて八ヶ年と定められた。又初等中等は各六級、高等は四級に分けて各級の修業年限は六

ケ月とした。三月一日乙第二十四號で學務委員職務心得が定められ、其擔當學校へ毎日出勤すべく、教員任用を申請し、教員生徒の勤怠品行を監視し、試験には列席すべく、又學區内の私立學校を巡視し、教科不完全の私立學校の児童を差止むることを得るものとした。第一學區内の委員は三人と定められ、十六年十月二十四日其分擔校を定められた。此時の委員は

平野小學校 末吉平三郎 山本忠友

喜連小學校 山本忠友

新在家・南田邊・北田邊三校 橋 權右衛門

であつた。當時末吉氏は校長で學務委員を兼務して居つた。翌年各校一名と定められた。

(平野) 末吉平三郎 (喜連) 服部儀左衛門 (新在家) 仲田小左衛門

(南田邊) 橋 權右衛門 (北田邊) 三杉長兵衛

十八年七月學區を東成住吉郡役所部内第四學區と改められた。其區域は平野・新在家・北田邊・南田邊・豊・喜連の六校であつた。八月教育令が改正されたので學務委員を廢し、其事務が戸長に移された。此時平野校の教員は十名であつた。十六年十月の月給は最高九圓五拾錢最低壹圓五拾錢、合計六拾壹圓五拾錢外校長給貳圓五拾錢、十七年十月は最高拾貳圓最低貳圓、合計五拾八圓外校長給貳拾圓であつた。十九年四月小學校令が布かれて從來の三科制は廢止せられ、尋常高等の二科とし、各科の修業年限は四ヶ年とし、地方の状況によつて別に三ヶ年の簡易科を置くことゝなつた。十一月府令第三十二號で小學校の設置區域及び位置が定められた。即ち從來の學區域は廢止され、一戸長管理部内の町村を以て學區となすを原則とし、又一學區若しくは數學區聯合して高等小學校を設くべきものとした。小學校令は二十年四月から實施されたので本校は尋常科程とし、平野尋常小學校と稱した。二十二年

五月一町村區域を一學區とした。二十三年十一月教育勅語謄本を下賜せらる。(御影下賜年月不詳)二十六年三月小學校令改正せられて學區は廢止せられ、校名は其町村名を用ゆる事になつたが、本校は校名に變更を來すに及ばず舊稱を用いた。以て今に至つた。四十二年二月十五日から家貧で晝間就學し能はざるものを特別児童として夜間教授することにした。

本校には積立金あつて明治十六年十二月の現在金五百六拾參圓拾八錢四厘、公債證書千參百七拾五圓を有した。十七年四月に小學校積金取締を置き、聯合會議員中より二名乃至四名を選擧することとし、五月同積立規定を定め、七ヶ町内の地所建物賣買の四十分一金を徴して、之を積立るものとした。其徵集は戸長之に當つた。十九年十二月末積金貳千貳拾參圓七拾錢七厘であつた。右積立規定廢止の年月は不詳なるも、同積立金は二十七年二月の校舎改築に支出した。其時の積立は公債千五百五拾圓平野紡績社債八百圓・同株券參百圓であつた。(一七九頁参照)

校地は舊古河藩陣屋址で明治十六年十二月現在に於て殿堂町三九〇一・二番の宅地五反一畝十六歩、同三九〇三・四番の畑地五反二畝二十一歩であつた。現在は二千二百坪七合五勺内運動場九百坪・庭園五百七十七坪、校舎は現今二階建二棟・平家建六棟・雨天體操場一棟である。校舎造建の沿革を擧げると、明治五年教室一棟(費用壹千壹百六拾四圓餘)七年十月教室一棟(費用壹千五百五拾參圓餘)を新築し、九年十月教室一棟(費用六百貳拾參圓餘)十七年四月裁縫室一棟を改築した。十八年十二月増築した。(其建物不詳)二十一年八月三十日暴風の爲め校舎一棟(坪數七十四坪)顛倒した。二十七年二月校舎大破の爲め全部改築の工を起し、二十八年二月落成した。校舎建坪二百二十四坪(費用五千貳百七拾六圓餘)。三十三年五月校舎一棟二教室(費用壹千參百六圓餘)卅五年四月同上三教室(坪數八十六坪費用貳千參百七拾圓餘)三十九年六月同上(坪數八十三坪五合費用貳千四百七拾壹圓)四十一年六月裁縫教室(坪數五十坪費用

壹千六百圓)四十三年五月校舍一棟(坪數四十四坪費用壹千八百七拾圓)を増築し、四十四年十二月雨天體操場一棟(坪數百一十一坪費用貳千貳百五拾圓)を新築した。大正三年八月木造平屋建(坪數九十坪費用壹千九百四拾八圓)を移轉し、木造二階建一棟(坪數百十坪費用壹萬九百貳拾貳圓餘)を新築し、表門を改築し(費用參百五拾壹圓餘)附屬建物兒童便所傳廊下等を改築し、其他設備費雜費を合せて總壹萬六千六百貳拾八圓餘を要した。就學兒童の増加に伴ひ自然學級を増設したが、校舍狹隘で全部兒童を收容すること出來ず、止を得ず七年度に於て十學級六百餘名の二部教授を行つたが、八年五月二十八日町會の決議を経て校舍を増築した。十月に附帯工事共竣工した。(費用參萬七千五百七拾貳圓)卒業生の初て出た年次は不明であり、又爾來卒業生數等は今日となつては詳にし難い。其内知名の人物となつた人も亦少くないが、是も全體に亘りて詳にしがたい。進んで東京京都の兩帝國大學を出たものも多い。又學位を得て居る人は醫學博士に濱田健男があり、實業界に於ては大日本紡績株式會社重役の松本宗十郎があり、軍人としては陸軍中佐に鹽川熊次郎がある。

第一番校創立以來ノ校長并代理者表

在職年代	校長又代理者	氏名	在職期間	在職年代	校長又代理者	氏名	在職期間	在職年代	校長又代理者	氏名	在職期間
自明治五年至明治六年	代	中村	中	明治七年	代	山本	廣	明治八年	代	山口	省三
自明治九年至明治十二年	代	浮田	博	明治十二年	代	小林	近道	自明治三年至明治五年	代	山口	八三郎
自明治十六年至明治十九年	校長	末吉平三郎	四ケ年	自明治廿年至明治廿七年	校長	水野富三郎	六ケ年	自明治廿七年至明治廿九年	代	土橋	季三
										杉浦	靈靜
										鹽川	三郎

自明治廿七年至明治卅一年	校長	中野	政次	三ケ年	自明治卅一年至明治卅七年	校長	鹽川市三郎	七ケ年	自明治卅七年至明治卅九年	校長	林	健次郎	七ケ年
自明治卅五年至大正七年	校長	中野	政次	三ケ年	自明治卅七年至大正九年	校長	鹽川市三郎	七ケ年	自明治卅九年至大正十年	校長	川勝	一雄	七ケ年
自大正十年三月至昭和二年	校長	高山	作治	五ケ年十一月	自大正十年一月至大正十年二月	代	橋	光	照				

平野尋常小學校學級兒童經費表

年次	學級		計	兒童數		平均數	卒業生		經費
	男	女		男	女		男	女	
明治二十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	五八〇
明治三十年	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二四一
明治三十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	二、五八五
明治四十年	—	—	—	—	—	—	—	—	二、六三三
大正元年	—	—	—	—	—	—	—	—	六、七九
大正六年	一五	三	一八	七四	一、三二	八	九	一七〇	一〇、三三四
大正十一年	六	六	一六	七三	一、八七	一〇	一〇	一四八	六、五五
大正十一年	六	六	一六	七三	一、八七	一〇	一〇	一四八	六、五五
大正十二年	六	四	一〇	八三	一、八七	一四	一五	一七〇	六、五五

大正十三年 五 三 三 三 * 九六 八五 一八三 一八〇 一四 一六 二七 三六、四五

○*印は特別夜學生である、記入ないのは不詳。

杭全高等小學校 明治二十年四月小學校令實施の結果、従来の平野小學校は尋常科程となつたので、別に高等科小學校を置くこととなり、同校内に平野高等小學校を置いた。是本校の創始であつた。翌年四月郡長管理の下に東成住吉二郡を五區に分ち各區に一高等科小學校を置いた。即ち本校を以て住吉郡^{東成}第四高等小學校とした。翌二十二年七月郡長管理の高等小學校は廢止することになつたので、平野郷町・北百濟村・南百濟村・田邊村・喜連村の五ヶ町村組合で平野郷町泥堂二二番屋敷(平野校)に高等小學校を設置した。校名は杭全高等小學校とし、教員は訓導三名月給拾參圓 兒童數六百九十名 男三百四十名 女三百五十名 を以て開校した。同月五ヶ町村共同處分に關し組合の規定を設けた。某年某月、中河内郡の加美村・巽村が本組合に加入した。三十九年五月二十三日附設杭全裁縫學校を設置した。其後著しき變更なくして今日に至つた。

就學兒童及經費表

年次	在籍 日々出席 兒童數		平均數		經費				
	兒童數	平均數	經費	兒童	經費				
明治廿二年	八四	三元	明治四十年	四七	三、四〇	大正十一年	三〇	三六	二、五四
明治三十年	二八	一五	大正元年	一四	一〇	大正十二年	三九	三五	二、八七
明治卅五年	二六	一五	大正六年	二〇	一〇	大正十三年	三六	三五	三、五五

組合費分擔表

年次	大正七年度		大正十三年度		大正七年度		大正十三年度	
	經費	兒童	經費	兒童	經費	兒童	經費	
平野郷町	一、七六〇	一七	四、九九	一四	一五	一五	六八	
喜連村	二五〇	一〇	四九	一七	九	一〇	四九	
北百濟村	二七三	一六	九四	一〇	一四	一四	三〇	
南百濟村	一三三	一四	五三	一五	一四	一四	一五	

平野實業補習學校 本校は明治三十九年七月六日平野尋常小學校内に附設し、平野尋常小學校附設實業補習學校と稱した。小學校に附設してあつた夜學校を前身とする。學科目は商工業・修身・國語・算術で、修業年限は三ヶ年であつた。學級數二、教員數三名、生徒數その卒業生は左表の如くである。

年次	生徒數		卒業生		
	生徒數	卒業生	生徒數	卒業生	
明治三十九年	一三〇	一	明治四十年	一三〇	一
明治四十二年	一四	元	明治四十三年	一四	一
大正元年	二	二	大正二年	四〇	一
			明治四十一年	一五〇	四
			明治四十四年	五	一

明治四十四年以後かく激減したのは特別夜學校新設と共に實業補習學校入學規程を改正した結果である。校長は本校長の兼務であつた。町の大阪市編入と共に廢校となつた。

私立學校 明治十八年三月平野西脇町に藤澤南岳が經營する大阪の泊園書院の分院を置いて漢學を教授した。南岳は合翠堂の講師であつた東咳の子である。此時代には同堂の餘黨の猶存するものがあつて、其分校を設置したもの

であらう。翌十九年十月大阪東區農人町の親愛學校の分校を泥堂町に設置した。同校は英學を教授するを主旨としたもので、此の分校は本町に於て英語教育の創始であつた。泊園書院分院・親愛學校分校共に廢止の年月は詳でない。泊園書院分院は六七年間も繼續したと思はれる。小學校令に準據して設立したものは私立三餘學校がある。

三餘學校 明治三十三年四月一日大字泥堂の平野紡績株式會社内に設立したところで、同工場職工中義務教育未修了の者を收容して尋常小學の課程を終へしむるを目的とした。六月廿二日大阪府知事から設立認可があつた。課程は尋常小學科(修業年限六ヶ年)裁縫專修科(修業年限三ヶ年)とし、隨意科として生花・茶湯・作法・割烹を教授した。經費は凡て會社より支辨し、授業料は一切徴集せず、凡ての學用品は教科書に至るまで全部會社より貸與した。會社は其後攝津紡績株式會社に合併し、又尼崎紡績株式會社と合併大日本紡績株式會社と變更したが、學校は依然存續して居つた。(昭和三年廢校)生徒は常に百四五十人を收容して學級は四學級に編制してあつた。

私立幼稚園 大正九年十二月十日泥堂宮町滿願寺内に創設した。同寺前橋清椽の經營であつたが、同氏死去の後は小林大嚴之に當つて居る。學級は二とし、兒童數は五十名で、教員は三名である。

教育關係團體

平野郷町教育會 明治十九年十一月東成住吉兩郡私立教育會を設け、郡内各學區に支會を置いた。當時五學區に分割された。本町は第一學區に屬し、區内を區域として第一支會と稱した。會員は本會に同じ。支會に長一員理事一員を置き、本會長の監督を受けた。毎月第三日曜日を定期會とした。(會費月貳錢)其後教育會として活動するところがなかつたが、新一町内を以て組織することになり、同四十四年五月十八日本會が創立された。其事業としては講演會通俗談話會・學齡兒童特別教授の補助・平野小圖書館の設置・風俗矯正・貞淑會設置等である。現任町長を會長と

し、小學校長を副會長とし、幹事評議員若干名を置き、事務所は平野小學校内に置いた。經費は會員の會費・町補助金及び其他の収入金にて支辨する。會員百八十二人、年經費參百參拾圓大正十三年基本金を有せず。

平野郷町青年團 大正四年十二月十二日御大禮を記念し奉つて發團式を舉行した。團員修養研鑽の效果著大であつたので大正七年二月十一日大阪府から表彰された。團員は猶内務文部兩大臣訓令の徹底を期する爲め、補習學校に學び、青年夜學部を開設し、又體育鍊武場を設けて體力を鍛鍊し、社會公共事業を起し、大正八年二月に本團附設の通俗圖書館を設置し、大正十三年度に於て修養機關雜誌を發行した。常に精神講話會講演會講習會運動會の開催又は參加し常に活動を怠らぬ。支部は野堂・流・市・市第二・泥堂・脊戸口・西脇・馬場の八支部とし、町長を團長とし、小學校長助役を副會長とする。團員數一〇五二人、幹事數一四八人、經費一八三〇圓、基本金農工債券七百圓勸業債券九拾圓大正十三年を有する。維持法は町費補助金百圓及び寄附金を以てする。

平野郷町貞淑會 大正五年五月二十一日發會式を舉げた。本町の婦女子が教育勅語の趣旨を奉體して淑徳を修め常識を養ふを目的としたもので、本町在住の十二歳以上二十歳以下の婦女子を正會員とし、本町現住の名譽職の婦人青年團の支部長婦人等の二十一歳以上三十歳以下の婦女子を特別會員とした。本會は町教育會に屬して居るので會長副會長は教育會の會長副會長が兼ねて居る。

第七章 警備 附災害

鶴橋警察署平野郷分署 本町に於ける巡查交番所設置以前の捕亡吏や邏卒時代の事は今詳細にすることが出来

ぬ。明治十年十月三日、住吉警察署が設置せられたと同時に、その所屬として本町に巡査交番所が置かれた。此が警察署の濫觴であつた。交番所の位置は今詳でない。十三年三月五日交番所を廢して住吉警察署平野分署と改稱した。十四年四月一日八尾警察署の所屬に、十九年四月一日天王寺警察署の所屬に移された。三十年四月一日獨立して平野郷警察署となり、今福・住吉二分署を所屬とした。四十年四月一日住吉分署を廢して住吉警察署とした。大正二年四月一日鶴橋警察分署が置かれたので、本署所轄の鶴橋町・小路村・生野村及び今福分署に屬した中本町・南新開莊村を分割して之に移した。大正三年四月一日平野郷警察署は廢止され、鶴橋警察署の分署となつた。(十四年十月一日平野警察署となつた)廳舎の位置は交番所時代のことは詳でない。明治十四年九月泥堂町四三三八番地全興寺地一畝二十歩を借地し、廳舎を新築し此月落成した。新築費設備費等は全部七ヶ町民の寄附であつた。

寄附金六四三圓四二

内譯 野堂 九二四九八 流 五一、一〇 市 一一〇、〇〇 春戸口 三五、四〇 西脇 一一九、二〇

泥堂 一一六、五五 馬場 一〇八、一九

支出 新築費 四九四、七〇五 附屬品 八八、八三一 舊屋買收 三五、〇〇 雜費 二四、八八四

外ニ 監倉郷中の寄附

三十一年十一月二十五日大字泥堂一番地に新築移轉した。敷地は町有地九畝廿二歩泥堂字殿堂一畝五歩、學を寄附した校敷地の内八畝十七歩のである。以て現今に至つた。(町名改正宮町無番地)廳舎は平屋建八十五坪餘、大正十一年六月署長官舎(瓦葺二階建十五坪)を新築した。

職員配置は明治十四年八尾警察署所屬となつた時に警部補一人巡査七人、十九年天王寺署の所屬となつた時巡査

一人を減じ、町村制施行に伴ひ、又舊に復して七人とし、三十年一署として獨立した時に警部二人巡査十三人雇三人となつた。四十三年以後の配置を表示すると左の如くである。

年次	警部		巡査		本署		野堂		駐在所		其他		計
	署長	補	部長	巡査	本署	野堂	野堂	駐在所	其他				
明治四十三年	一	一	二	四	四	四	一	一〇	一	一	一	二三	
明治四十五年	一	一	三	四	四	四	一	八	一	一	一	二三	
大正二年	一	一	二	三	三	四	一	六	一	一	一	二七	
大正三年	一	一	一	二	二	四	一	六	一	一	一	二六	
大正七年	一	一	一	二	二	四	一	七	一	一	一	二六	
大正八年	一	一	三	三	三	四	一	七	二	二	一	二六	

八年後異動なし。

巡査駐在所は平野郷本署であつた時は

名	稱	位	置
喜連村	巡査駐在所	東成郡喜連村	
加美村	同	中河内郡加美村大字鞍作	
巽村	同	中河内郡巽村大字大地	
小路村	同	東成郡小路村大字中川	

鶴橋村、木野同

鶴橋村、小橋同

生野村同

北百濟村同

南百濟村同

田邊村同

東成郡鶴橋村大字猪飼野

同 郡同 村大字東小橋

同 郡生野村大字舍利寺

同 郡北百濟村大字新在家

東成郡南百濟村大字湯谷島

同 郡田邊村大字南田邊

四十五年四月一日木野・東小橋の二駐在所を廢して鶴橋巡查派出所を置き、大正二年四月一日小路・生野の二駐在所を鶴橋分署の所屬に移し、大正三年四月一日分署と改設された後も本署時代と同一であつた。七年四月一日田邊を田邊町南田邊駐在所とし、更に田邊町北田邊駐在所を置き、七駐在所となつた。巡查派出所は本署時代に大字平野々堂に野堂巡查派出所あり、四十五年に鶴橋村巡查派出所を置いた。同時に同村に巡查部長出張所を置き、部長一名を詰員とした。大正二年四月一日同村巡查部長出張所を廢止し、同巡查派出所は鶴橋分署の所屬となつた。大正三年に大字平野泥堂に泥堂巡查派出所を置き、八年度に於て大字平野西脇に西脇巡查派出所を置いた。建物は町費建設大阪府に寄附したのである。

所轄區域は明治十三年分署となつた時は

平野郷 喜連村 湯谷島村 中野村 砂子村 鷹合村 松原新田 猿山新田 南北田邊村
 桑津村 新在家村 今在家村 今林村

であつた。十四年八尾警察署に屬した時には町數七、村數二十八(戶數四七九〇、人口二二一五四)を管轄した。即ち

右の各町村の他に中河内郡に屬した左の各村であつた。

南鞍作村 鞍作村 正覺寺村(今の加美村)

四條村 大地村 伊賀ヶ村 矢柄村 西足代村(今の巽村)

西瓜破村 東瓜破村(今の瓜破村)

住道村 矢田部村 枯木村 富田新田(今の矢田村)

十九年、以上は本署を離れ、舊七町十三ヶ村となつた。(町村制施行後平野郷町・喜連村・北南百濟村・田邊村)三十年警察本署となつて今福・住吉二分署を所屬とし、天王寺署の所轄であつた生野・鶴橋・小路の三村、住吉署の所轄であつた天王寺村を本署に移した。四十年住吉分署が本署を分離して獨立したので、天王寺村は所轄を離れた。四十一年五月一日八尾警察署所屬の加美村・巽村を本署所屬とした。大正二年鶴橋署を置かれ、今福分署も分離したので、所轄は平野郷町・喜連村・南百濟村・北百濟村・田邊村・加美村・巽村七町村となつた。

所轄區域戸口表

年 度	戸 數	人 口	年 度	戸 數	人 口
明治十四年	四、七九〇	三二、一五四	大正二年	五、四四七	二四、四八五
明治十九年	二、九六九	一四、六五五	大正七年	五、六六一	二六、五二一
明治二十四年	三、二七七	一五、五三二	大正十二年	八、五三二	三八、七三三
明治三十年	四、六六九	二二、五九四	大正十三年	九、六七九	四四、三九四
明治四十一年	六、六三三	三三、一七四			

平野郷町誌

所轄區域戸口表

大正十三年四月一日
現在各町村別

戸数	男	女	計	派出所	駐在所	巡查數
平野郷町	三、六四戸	八、三六八	八、六七九	一七、三三九人	三	一
喜連村	四三	一、〇三三	一、〇七六	二、〇三三	一	一
南百濟村	七〇一	一、五三六	一、四八八	三、〇一四	一	一
北百濟村	六三	一、二七七	二、一六九	四、三六六	一	一
田邊町	二、七三	六、二二七	五、九七七	一三、一四四	二	二
加美村	六四	一、四七七	一、四八五	三、〇三一	一	一
巽村	五七	一、五九	一、五一一	一、五一一〇	一	一
合計	九、六七	三三、三七	三三、〇八七	四、三六四	三	七

○右表中朝鮮人戸數五〇、人口三五〇あり。

分署長表

官職氏名	任命年月日	官職氏名	任命年月日
警部 池田龍五郎	不詳	警部 岡田勝次郎	不詳
同 工藤吉之助	同	同 北原兼彦	同
同 武藤剛	同	同 永井喜一郎	同

警部 猿渡次郎	明治三十八年六月	同 田島勝藏	大正三年四月一日
同 小野 静	明治三十九年三月三十一日	同 信永良助	同 四年八月十二日
同 西村幹一	明治四十年六月二十日	同 武市壽一	大正八年四月二十一日
同 豊田兵四郎	同 四十一年六月二十日	同 石崎謙治郎	同 十一年一月二十一日
同 星加 彰	同 四十二年三月十八日	同 岸本 潔	同 十一年十一月四日
同 渡邊直重	同 四十三年四月二十一日	同 増田政一	大正十三年七月十七日
同 小原小四郎	同 四十四年三月二十七日	同 高尾太喜郎	同 十三年十二月十三日
同 木村森藏	同 四十五年七月十一日		

消防 本町に於ての消防組設置以前の消防方法は何等組織的のものではなかつた。舊藩時代からの習慣で、各大字内とも有福の家の入口前に長一間幅三尺位のレンマ石(人造石)の水溜あり、器具としては水鐵砲と稱する手押ポンプ大團扇、籠製黒塗の水籠があり、事のあつた時には附近の者が相集り來つて、此等の器具で消防に努力したのであつた。

消防組は明治三十二年の設置である。定員は四十名で、即ち組頭一名、小頭二名、機關手二名、消防手三十五名から成り立ち居る。従來町内の適當なものを選んで消防手としたが、近年在郷軍人の中から選任することにした。三十二年三月一日に腕用ポンプを購入し、四十四年には蒸氣ポンプ(千八百圓)を購入した。毎月一回十五日を以て定期演習日とし、組員出動し、非常時に備へる爲め、所轄警察官出張し、其指揮を受けて訓練を怠らぬ。年中行事の一として一月四日に出初式を舉行し、平野警察署管内の喜連村・田邊町・加美村の消防組と競技をなして居る。重なる備

附器具は佐藤式復動二聯式蒸氣唧筒(十二馬力)一臺・腕用ポンプ一臺・ホース車二臺・消防旗一旒・其他の附屬品である。

組頭表

西山嘉兵衛	明治三十二年任命
宮崎晋吉	?
中井松次郎	?
奥田彌三郎	?
久川巳之助	大正五年四月任命
工藤市藏	同 九年三月任命

災害 元和元年の大阪役には大阪兵の放火に遇ひて全町殆ど亂暴せられ、神社佛閣を始め民家は大半烏有となつた。其慘害に對する委きとは詳でないが、杭全神社・大念佛寺は其害を被つた。多分西北部の民家は焼失したのであらう。其後災害について委しきことは今記録を得ぬが、實永四年十月四日午の下刻の大地震には、杭全神社の鳥居を始め民家建物の倒壊が多かつた。民家は總數八十八軒、(此人數四百四人)で、即ち町中から救護として拜借米を願ひ出て三十六石餘を貸與された。實永六七年の兩年に返納した。實曆六年六月五日大雨大雷で河泉兩國に互つて雹が降つた。又九月十六日には大雨で淀川筋は大洪水であつた。平野地方までも及んだであらうが、又記録が見當らぬ。明治二年十二月九日には平野大火で家數三百軒餘焼失した。何の方面であつたかは詳でない。

明治維新後に於て災害の著しきものは明治十六年と大正十三年の旱害で霖雨期即ち六月以後に於てさしたる降雨な

く、旱天打續いたこと百日以上で、飲料水は欠乏し、耕作は大部分收穫皆無であつた。(大正十三年には幸に上水道が布設されてあつたから、飲料水には事缺くことが無かつた)大正十三年も亦同様の旱天で農民は收穫皆無の爲め悲惨の状態にあつたことは前回に異らぬ。本町内免租となつた反別は七十一町四反四畝二十一歩であつた。明治十六年は免租の規程が制定される以前で其被害反別は詳でない。

本町は四周に堤防を廻らして居つて、古來水害がない地方と誇稱して居つた。徳川時代に於て四方の堤防が嚴重に守られて居つたのであつたが、明治時代となつては其制もゆるんで、水害の慘害を被ることになつた。明治十八年六月中旬と下旬との兩回に大洪水の襲來を受けた。連日の大雨で淀川筋の河内枚方町下流に於て堤防が決潰して濁流はすさまじい勢で、得庵堤を破壊し、遂に本町にまで襲來したのであつた。西北部の人家は床下に浸水し、耕地は一面の湖水と化し、交通は船舶に依り、一時は大阪市との交通全く杜絶し、漸くにして迂回して僅に連絡を採つた。其後は浸水を受けたことがあつても大なる被害はなかつた。

火災は大なるものはない。二年又は三年位に一戸又は半戸の焼失がある位である。明治三十一年五月二十八日大念佛寺の本堂以下二十餘棟の焼失したのは明治時代に於ての大火であつた。

明治二十四年十一月二十四日岐阜愛知兩縣に於ての大震災には、當地方も其餘波を受けて杭全神社の大鳥居及び燈籠二三基倒壊したが、其他には人家に於ての被害はさしたるものはなかつた。

第八章 衛生

医療 平野郷には平野薬の名を得た奥野家の産後薬があり、又土橋家に元補丹があつた。共に明治維新前に於て有名なるものであつた。奥野家の遠祖覺舜は親鸞の關東北越に於ける化導に隨行し、歸洛後も其旨を奉じて四方に説教したので、奥の坊と稱したといふ。七代西舜の時に本願寺が財政困難に陥つたので是を整理し、本願寺經譽から其賞として親鸞以來の祕方として本山で病者に授與して居つたところの祕方を傳授せられ、醫を業として傍攝河二州を教化せよとあつたので、當町に移住し來つたといふのが今の奥野家の祖先であつた。今から凡二十代許以前のことである。是が本町に於ての醫師の始であらう。産後薬は胎調湯といふのが本稱である。奥野家は其後宗順・清順の兩家に別れ、宗順の家では藥袋に朱印を用ひ、清順の家では黒印を用いた。今日存するところは清順の後裔である。土橋友直は含翠堂を經始したので有名である。(第六章教育参照)泉州貝塚の利齋家に生れて土橋家の養子となつた。京に出て後藤養庵に學んで醫となつた。利齋家は代々賣藥を業として居つたが、友直が土橋家に入つたので、又其練藥元補丹を傳へて販賣することにした。元補丹は補血藥として用ひ、痰咳に効がある。友直の後、七郎左衛門道雪、又後藤香川の醫方を修めた。(文政五年十二月二十三日歿)又桐木昌元といつた醫者もあつたといふ。其居所は今に桐木小路の名がある。明治時代となつて開業醫の始は泥堂町濱野三平であらう。野堂町篠原左一も其頃の開業醫であつた。

本町では種痘は維新前に行はれて居つて、安政四年の五月に末吉平三郎は息平藏を伴ひ大阪に出て除痘館で種痘を



末吉平三郎氏藏

竪一七・六種 幅四・八種

裏面ニ安政四丁巳歲五月二十六日種痘

平野末吉平三郎殿令息平藏二歳

受けしめた。明治三年に種痘法が施されたが、此頃主として町民が受けた醫師は本町在住のものでなく、長瀬村大字衣摺に中村といふ洋醫があつて衣摺の先生で知られて居つた。彼に就いて受けたものがあつた。又八尾町字菅根に山田といつた洋醫あり、彼からも受けた。其後本町の濱野三平・篠

原左一本町に於ての種痘を擔任した。(篠原の種痘官任命の辭令は明治九年である)

明治十二年の大坂府下に於てのコレラ流行は最も劇烈であつたことは世人の普く知る所である。最初は汽船の大分縣に渡航した時に該船の水夫が該病に罹り、歸阪したのが起因で府下に蔓延した。五月十六日に發生し、十二月二十七日に終熄した。患者總數九千四百二十三人内死者七千三百九十一人で、住吉郡に屬するもの患者二百四十九人、死亡百七十三人、全人口二二〇八四人に對して千分比は一〇・七二であつた。此慘害に對して本町の防備は九月に豫防掛を置き、日々二度受持部内を巡視し、患者のあつた時は巡查交番所及び戸長役場に申告して、該當吏員と共に消毒豫防法を行はしめた。患家には他人の出入を禁止し、晝は一人、夜中は二人の番人を置き、日に三ヶ度石炭酸を散布し、戸外の番所には臺提灯を置いた。又諸商人の入込むものを禁止する爲め、町外に通ずる從來の各門に番人を置いた。十二年下半期の患者不詳、死亡は五人であつた。豫防掛は人民惣代を以てし、伍々長(三十九人)を同掛心得とした。

明治十三年四月五日大阪府天第四十九號で從來の府廳及び郡區役所の衛生事務擔當の吏員を廢し、町村の公選で民間から衛生委員を選擧し、戸長を助けてその町村の衛生事務を取扱はしめた。此は各町村に於て實際人民に接し世話するものでなくば實情徹底し難しとの主意に出たものである。委員の選出方法は毎町村(舊)に一人とし、普通の法則に基いて選舉し、選舉人・被選舉人同格とす、任期は各町村で定めて、選舉人が改選を要求せぬ時はそのまま、次の任期を繼續し、戸長で當選狀を發して郡區役所に報告すべきものとした。又傳染病猖獗の場合には町村會の公選で臨時衛生委員を置くものとした。本町でも七人の衛生委員を選擧したが、其廢止の年月は詳でない。二十四年九月に衛生組合規約を設けて人民各自の健康を保全し悪疫豫防を目的として衛生に關する諸般の設備をなすこととした。十戸以上三十戸以内を一組とし、毎組に組長一名を置いて組合中の取締をなさしめた。併し何等活動するところがなかつたので有名無實に歸してしまつた。

大正六年痘瘡流行の兆があつた時、學校兒童の希望者に臨時種痘を行ひ、次で三月に入つて蔓延するを見とめたので、遂に臨時強制種痘を斷行した。併し幸に發生患者は計六十三名で中死亡は二十二名(男十三名・女九名)であつた。此後は年二回に互つて種痘を勵行して居る。七年九年流行性感冒の流行には本町には公私協力して豫防に努めた結果慘害を受けるに至らなかつた。その大正六年より十三年に至る間の患者數を見るに六年一名、七年二名、八年三名、全國に最も流行して猛威を振つた年の九年で二十一名、十年で九名、十一年十二名、十二年無、十三年四名であつた。

種痘成績表

年次	區別	公種		私種		未種痘人員
		接種スヘキ人員	善感人員	善感人員	不善感人員	

年次	區別	公種		私種		未種痘人員
		接種スヘキ人員	善感人員	善感人員	不善感人員	
大正四年	第一期	第一回	二九四	二七	七	二九四
	第二期	第一回	三三	三三	六	六
大正八年	第一期	第一回	二九〇	二	二	二九〇
	第二期	第一回	一八八	一四七	一四	一四
大正十二年	第一期	第一回	四六〇	四〇一	三	四〇五
	第二期	第一回	三六二	二	九	九
大正十三年	第一期	第一回	四〇六	三三	二	三三
	第二期	第一回	三三	二	二	二

死亡者體性原因表

病名	明治三十五年		大正四年		大正八年		大正十二年		大正十三年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
麻刺利亞	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
麻疹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
百日咳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
流行性感胃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
脚氣及乳兒脚氣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徽毒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
癩病	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他ノ傳染病及傳染性獸疫	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
先天性弱質及畸形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
老衰	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
癌腫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
癌腫以外新生物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
榮養變調ノ疾患	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
皮膚及筋肉病	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
骨及關節ノ疾患	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

病名	明治三十五年		大正四年		大正八年		大正十二年		大正十三年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
血行器ノ疾患	9	9	6	9	9	5	2	4	2	5
腦膜炎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
結核性腦膜炎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
腦充血、腦出血、腦軟化	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
摘胎妊娠及産因セサル子癩	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
其他神經系ノ疾患	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
眼及耳ノ疾患	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
急性氣管支炎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
慢性氣管支炎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
肺炎及氣管支肺炎	2	4	3	4	3	4	3	4	3	4
肺結核	2	4	3	4	3	4	3	4	3	4
肋膜炎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他呼吸器ノ疾患	4	6	3	5	3	4	3	4	3	4
二口蟲病	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
胃ノ疾患	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下痢及腸炎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
脫腸及腸管閉塞	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

同行商人	六	五	四	四	四	四	五	五
理髮業	一	一	三八	三三	三五	三六	三四	三二
湯屋	一	一	六	七	六	七	六	七
飲用水								

井戸 本町の井戸は土地低濕で水質は良好でない。大正三年の調査によると掘井戸總數千二百卅六個、内飲料に適するもの十一、濾過して適するもの二百十四、煮沸して適するもの五、其他の千六個は不適である。従來本町の飲用水は全部掘井戸を使用した。當時に於て大字平野々堂字樋尻松山三番地にある井戸水を販賣配給した。同井戸は井底切炭を敷きつめ湧水の清きこと平野一の稱があり、四時滾々として絶ゆることはない。往時より平野郷醸造酒に使用し、明治二十七年八月二十二日水質検査を受けたが、良好であると證明された。此地は舊士族家敷跡にあつて後に奥野家の所有となつたが、同家より町に提供して町有になつて居つた。其地市街の東端であるので附近四五十戸のものゝ使用する位であつた。其浚渫や修繕には毎に問題を惹起したので、附近の大黒平吉が、問題を未前に防止すべく明治二十八年八月其管理を願ひ出て、町から囑託を受けた。其後同井戸を汲取るもの増加したので、大正四年平山藤吉太田専之助・加賀貞次郎の三人は衛生上の見地より良水の完全なる配給を企て、大阪に於て水質試験を受けしに良好とあつたので、馬一頭、荷車一臺、小荷車三臺と事務員人夫を置き、最初約五ヶ月は殆ど無料にて配給し次で一荷參錢で配給したが缺損を重ねたから、更に馬及大荷車を廢し、小荷車四臺で配給し、水代も時に高下があつたが、最高は六錢であつた。大正十三年に上水道が布設されて配給の必要がなくなつた。(此時吉村町長は三人に四百圓を酬ひ三人は半を四名の配給夫に分ち、半を關東震災の義金とした。)

水道 本町の井戸は殆ど不適のものゝみで、僅かに販賣水の供給を求めつゝある状態は右に述ぶるが如くであり、往時より飲用水には幾多の困苦を嘗め、且又夏季旱魃には飲料に缺くところあるのみならず、防火の爲め各戸外に水瓶を備へ要水を満たして僅に用意を爲す位なれば、一朝事あるときは寒心に堪へぬ有様であり、猶隣接町村が著しき發展をなしつゝあるに反し、本町の遅々として進展を見ざるごときは上水設備なきに因由する所以であるとも見る事が出来る。従つて水道は永年の懸案で、松山池附近を水源地として計畫を立てたが、水質に於て缺けるところあり、或は私設會社より敷設の願出があつたが、其規模は小さく、完全な給水の見込がなく實現しなかつた。かくては大阪市から給水を受けるより他に途がないが、さりとて逐年物價は騰貴し諸経費は膨脹し、到底町費でその多額なる敷設費は支出することは難事であるが、時勢の進歩に伴ひ、最大急務たる保健や防備の爲め、最早此事業を延期すること能はぬを見とめて、大正十年八月十七日町會に於て貳拾七萬圓を起債して斷行することになった。同年十一月十八日大阪市と給水に關する契約を締結し、十一年三月三十一日内務大藏兩大臣から起債に關する認可を得たので、四月十四日に起工式を擧げ、二十一日鐵管敷設工事に着手し、十一月二十三日大部分の工事が完了したので通水式を擧行した。

現状 幹線は大阪市南區天王寺阿部野橋より市電車線路に沿ひ、寺田町停留所前に至り、東折し新奈良良街道より本町内に入り、四方に分岐して居る。其他五十間内外に防火栓を設けてある。其數八十二、私設七ヶ所である。

左に鐵管の種類及延長を掲げる。

送水管

内徑 十二吋 二千五百三間二分

内徑	十二吋	五十八間
同	九吋	二百九十九間八分
同	八吋	百一間九分
同	六吋	八百二十間七分
同	五吋	三百四十二間八分
同	四吋	一千五百四十九間八分
同	三吋半	五千〇二十一間三分

大正十一年度に於ける工事費金貳拾壹萬七千五百六拾圓八拾五錢、給水費金貳萬五千九百四拾貳圓貳拾八錢である。各戸への給水は鐵管洗滌の爲め通水式當日より翌年一月十五日迄無料放水し、其後計量給水とした。一石に對する使用料金左の如し。

家事又は營業用	專用 貳 錢	特別營業	一ヶ月三百石以上使用スル營業	壹錢九厘
	共用 貳 錢	原動力及船舶用		參 錢
湯屋營業用	壹錢七厘	噴水溫泉池用		五 錢
官公署學校圖書館病院用	貳 錢	專用檢家事又は營業用最低限度一ヶ月使用量三十石、	料金	七拾 錢
		特別營業最低限度一ヶ月使用量三百石	料金	六 圓
		共用給水栓一個ニ付一ヶ月最低限度使用量二十石	料金	四拾 錢

給水成績表

年次	水栓數	給水戸數	給水量	料金徴收額	大阪市へ支拂額
大正十二年	專用	六三	六八	六三、五三石	一〇、五四八圓
	共用	一三	六三	一四、六四三圓	
同 十三年	專用	七九	七〇	一〇、三三〇	一
	共用	一五	七〇	三、三二八	

傳染病院

傳染病院は平野病院といふ。本町野堂^{自四七八至四八三}番合併地に在る。明治二十八年五月、本町及び南百濟

村・北百濟村・喜連村・田邊町の五ヶ町村の共同にて平野々堂十五・六番地に隔離病舎（敷地八百五十坪、建坪百五十坪七勺）を創設したが、藁葺であつて既に三十有餘年を経過し、建物は朽廢して患者は入院を嫌忌し、自然隱蔽する傾向を生じて寒心に堪へざる有様なれば、自然改造の議起りて敷年になつたが、財政の關係上實現するに至らず、荏苒歲月を経過した。依て平野郷町として起債して改築するに決し、大正十一年十一月十八日町會の議決を経た。舊敷地は狹隘であるのみならず、民家に隣接して居るので、更に場所を選定することになり、現今の地を卜したのである。敷地面積一千三百十三坪、買收價格壹萬四千參百壹圓、大正十二年十一月二日起工、十三年五月二十一日竣功、建坪二百三十八坪八合、工事請負金貳萬參千八拾八圓餘。六月五日舊病舎より引移つた。起債償却方法は組合五ヶ町村が大正十三年度から二十九年度まで十七年間に毎年金貳千九拾九圓の賃借料を支出して全部完了の上は無償にて組合の所有に歸することにした。設備は病室十五室、内快復期室三室、浴室三ヶ所、初診室、消毒室、死體室、炊事室、食堂、洗濯場、汚物焼却場、退院者更衣室、便所、其他醫務室、事務室、當直室、看護婦室、消毒人夫室、小使室、納家等がある。周圍は煉瓦塀を廻して門は三ヶ所に設けた。傳染病豫防に關する救治必要藥品及び器具、吏員消毒服

等の備付がある。管理者は平野郷町長で、看守一人常住し内外の清潔に努めて居る。
 避病舎組合 右の五ヶ町村の組合で、議員は平野郷町六名、他の四村は四名づゝである。組合事務所は平野郷町役場
 内に置き、組合管理役員は平野郷町長・助役・収入役を以てする、大正十三年経費の分擔は左の如くである。

平野郷町 壹千四百八拾圓
 北百濟村 參百參拾壹圓
 南百濟村 貳百九拾六圓
 喜連村 壹百六拾五圓
 田邊町 八百五拾七圓

本町選出の組合議員は

多治見秀治 吉川忠藏 戎井新助 新家辰次郎 山口貞之助
 武村吉太郎

十四年三月二十五日限組合は解散した。四月一日から大阪市編入の爲めである。

町村別入院患者表

年次	平野郷町	喜連村	田邊町	北百濟村	南百濟村	計
大正五年	一〇	六	一	一	一七	一七
同六年	六七	一	二	一	七〇	七〇
同七年	五	一	一	一	八	八
同八年	一五	二	一	一	一九	一九
同九年	一三	三	五	二	二八	二八
同十年	六	三	一	五	一六	一六

傳染病患者表

年次	赤痢	虎列刺	腸窒扶斯	實扶埜里亞	痘瘡	計
同十一年	九	一	一	一	一	一四
同十二年	六	一	一	一	一	一〇
同十三年	九	一	一	一	一	一五

病名	赤痢		虎列刺		腸窒扶斯		實扶埜里亞		痘瘡	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
明治三十五年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正二年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正六年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十一年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十二年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十三年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

流行性 脊髓膜炎	バラチフス		猩紅熱		合計	
	女	男	女	男	女	男
女	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2	2

墓地及町營火葬場 古來から埋葬の慣習は七名家及び士族の一部の外の町民は全部火葬の慣習で、字權後及び辰巳の兩火葬場は昔時より存在した。いつしか權後は廢して墓地のみとなり、辰巳は平野火葬場と稱して居る。墓地は野堂町字辰巳池の前(一反九畝十八步)一所、市町東川原(一反三畝十步)一所(三畝步)一所である。(七名家の内末吉兩家は杭全神社傍にあり、土橋家は高安村神光寺にある。七名家の内でも火葬に附したのもあつた。)大正十三年四月釋迦堂其他に大修繕を加へ、周圍に生垣を造つた。墓地管理者は町長で、墓地の整頓及埋火葬に關する取扱方を管掌する。埋火葬の直接取扱は墓守(焚夫)をしてなさしめて居る。

- 一、塋地 五 圓
- 二、塋地 拾壹圓
- 三、塋地 貳拾參圓
- 四、塋地 四拾五圓

(一、塋地とは三尺平方で、一、塋地未滿は一、塋地と見なし算定する。)

辰巳墓地に於ける火葬の建物は明治十九年六月從來のものを廢して新築した。火葬料は四十一年までは取扱人(俗に隠亡)の直營で町役場は監督のみであつたが、翌四十二年からは町直營とした。かくて同場も多年の星霜を経たので朽廢したところがあり、火爐は舊式で、死體焼却も完全でなく、輓近戸數の激増に伴ひ、相當設備の必要もあつたので、大正十三年四月二十八日改造を了した。改造の大意は

- 一、火爐 大人坐 棺用 五 基
- 大人臥棺及坐棺兼用 三 基
- 小人坐 棺用 二 基

從來は只火屋の中に穴を掘りたるもの六ヶ所あつて、其の中にて火葬した。改造は新式の煉瓦造りとし、基礎は壁下の部分は「コンクリート」打込みとし、其他は搗き固めの上煉瓦敷積み、表面は化粧タイル張とし、柱型額縁廻りは人造石とした。

二、煙 突 從來火屋の中央に設置してあつたが、火屋の北側に變更した。高さ地盤線五十尺とし、其内法を二尺角の煉瓦造りにして、基礎は深さ五尺掘り下げ、八尺角一尺厚の割栗石を投入して充分搗き固め、六尺八寸角二尺厚の「コンクリート」打込み、其上層を煉瓦積となし、外法五尺角に積み、逐次上部に及ぼした。

三、火葬場入口門 米松尺角を以て地盤線十尺の高さに、柱の眞々九尺とし、根入三尺五寸、根絡みを堅固にし、掘立充分に搗き固めて建設した。其他建造物は洗滌し壁は全部塗替へた。

四、火葬料

等級	大人	小人	備考
第八章 衛生			二二九

特等	拾圓	七圓	寢棺及坐棺用
一等	七圓	五圓	同上
二等	五圓	四圓	坐棺専用
三等	四圓	三圓	同上

但水腫・浮腫又は溺死等の多量の燃料を要する者は、前記料金の外、五割以内の増徴することを得る規程である。
火葬取扱人数は最近のものを擧げると

人員	自大正十二年四月 至同十四年三月	自大正十四年四月 至同五月	自大正十四年六月 至同十二月
	火葬料	火葬料	火葬料
坐棺	一、〇七九・八〇	一四三・六六	七三三・一〇
寢棺	三六・九〇	五五・〇〇	四八六・六〇
計	一、三四四・七〇	一九八・六六	一二一九・七〇

第九章 兵 事

兵役 本町は大阪鎮臺が置かれた時から同鎮臺に屬し、それが師團となり、聯隊を定められた時に第八聯隊に屬し、入營地は同し大阪にある。以後變更あることがなかつた。

明治二十二年三月に大阪憲兵隊平野郷憲兵分屯所が京町三丁目に置かれた。第三管區内の分屯所で、平野郷町附近

を管轄區域とした。職員数は今詳にしがたい、下士上等兵各一名宛の駐屯であつたらう。二十七年十二月二日に撤廢して大阪憲兵隊に併合された。

壯丁の徴兵に關する觀念は往時は戸主は兵役を免ぜられたので、往々他家を嗣いで兵役を避けたものもないではなかつたが、其後國民の義務たることの徹底するや進んで應徴するに至つた。明治廿四年に本町に平野郷町軍人待遇規約を設け、兵事委員を置いて、新兵の入營や歸省した時には町民に代つて百般の斡旋をなすことにした。その費用は町民の寄附に待ち、事業は町長の管理とした。壯丁の入營豫備としては在郷軍人會長又は同副會長は合格者を集めて營内の状態其他に關し懇切なる指導注意を與へて居つたが、青年訓練所が設置せられてから、同所で軍事訓練をなすことになつたので、其事は止んだ。海軍志願兵は地勢上舟楫關係なく自然海事思想に乏しく、従つて志願者が少い。偶志願するものがあつても體格の關係上採用されるに至らぬのが多い。壯丁検査成績は年によつて著しき相異があるが、概して累年同じ状態をつゞけて居る。教育にては無教育者は最近に於て絶無となつた。併しトラホーム患者は増加した。

壯丁検査成績累年對照表

年 次	受檢者 總數	陸軍合格者		海軍合格者		現役	補充	猶豫	不合格
		甲種	一乙	二乙	甲種				
明治十八年度	八六	六〇	二二	—	—	一一	五五	四	一六
同二十一年度	八七	不明	同	—	—	不明	同	同	同
同二十四年度	七〇	一五	一七	—	—	四	一九	一九	二八
第九章 兵 事									
二三一									

平野郷町誌

二二六

福井 一敏	明治九年 一月九日	一八番屋敷	陸軍歩兵上等兵	第四師團後備歩兵第三十八聯隊	日露役、明治三十八年七月二十一日清國木廠病院にて病死
奥野長治郎	明治十年 十一月十一日	西脇九二四番地	勳八等 陸軍歩兵一等卒	第四師團歩兵第八聯隊第八中隊	日露役、明治三十七年五月二十五日清國金州南山にて戦死
日野上龜吉	明治十六年 四月五日	市四八番屋敷	勳八等功七級 陸軍歩兵上等兵	同 聯隊第五中隊	日露役、明治三十八年二月十二日清國盛京省小武鎮營にて戦死
谷川 市松	明治十五年 九月三日	泥堂五五九番地	勳七等功七級 陸軍歩兵一等卒	同 聯隊第六中隊	日露役、明治三十八年三月八日清國官林堡にて戦死
城 清藏	明治十四年 九月十五日	野堂匹四〇番地	陸軍歩兵一等卒	同 聯隊第一中隊	日露役、明治三十八年一月三十一日清國遼陽第三野戦病院にて病死
和田定次郎	明治八年 七月二日	市一八一番 屋敷四號	勳八等功七級 陸軍歩兵上等兵	同 聯隊第四中隊	日露役、明治三十七年八月廿一日清國揚家屯西南高地(轆龍山)にて戦死
岡島虎之助	明治十一年 三月十一日	野堂四〇七番地	勳八等 陸軍歩兵一等卒	同 聯隊第二中隊	日露役、明治三十七年五月二十六日清國金州南山にて戦死
石田 晋吉	明治十五年 二月十五日	西脇一二二番地	陸軍輜重 輪卒	第四師團第十五號陸軍陸上勤務補助輪卒隊	日露役、明治三十七年七月二十六日清國青泥窪兵站病院にて病死
笹野 寅吉	明治二十二年 七月二十三日	春戸口二六一番地	勳八等 陸軍輜重 輪卒	第四師團建築輪卒隊	日露役、大正七年十一月十三日清國滿洲里兵站病院にて病死

明治三十七八年戦役殊勳者人名表 (但本町現住者 大正十四年二月調)

鎌田次三郎	勳六等功五級	本町四丁目	高橋佐次郎	勳六等功六級	濱町三丁目
-------	--------	-------	-------	--------	-------

京 榮三郎	勳七等功七級	元町四丁目	町田喜一郎	勳七等功七級	京町一丁目
平岡 又市	勳七等功七級	元町六丁目	加納精之助	勳八等功七級	元町六丁目
金谷宗三郎	勳八等功七級	本町五丁目	増井政次郎	勳八等功七級	梅ヶ枝町一丁目
辻 政次郎	勳八等功七級	本町五丁目	椿本芳藏	勳八等功七級	京町五丁目
石橋 留吉	勳八等功七級	梅ヶ枝町六丁目	南 甚三郎	勳八等功七級	元町三丁目

在郷軍人會平野郷町分會 明治四十四年八月十五日の設定である。役員は分會長一名、分會副長二名(以前は一名)理事十三名、幹事二名、區隊長八名、班長十六名で、會務を掌理して居る。事務所は平野郷町役場内に置いてある。大正十三年末に於て正會員六百八十四名、名譽會員廿七名ある。會費は正會員兵卒一ヶ年五拾錢、下士壹圓、將校壹圓五拾錢であつて、外に町費補助大正十三年度年額金貳百五拾圓を受け之により經理して居る。主なる事業は入營兵に豫備教育を施し、入退營兵の奉告祭及歓迎をなし、毎年一回戦病死者の招魂祭を舉行し或は講演會、競技會軍隊宿舍の斡旋、現役兵家族の慰問等を行つて居る。その他町村と異て居る點は、消防組員の推選をば本會に於てなし、逐次分會員中より選任して、現今では組員全員は在郷軍人にて組織せらるゝに至つた。尙大火災異變等の場合には、必要に應じ何時にても出動し得るやうに、分會役員を以て豫備員となし、萬善を期して居る。而して常に健全なる思想と剛健なる氣風を涵養し、品位の向上に努め、地方良民の模範たらんことを期して居る。本町内の在郷軍人數は大正十三年末現在二千七百五人である。

歴代分會長表

氏名	任期
第九章 兵 事	二二七

陸軍歩兵少尉	正八位勳六等	藤江正治	自明治四十四年八月至大正元年三月
陸軍歩兵少尉	正八位勳六等	藤江正治	自大正元年四月至同三年三月
陸軍工兵少尉	正八位	松本一郎	自同三年四月至同五年三月
陸軍三等主計		鎌田恒藏	自同五年四月至同七年三月
陸軍歩兵中尉	從七位勳五等	藤江正治	自同七年四月至同九年三月
陸軍歩兵少尉	正八位	岡野証壽	自同九年四月至現在

赤十字社員 本町民が赤十字社員となつた最初は何年頃で、誰々に初つたかは今知ることを得ぬ。大正十三年に於ての社員数は特別社員六、終身社員七十三、正社員七、賛助員一、計八十七である。其内特別社員の氏名は中桐彦太郎・島圖繁太郎・吉村晋次郎・松村松三郎・秋月猛一郎・興津武治である。

第十章 交通

道路 明治五年七月の調査に係る本町の四街道間数は

石川街道	田畑口ケハナシより奉獻燈を經て一本松まで	七丁三間
堺街道	堺口門ケハナシより美島橋をすぎ横大道石橋をすぎ南の角まで	十丁二十八間半
高野街道	流口ケハナシより中井路橋を過ぎ堤中まで	三丁四十三間半
大和街道	樋尻門ケハナシより中堤シン、四ツ辻堤西岸まで	二丁四十三間半

であつた。其頃はまだ道路の制度確立しなかつたが、九年に國道縣道里道の制が定つた。本町關係として最初に平野街道が縣道と指定された。平野街道は正覺寺村界より來り西へ新在家村に至るもので延長十九丁五十四間、幅は二間であつた。此は國分街道とも稱して、後の奈良街道である。道路法の改正によつて假定府道として奈良街道・八尾街道・古市街道・高野街道が指定された。又府費補助里道として平野街道・鶴橋街道・百濟街道があつた。平野街道は迂回甚しいので直路となすこととし三十四年四月起工、奈良街道から南へ大字泥堂馬場の堺の道路を大字西脇に通じ、字鰯別當の溜池中を貫き八尾街道に接せしめた。大正八年四月法律第五十八號で從來の道路法が廢止され、新に道路法が公布されて九年四月一日から實施された。此によつて認定されたものは次の如くである。

府道

大阪奈良線 舊奈良街道である。起點大阪市南區寺田町から起り、北百濟村に入り、本町の大字馬場・泥堂を通過して大字市の百濟橋を渡り中河内郡加美村に出て奈良に達する。本町内の延長十八町三十九間。本線は古來大阪と奈良とを連絡した主要の道路であつて、舊街道として特種の一里塚の如きも本町泥堂口の西にあつた。一に國分街道と稱し、平野からは天王寺街道、大阪からは平野街道と稱した。早くより舊道路法に依つて假定縣道に指定せられ、明治十八年十一月起工して本町と天王寺間の改修變換工事を起して道幅を取廣げた。大正十一年西方より本町停車場前交番所の辻まで幅員十間に擴張した。車馬の往來頻繁である。

守口平野線 北河内郡守口町より本町に達するもので、舊中高野街道と稱した。平野停車場線から分岐し、紡績會社の北横手に沿ひ兩國橋に至るものである。本町内の延長四町五十三間

平野停車場線 停車場前から南へ大阪奈良線に至るものである。此延長一町五十六間

濱通り線	自元町二丁目三〇地先	九十間	
猿屋小路線	自元町三丁目二地先	百三十三間	瑞興寺
濱小路線	自元町二丁目一七地先	二十五間	
圓滿寺通り線	自京町四丁目一五地先	二百十二間	惠光寺
油屋小路線	自中	五十五間	大融寺
今堀小路線	自元町五丁目一六地先	百五間	今堀橋北詰
北田畑小路線	自政所町三丁目二地先	六十二間	
南田畑小路線	自田畑	百十一間	
丹羽屋小路線	自新町六丁目一四地先	三十九間	
晒屋小路線	自本町一丁目一四地先	二百四十間	
瓦町筋線	自京町二丁目一〇地先	百五十五間	
銀治屋町筋線	自政所町二丁目一〇地先	二百二十七間	瑞興寺

魚棚筋線	自野堂三七七地先	四百十五間	野堂巡查派出所、信行寺、魚棚橋、田畑橋
馬屋小路線	自本町四丁目四地先	百三十間	正業寺裏門
天神筋線	自元町五丁目一〇地先	二百五十二間	田村橋西詰、正業寺表門、即法寺
笈松筋線	自元町五丁目一四地先	二百間	惠光寺西門
若松筋線	自流八三九地先	四百五十五間	今堀橋、郵便局、梅ヶ枝橋
本山筋線	自本町六丁目七地先	二百五十間	大念佛寺表門
稻荷小路線	自中	百三十五間	
中小路線	自中	三十七間	
小流小路線	自梅ヶ枝町四丁目三〇地先	七十間	
東撞木小路線	自政所町三丁目一六地先	五十間	
西撞木小路線	自政所町三丁目一〇地先	五十間	
藥師小路線	自梅ヶ枝町三丁目一八地先	九十間	

橋梁五間、府道重用十七間、舊平野街道
府道重用二十間

紅屋小路線	自新町二丁目一三〇地先	四十間	
團野小路線	自京町三丁目一七四地先	七十九間一分	
御幸筋線	自元町四丁目一八五地先	百五十間	御旅所、満願寺
常盤通り線	自宮町一丁目七四〇地先	三百六十間	舊鶴橋街道
常盤北通り線	自濱町一丁目七四四地先	四十九間	
神路筋線	自本町一丁目七三二地先	百五十間	
權後通り線	自泥堂六〇三七地先	百三十五間	橋梁九間
藤ヶ澤筋線	自元町七丁目一四八地先	百二十六間	大念佛寺裏
金屋横小路線	自本町五丁目二七地先	百八十間	
政所小路線	自政所町二丁目一四四地先	三十七間	
西小路線	自新町六丁目一八四地先	三十四間	
地藏小路線	自本町五丁目一四〇地先	六十間	

辨天池通り線	自宮町三七八地先	三十五間	
惠浄寺筋線	自京町一丁目四〇九地先	五十五間	
河骨小路線	自元町三丁目一四四地先	七十五間	
中濱筋線	自濱町三丁目二七地先	四十二間	
船入筋線	自元町三丁目二八地先	七十五間	
観音寺小路線	自政所町五丁目三四地先	四十五間	

其他、野通と道、自一號線至百二十號線 延長 二萬三百九十四間

橋梁 本町の橋梁は左の如くである。

位置	街道	河川	構造	長	幅	備考
百濟橋	京町一丁目	奈良街道	石造	六間六分 (九間)	三 (五) 尺	明治十六年三月架換無欄干
樋尻橋	本町一丁目	八尾街道	コンクリート(土造)	十間三分 (十七間)	二間四分 (二間三尺)	大正三年架換有欄干
餘慶橋	濱町二丁目	中高野街道	石造	六間六分 (六間)	二間三分 (二間)	大正六年十二月架換無欄干

積善橋	市	町	同	同	十間三分 (六間)	二間二尺 (四尺)	大正三年一月架換有欄干
兩國橋	市	町	同	同	十四間 四分	二間	大正三年六月架換、有欄干 攝河兩國に跨るが故に名く

○()内は明治二十三年の状態である。餘慶橋、積善橋は含翠堂講師の命名にかゝる。橋の東詰に積善橋の碑がある。

種尻橋は大阪陣の時の古跡である。寛政十二年に架換した時に折角百姓等の費用で架けたものを荷物車の爲め破損されたとて、其通行禁止を大阪奉行所に願ひ出て許れた。文久三年に破損して修繕した時にも、以後は車引の通行を禁ずることになつたので、車引仲間から、右費用中に銀壹百目を差出し、以後破損したときには修理することを約して通行を許されんことを求めた。

以上五橋以外に於ては溝渠に架設せる幅一間乃至二間の石橋暗橋である。左に表示する。

名稱	位置	構造	名稱	位置	構造
松山橋	本町通線本町一丁目	石造	晒屋橋	晒屋小路線本町一丁目	石造
瓦屋橋	瓦町筋線本町一丁目	同	鯛橋	鍛冶屋町筋線本町一、二丁目	同
本町橋	本町通線本町一、二丁目	同	新町橋	菜市通線新町二丁目	同
魚之棚橋	魚之棚筋線新町二、三丁目	同	團野橋	團野小路線新町三丁目	同
残在橋	平野富田林線新町三、四丁目	暗橋	戸ノ川橋	平野富田林線流口	石造
田畑橋	大阪古市線田畑口	石造	菜市橋	菜市通線新町四丁目	同
天神橋	天神橋筋線新町四、五丁目	暗橋	笈松橋	老松筋線新町五丁目	石造

金屋橋	若松筋線新町五、六丁目	石造	西脇橋	本山筋線新町六丁目	同
田邊橋	稻荷小路線新町六丁目	同	梅ヶ枝橋	若松筋線梅ヶ枝町五、六丁目	同
田村橋	田村筋線京町四丁目	同	住吉橋	圓満寺通線京町四丁目	同
馬屋橋	馬屋小路筋線新町四丁目	同	泥堂橋	天神筋線元町四、五丁目	暗橋
參詣橋	南門通線元町五丁目	暗橋	老松橋	本山筋線元町五丁目	石造
今堀橋	若松筋線上町	石造	本山橋	本山筋線上町	暗橋
驛前橋	平野停車場線平野停車場前	石造	新橋	守口平野線紡績工場乾角	石造
鍛冶屋橋	鍛冶屋町筋線政所町一、二丁目				

鐵道及軌道

官線(關西線) 本鐵道は、明治十六年の頃地方の有志相謀りて馬車鐵道を計畫し、運輸交通の便を計つたのが始である。然るに當時朝野の有志者りに汽車鐵道の便を稱へたので、明治十七、十八、十九の三ヶ年に互りて精査をなし、線路の實況を踏査し、明治二十年十二月に至り、大阪より南河内郡國分村に入り、和河山脈を横斷し、奈良縣北葛城郡下田村に出で、櫻井町に達するを本線とし、北葛城郡北今市より分岐し、奈良市に達するを支線とする約四十哩の鐵道布設を出願し、翌二十一年三月許可を得た。然るに株式募集用地買収等の事業に着手せんとするに際し、忽ち線路變更の議起り、即ち前記線路に依るときは長橋、墜道及切取り等至難なる工事を要し、且つ勾配も亦五十分の一を下る能はず、因りて本線は大阪より中河内郡堅下村大字高井田より左轉し、大和川沿岸を遡り、龜の瀬峠を穿ち、奈良縣南葛城郡王寺村に出で、其より櫻井町に達する二十九哩九鎖とし、同王寺村より分れて奈良市に至る九哩三十